## 令和6年度

# 自己点検評価書

令和7 (2025) 年11月

環太平洋大学

## 目 次

Ι.	建学	≐の	精神	١.	大!	学(	<b>か</b> :	基	本	理	念	•	使	命	•	目	的	١,	大	:学	<u>-</u> σ,	(但	性	٤.	特	宇包	色等	÷ •	•	•	•	•	•	1
Π.	沿革	ځ≛	現沂	].				•						•					•	•			•	•			•							4
Ш.	評価	插機	構か	定	' <i>හ</i>	る	基	準	1=	基	<u> </u>	ĵ	É	1 2	먑	平位	<b>5</b> .																•	10
1	基準 1	۱. ۱	使命		目	的	等						•					•															•	10
1	基準 2	2. !	学生																		•												•	18
į	基準 3	3.	教育	課	程		•			•				•											•								•	40
1	基準 △	1. ;	教員	•	職.	員				•				•											•								•	49
1	基準!	5. i	経営		管:	理。	إع	財	務										•	•													•	58
į	<b>基準 (</b>	3.	内部	質	保	証		•	•			•	•				•	•			•											•	•	71
IV.	大学	≥か	独自	115	設	定	し	<i>t</i> =	基	準	10	٦	: Z	5 É	1 =	2름	平信	<b>5</b>		-				•	•	-					•	•	•	75
į	基準 <i>F</i>	۱. ۱	挑戦	ځځ	: 創	造	σ,	)教	育	ĹĨ			-																				•	75
٧.	特言	書	項•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•			•			•	•	•	•	•		•	•	•		•	87
VI.	法令	等	の遵	守	·状	況	_	覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	89
	エヒ																																	
-	エビラ	デン	ス集	€ (	゙゙゙゙゙゙゙゙	_	タ	編	)	_	·賢	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	105
-	Tビラ	ぎゝ	・ス 佳	Ξ (	′咨	米江	纑	(	_	昏																			-					106

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

## 1. 創志学園の建学の精神・基本理念

学校法人創志学園は、「挑戦と創造の教育」を建学の精神として掲げ、「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む」という「共育」を教育活動の基本に置いている。 創立以来、教育のあらゆる分野で児童、生徒、学生の持てる可能性を引き出すことにひたむきな情熱を傾け、また、児童・生徒・学生の直面する問題に対して、教職員が深く積極的に関わっていくことで、その豊かな才能を導き出し、成長・発展させてきた。

この教育実践活動の中で、学校法人創志学園は、恒常的に「時代の求める教育の追求」をモットーにして、教育内容・形態及び教育サービスの充実を図りながら、日本をはじめとして地域・年齢層とも多岐にわたる幅広い教育のフィールドで教育活動を展開している。

## 2. 環太平洋大学の建学の精神・基本理念、使命・目的

## 2-1. 環太平洋大学の建学の精神等

「環太平洋大学 (International Pacific University) 通称:IPU」(以下、「本学」) は、平成 19 (2007) 年 4 月に開学した。建学の精神、教育理念、教育指針等は、次のように謳っている。

○建学の精神 挑戦と創造の教育

○教育理念 ①教育とスポーツの融合

②時代の求める教育の追求

③教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む(共育)

○教育指針 ①個性教育:豊かな人間性と個性を育む教育

②実学教育:深い専門性と実践力を身につける教育

③国際教育:コミュニケーション能力とグローバルマインドを涵養

する教育

本学は、上記の建学の精神に基づいて、体育学部、次世代教育学部、経済経営学部の 3 学部において、上に示した三つの教育理念を活かした教育を通し、本学の使命・目的の実現に努めている。

教育理念の①は、教育とスポーツのそれぞれのよさと学びを双方に活かしていこうとするもので、例えば、スポーツにおける目標の明確性やスポーツで培われる「礼法・克己心・忍耐力・チームワーク力」等を人間教育に活かしていこうとするものである。教育理念の②は、時代の要請を先取りし、学部・学科のカリキュラム編成に活かしていこうとするものである。教育理念の③は、教職員と学生・保護者の対話に基づき、教育改善を図り、「学生のための大学」を構築しようとするものである。これらの理念は、体育学部、次世代教育学部、経済経営学部の3学部からなる本学の特色を活かしたものであり、これからの日本に求められる重要なものであると考えている。

## 2-2. 環太平洋大学の使命・目的と設立の経緯

本学の使命・目的については、学則に次のように定めている。

本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする。

こうしたことを目的とする大学設立の経緯、状況は以下のとおりである。

わが国がかつて経験したことがない超少子高齢化社会と対峙する中で、「持続的に発展可能な社会」の実現とそれを担う人材の育成は、国家的、社会的な緊急の課題である。この少子高齢化社会の中で、持続的に発展していくために取り組むべきテーマとして、身体能力や健康状態に応じた健康・体力の維持増進、併せて、わが国の未来を見据えた子育てや次世代の教育は不可欠である。そうした認識のもとで、健康づくりを推進する人材の育成、及び、次世代教育に携わることができる保育者・教育者の育成を通して、「持続的に発展可能な社会」の形成に貢献することが本学設置の趣旨である。

この趣旨を実現するために、平成 19 (2007) 年の開学時において 2 学部を設置し、前述の課題解決に貢献できる人材を輩出することを目指してきた。

まずは、超少子高齢化社会という構造的変容の中で、健康づくりに寄与できる心身ともに健全な人材を育成し、体育・健康運動に関する教育研究を通して、運動技能の卓越した競技者・指導者の育成を目的とする「体育学部」を設置した。

また、激変期にある現代社会の教育的諸問題に対して、新しい自律改革型の保育者・教育者・指導者を育成し、ひいては、そのような理解と展望の裏づけを元に幼保一体化(一元化)や保幼小の連携を視野に入れながら、自らの力で判断し、行動できる次世代を育むことを目的とする「次世代教育学部」を設置した。

これらの目的のもとに、「グローバル化」、「少子高齢化社会」、「健康の保持増進や豊かなスポーツライフの実現」、「いじめや不登校等の教育課題」といった現代の諸問題に対応し、次世代を含む全ての人々にとって健全で質の高い社会を構築していくため、本学は平成24(2012)年4月、次世代教育学部に国際教育学科を、体育学部に健康科学科を設置し、2学部5学科体制による教育研究を推進した。平成28(2016)年4月には経営学部現代経営学科(令和4(2022)年に経済経営学部に名称変更)を開設し、本学は3学部5学科体制へ移行した。これは、経営・経済に関する幅広い知識と教養を土台として、経営学、国際経済、会計・ファイナンス、マーケティングに関する専門知識を体系的に学び、企業実務やマネジメント手法等の実学に触れながら、グローバル化する社会に持続的に貢献できる人材の育成を目的としている。さらに、令和6(2024)年には、アスリートやスポーツサイエンティストの育成を目的として、体育学部に競技スポーツ科学科を設置し、3学部6学科体制となった。

## 3. 環太平洋大学の個性・特色等

本学の建学の精神である「挑戦と創造の教育」は、学校法人創志学園の設立者であり総長(初代理事長)である大橋博の教育理念・教育信念・教育経験に基づくものであり、他大学には見られない含蓄に富む、特色ある内容で構成されている。中でも、三つの教育理念と教育指針は本学の大きな特徴となっている。

大橋博の教育理念・教育信念・教育経験に基づきスタートした本学は、平成 28 (2016) 年から 3 学部 6 学科となり (うち、次世代教育学部 国際教育学科は平成 28 (2016) 年 4 月に学生募集を停止し、「経営学部 現代経営学科」に発展的改組とした)、令和 6 (2024) 年度までに第 15 期生を卒業生として世に送り出している。この間の進路決定率は非常に高く、本学の教育成果を示す一つの指標として評価できるものと考えている。教職、公安系公務員職、行政公務員職をはじめとして、スポーツ実績を活かして実業団に就職した者も少なくない。

現代日本社会の少子化時代にあえて開学した本学は、上記のような実績を踏まえて、今、まさに広大な視野に立脚し、「挑戦と創造の教育」の建学の精神のもと、基本理念に基づいて、「教育とスポーツの融合」「時代の求める教育の追求」「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む(共育)」を実践しながら、激しく変容する国際社会に必要とされる人材育成を信条に、個性教育、実学教育、国際教育を推進し、学生と教職員が相互主体的な関係で共に育ち成長する「どこにもない大学」づくりに鋭意邁進している。

## Ⅱ.沿革と現況

## 1. 本学の沿革

## 1-1. 「学校法人創志学園」及び「環太平洋大学」の沿革

<学校法人創志学園の沿革・年表>

- 昭和15(1940)年4月 宇和島市笹町に大和女子学園・大和女子専門学校を創立。
- 昭和24(1949)年7月学校法人大和女子学園設立認可。
- 昭和36(1961)年4月 宇和島栄養学校·宇和島保育学校設立認可。
- 昭和41(1966)年 1月 愛媛女子短期大学設置認可。食物栄養科(定員200名)・保育科 (定員100名)設置。
- 昭和42(1967)年 1月 愛媛女子短期大学附属幼稚園設置認可。
- 昭和58(1983)年10月 学校法人大和女子学園から愛媛女子学園に法人名称変更。
- 平成 6 (1994) 年 5 月 大橋博が学校法人愛媛女子学園第 4 代理事長に就任し、国際教育・実社会教育・個性教育を教育理念とする。
- 平成 12 (2000) 年 12 月 愛媛女子短期大学留学生別科設置。
- 平成13(2001)年3月学校法人国際情報学園を吸収合併。クラーク記念国際高等学校を併設(平成4(1992)年4月開校)。
- 平成13(2001)年8月学校法人愛媛女子学園から学校法人創志学園に法人名称変更。
- 平成 14(2002) 年 3月 日本健康医療専門学校設置認可。
- 平成15(2003)年2月専門学校東京国際ビジネスカレッジ設置認可。
- 平成16(2004)年3月専門学校福岡国際ビジネスカレッジ設置認可。
- 平成17(2005)年3月 専修学校クラーク高等学院天王寺校設置認可。
- 平成17(2005)年3月法人本部事務局を愛媛県宇和島市より神戸市中央区に移転。
- 平成 18 (2006) 年 4月 愛媛女子短期大学健康スポーツ学科設置。
- 平成 18 (2006) 年 11 月 環太平洋大学設置認可。体育学部 (定員 400 名)・次世代教育学部 (定員 800 名)・次世代教育学部通信教育課程 (定員 2,000 名)を設置。
- 平成19(2007)年4月環太平洋大学開学。大橋博が初代学長に就任。
- 平成 20 (2008) 年 12 月 愛媛女子短期大学保育学科を子ども学科に学科名称変更、健康 スポーツ学科定員変更 (100 名)、食物栄養学科募集停止。
- 平成 22 (2010) 年 2月 ベル学園高等学校の設置者変更認可、学科改組により全日制課程普通科を設置 (170名)。
- 平成 22 (2010) 年 4月 ベル学園高等学校から創志学園高等学校に校名変更。 環太平洋大学学長に梶田叡一第 2 代学長が就任。
- 平成 23 (2011) 年 4月 環太平洋大学 東京・大阪グローバルスタディセンター (留学生 別科) 設置 (定員 200 名)。
- 平成 24 (2012) 年 4月 環太平洋大学次世代教育学部国際教育学科(定員 400 名)、体育学部健康科学科(定員 240 名)設置。体育学科定員変更(400 名→560 名)。学級経営学科を教育経営学科(400 名→480 名)に、幼児教育学科をこども発達学科(400 名→320 名)に名称

変更及び定員変更。学級経営学科(通信)を教育経営学科(通信)に名称変更。

環太平洋大学学長に中原忠男第3代学長が就任。

愛媛女子短期大学を環太平洋大学短期大学部に名称変更。

専門学校福岡国際ビジネスカレッジを専門学校東京国際ビジネスカレッジ福岡校に校名変更。

平成 25 (2013) 年 4月 環太平洋大学短期大学部健康スポーツ学科を廃止。専門学校東京国際ビジネスカレッジにキャリアアップ専攻科を設置。

平成 26 (2014) 年 4月 環太平洋大学・神戸グローバルスタディセンター(留学生別科) 開設 (定員 50 名)。

平成 26 (2014) 年 4月 専修学校クラーク高等学院大阪梅田校及び名古屋校を設置認可。

平成 27 (2015) 年 4月 環太平洋大学体育学部体育学科の収容定員増 (560 名→800 名)。

平成27(2015)年8月東京経営短期大学の設置者変更認可。

平成28(2016)年4月環太平洋大学学長に大橋節子第4代学長が就任。

環太平洋大学次世代教育学部国際教育学科募集停止。

環太平洋大学教育経営学科 (通信) 収容定員減 (1,320 名→1,000 名)。

環太平洋大学経営学部現代経営学科(定員900名)を設置。

平成29(2017)年4月 東京経営短期大学こども教育学科(定員120名)を設置。

平成 30 (2018) 年 4月 環太平洋大学体育学部体育学科の収容定員増 (800 名→1,200 名)。

令和 3 (2021) 年 2月 環太平洋大学経営学部の名称変更届出。

令和 3 (2021) 年 8月 環太平洋大学経営学部の定員変更認可。

令和 4 (2022) 年 4 月 環太平洋大学経営学部を経済経営学部に名称変更及び収容定員 増 (900 名→1,100 名)。

令和 5 (2023) 年 4月 増田哲也が第2代理事長に就任。

令和 6 (2024) 年 4月 環太平洋大学体育学部競技スポーツ科学科(定員 100名)を設置。大学院スポーツ科学研究科(定員 8名)を設置。

## 1-2. 「環太平洋大学」の名称の由来と沿革

国と国の垣根を越えた教育の国際化は、もはや避けて通ることができない世界的規模の 課題となりつつある。一国の教育制度には歴史的かつ文化的、社会的な背景があり、それ ぞれに特長を持っている。お互いの教育システムの長所を活かし、グローバルな個性をも った人材、国際的に通用する次代の若者を育てていくことは、地球的なスケールの教育に おいて重要である。

本学の設置の背景には、「International Pacific University 構想」がある。この構想は昭和62 (1987) 年に提唱され、平成元 (1989) 年8月にハワイのホノルルにて「International Pacific University カリキュラム委員会」が開催された。環太平洋圏各国の大学や教育機関等で活躍している識者が集い、環太平洋圏各国の青年たちに国際的な教育の機会を提供することを目的に、環太平洋圏各国の大学で傑出した教育に関わる制度と技術、思想と知識

を組織的に凝縮した大学を目指して、国境を越えた教育ネットワークを構築することの重要性が再確認された。さらに、人種や国境を越えた「太平洋人」、「地球市民」として、教育・スポーツビジネス・文化等の領域を通して、お互いを深く理解し合える若者の育成を基本理念に掲げた。

この理念を実現するため、本件カリキュラム委員会は各国にて「International Pacific University」の開学に対する支援や各大学との共同体制を確立し、域内における学生交流、教員交流、海外インターンシッププログラム等を促進し、ひいては大学間の単位互換を可能にする体制を速やかに構築していくことを目標に掲げた。こうして、大学教育のネットワーク化を推進する「International Pacific University 構想」の先駆けとして平成 2(1990)年に設立されたのが、「インターナショナル・パシフィック大学」(IPC、現在の Institute of the Pacific United New Zealand、以下「IPUNZ」という。)である。環太平洋の中でも特筆できる高い教育水準を誇り、加えて教育・自然環境ともに恵まれたニュージーランド国内初の私立大学となった。

これに次ぐ環太平洋大学の開学により、「International Pacific University 構想」は第2 ステージへと突入することとなる。環太平洋地域における大学のさらなるネットワーク化 により、各国大学間の教育研究に関する相互交流も促進され、大学教育のグローバルスタ ンダードをカリキュラムとして構築していくことによって、本学は大学における真の国際 教育の実現を目指している。

この環太平洋圏における連携推進の目標を明確にするために、本学の名称を「環太平洋大学」と定め、英語表記を「International Pacific University」とした。

## 2. 本学の現況

## • 大学名

環太平洋大学(International Pacific University)通称: IPU ロゴタイプ(logotype)



## • 所在地

校地 (キャンパスの名称)	所在地
第一キャンパス	岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721 番地
第二キャンパス	岡山県岡山市東区矢津 2050 番地 13
岡山駅前グローバルキャンパス	岡山県岡山市北区下石井 2-2-1

- ※ 第一キャンパスに、環太平洋大学附属鍼灸整骨院(岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721 番地)を置く。
- ※ 横浜市に環太平洋大学附属国際科学・教育研究所(横浜市中区桜木町 1-1-7 TOC みなとみらい 16 階)を置く。

## • 学部構成 ※ 3 学部 6 学科体制

≪通学課程≫

(令和6年5月1日現在)

					入 学	定員				
学部	学科	令和(	6 年度	令和5	年度	令和 4	4年度	令和(	3年度	収容
部	<del>- 14</del>	1年	3 年	1年	3 年	1年	3 年	1年	3 年	定員
		入学	編入学	入学	編入学	入学	編入学	入学	編入学	
/ <del>*</del>	体育学科	200 人		300 人	_	300 人	_	300 人	_	1,100 人
体育学部	健康科学科	60 人		60 人	_	60 人	_	60 人	_	240 人
П	競技スポーツ科学科	100 人								100 人
次世	こども発達学科	80 人	_	80 人	_	80 人	_	80 人	_	320 人
代数	教育経営学科	120 人		120 人		120 人		120 人		480 人
次世代教育学部	(小学校教育専攻)	100 人	_	100 人	_	100 人	_	100 人	_	400 人
部	(中高英語 教育専攻)	20 人	_	20 人	_	20 人	_	20 人	_	80 人
経済経営学部	現代経営学科	250 人	50 人	250 人	50 人	250 人	50 人	200 人		1,050 人
	通学課程 合計	810 人		810 人		810 人		760 人		3,290 人

《通信教育課程》 (令和6年5月1日)

					入 学	定員				
学	学科	令和	6年度	令和	5 年度	令和 4	1年度	令和 (	3 年度	収容
部	<del>7</del> 17	1年	3 年	1年	3年	1 年	3 年	1 年	3 年	定員
		入学	編入学	入学	編入学	入学	編入学	入学	編入学	
	教育経営学科									
盗	通信教育課程									
次世代教育学部	(初等教育専攻)	20 人	150 人	380 人						
A 育	(中高英語教育専攻)	20 人	20 人	120 人						
部	(中高数学教育専攻)	20 人	20 人	120 人						
	(看護教育専攻)	20 人	150 人	380 人						
	合 計	80 人	340 人	1,000 人						

- ※ 通信教育課程における2年次編入については、毎年若干名の定員を設けている。
- ※ 平成 25 年度より、次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕の入学定員(300 $\rightarrow$ 160 人)、編入学定員(400 $\rightarrow$ 680 人)を変更。
- ※ 平成 28 年度より、次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕の1年次における入学定員の変更(160→80人)。
- ※ 令和 4 年度より、経済経営学部現代経営学科〔通信教育課程〕の1年次における入学定員の変更(200→250人)。

## • 学生数、教員数、職員数

## 〔1〕学生数

## 《通学課程》

学部	学科	入学	編入学	収容	在籍		生数の内		;人)
		定員	定員	定員	学生数	1 年次	2年次	3年次	4 年次
<b>从</b> 本	体育学科	200	_	1,100	1,113	210	289	323	291
体育 学部	健康科学科	60		240	246	68	56	65	57
1 117	競技スポーツ科学科	100		100	123	123			
次世代	こども発達学科	80		320	220	45	42	60	73
教育学部	教育経営学科	120	_	480	443	102	118	104	119
経営学部	現代経営学科	0	0	0	1	0	0	0	1
経済経営 学部	現代経営学科	250	50	1,050	618	129	171	151	168
	合 計	810	50	3,290	2,765	677	676	703	709

## 《通信教育課程》

## (令和6年5月1日付)

214 AB	学科	入学	編入学	収容	在籍	在籍学	生数の内	訳(単位	;人)
学部	(課程、専攻)	定員	定員	定員	学生数	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
次世代	教育経営学科 [通信教育課程]								
教育	初等教育専攻	20	150	380	392	7	11	94	280
学部	中高英語教育専攻	20	20	120	271	5	6	36	224
子司	中高数学教育専攻	20	20	120	283	9	5	103	166
	看護教育専攻	20	150	380	188	0	1	56	131
合	計 (正科生)	80	340	1,000	1,134	21	23	289	801
禾	斗目等履修生	_			132				_
	合 計	_	_	_	1,266	_	_	_	_

## 〔2〕教員数

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合 計
	体育学科	8	5	9	3	0	25
体育学部	健康科学科	5	1	4	0	0	10
	競技スポーツ科学科	4	1	7	0	0	12
	こども発達学科	6	3	3	3	0	18
次世代	教育経営学科	20	11	4	2	0	37
教育学部	教育経営学科 [通信教育課程]	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)
経済経営 学部	現代経営学科	8	4	9	0	0	21
	合 計	51	25	36	8	0	120

注:()は通信教育課程の専任教員数の内数。

(令和6年5月1日現在)

専任教員 120人(4人)

兼任講師 51人

合 計 171人(4人)

## 〔3〕職員数

事務職員	専任	嘱託	パート・非常勤 (アルバイトを含む)	派遣	合 計
人数	95 人	0 人	13 人	3 人	111 人

(令和6年5月1日現在)

## Ⅲ、評価機構が定める基準に基づく自己評価

## 基準 1. 使命•目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応
- (1) 1-1の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

## (2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の「使命・目的」に関しては、環太平洋大学 学則第1条に以下のように定めている。【資料1-1-1】

## 環太平洋大学 学則

(目的)

第1条 本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする。

また、同学則第4条において体育学部と次世代教育学部及び経済経営学部の設置を定め、 併せて教育目的に関しては、「学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的」として、学則 第4条の2に定めている。

#### (学部及び学科の人材の養成に関する目的)

- 第4条の2 前条第1項に定める学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関しては、以下のように定める。
- 2 体育学部は、健康・スポーツ科学に関する教育研究を行い、「競技スポーツ」、「健康運動」、「健康・スポーツ教育」の専門職分野において科学的知識と実践力を備えた、社会のリーダーとして活躍できる人材の養成を目的とする。
- (1) 体育学科は、スポーツ科学に関する専門的知識と運動技能を身につけさせることによって、青少年のスポーツ教育に寄与できる指導者、アスリート、社会の多様な分野でリーダーとして活躍できる人材の養成を目的とする。
- (2) 健康科学科は、健康・医科学の深い専門性に裏づけられた実践力を養成する実学教育を重視し、「健康科学」を中心として、「健康医学」、「スポーツ医科学」や「保健衛生学」「保健医療学」の学際的な領域で学び、アスリートはもとより、広く人間の健康を科学する医療人の養成を目的とする。

- (3) 競技スポーツ科学科は、身体機能の理解、スポーツ実践演習、アスリートキャリア、 科学的根拠による専門知識と競技力向上の専門的指導を体系的に学び、全国及び世界レベルでの競技スポーツでの活躍を目標に掲げ、自らの競技力向上を図ることができる知的アスリートの養成と、科学的知識と専門的スキルにより、トップアスリートの競技能力向上を図ることのできる有能な人材の養成を目的とする。
- 3 次世代教育学部は、教育学・心理学・社会学等に関する教育研究を行い、「教育実践力」「コミュニケーション力」「異文化理解力」を備え、次代の社会を担い、自らの力で意思 決定や価値判断のできる人材の養成を目的とする。
- (1) こども発達学科は、激変する社会の中に生きる、子どもとその家庭を育むために、多面的に事象を理解する能力と実践力・協調性を培い、コミュニケーション能力に優れ、さらに国際感覚のある人材の養成を目的とする。
- (2) 教育経営学科では、次代を担う子どもが、豊かに自己実現をする上で不可欠となる基礎を培う教育を実践できる人材の養成を目的とする。
- 4 経済経営学部現代経営学科は、経営・経済に関する幅広い知識と教養を土台として、経営学、国際経済、会計・ファイナンス、マーケティングに関する専門知識を体系的に学び、企業実務やマネジメント手法等の実学に触れながら、グローバル化する企業活動に持続的に貢献できる人材の養成を目的とする。
- 5 次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕に関しては、「環太平洋大学通信教育課程 程規程」に定める。

以上のように、本学は体育学部と次世代教育学部及び経済経営学部の3学部を置き、それぞれの専門性を培うとともに、併せて教育とスポーツを融合することをねらいとしながら、教育活動を展開・実践している。

学則は『学生便覧 2024 IPU STUDENT HANDBOOK』に記載し、「環太平洋大学の建学の精神と教育指針」並びに「学部・学科の基本理念と教育活動」等について、丁寧に説明している。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 1-1-1】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

## 1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的、教育目的等は、先に示したように学則において、それぞれ長文を避けて、 簡潔に数行で表現している。また、読み手に伝わりやすいように、抽象的な表現や難解な 語句を用いることなく、理解しやすい平易な表現としている。

#### 1-1-3 個性・特色の明示

本学は、平成19(2007)年4月に設立され、「挑戦と創造の教育」を建学の精神として 謳い、それを踏まえて時代や社会のニーズに応えるために、「どこにもない大学づくり」を 目指している。先に示した本学の学則第1条は、こうした精神を踏まえて定められたもの であり、「教育とスポーツの両面を通じて」、「次代を担う国際人となり得る人材を輩出す る」と謳っている。さらに、本学固有の使命・目的として、「教育とスポーツの融合」、「時代の求める教育の追求」、「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む(共育)」といった教育理念を掲げ、学生便覧や大学ホームページ、大学案内に明示している。【資料1-1-2】【資料1-1-3】【資料1-1-4】

## [エビデンス集資料編]

【資料 1-1-2】学生便覧 (p. 8 参照) (【資料 F-5】と同じ)

【資料 1-1-3】大学案内(【資料 F-2】と同じ)

【資料 1-1-4】大学ホームページ

## 1-1-④ 変化への対応

平成 19 (2007) 年 4 月に 2 学部 3 学科体制で設立された本学は、平成 22 (2010) 年度 に第 1 期生を送り出し、その進路決定率は 96.4%であった。そうした実績を踏まえて、本学の使命・目的については、これらを一層推進すべきとした。

そこで、この使命・目的を一層拡大充実し、時代の変化に対応すべきとして、体育学部に健康科学科、次世代教育学部に国際教育学科の2学科を新設することとし、平成24(2012)年4月よりスタートした。加えて、平成27(2015)年に体育学科の収容定員を560人から800人へ増員し、大学全体の収容定員は開学時の1,200人から、2,240人になった。続けて、平成30(2018)年には体育学科の収容定員を800人から1,200人へ増員した。

次に、平成 25 (2013) 年度に定めた中期目標・中期計画の中の「時代の求める教育研究を追求し、それに基づき学部・学科等の新設や改組に取り組む」に基づいて、時代・社会のニーズに応えるため、新たに平成 28 (2016) 年 4 月に経営学部の設置に至っている。さらに、令和 6 (2024) 年には、知的アスリートの養成、及び、トップアスリートの競技能力向上を図ることのできる人材を養成するため、体育学部に競技スポーツ科学科を開設するとともに、大学院スポーツ科学研究科の開設を申請した。その一方で、平成 28 (2016) 年 4 月に次世代教育学部国際教育学科の学生募集を停止し、経営学部現代経営学科(のちに経済経営学部に名称変更) に発展的改組とすることで、令和 6 (2024) 年度には 3 学部 6 学科体制となった。【資料 1-1-5】

コロナ禍への対応として、全学を上げて授業と業務の IT 化に取り組む一方で、個性教育、実学教育、国際教育を推進しうるカリキュラムの整備やメンター制度の充実を通して、対面教育を重視しつつ、社会で活躍できる人材の育成を図っている。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 1-1-5】 共通基礎データ 様式 2

#### (3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は令和 6 (2024) 年度で設立 18 年目を迎えた。建学の精神や基本理念を不変的なものと捉えるとともに、時代の変化に対応して、中期計画や教育目的等の改善を図り、今後も学部・学科の増設及び定員増等を視野に入れて活動を行う予定である。

- 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映
- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-4 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性
- (1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

## (2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則に定められている本学の使命・目的等や建学の精神については、学校法人創志学園の理事会及び本学の教育経営会議の議を経て決定されたものであり、法人の役員や本学の教職員の支持を得ている。教職員への周知徹底を図るため、大学の教職員総会や FD/SD 研修会 (Faculty Development/Staff Development) 等を通して、毎年説明がなされている。

【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-1】教職員総会記録

【資料 1-2-2】事業報告書(FD/SD 実施推進委員会)

#### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的や教育方針等は、毎年の「学生便覧」に掲載し、学生に対して、入学前研修、新学期オリエンテーション、卒業必修科目(1年次フレッシュマンセミナー、2年次キャリアディベロップメント、3年次キャリアデザイン)、及び、ゼミナール等において、担当教員や監督・コーチから具体的に説明されている。【資料1-2-3】

学外に広く周知するため、ホームページ上に大学の使命・目的に関することを掲載し、 学生募集等の機会には大学案内等を用いて対外的にアピールしている。加えて、本学の体 育会の活躍や教育活動が、新聞、テレビ、ネットニュース等、各種メディアに採り上げら れる機会が増えており、本学への社会の関心や認知度は高くなってきている。【資料 1-2-4】

本学は開学 18 年目を迎える歴史の浅い大学であるが、岡山県内はもちろん、他府県に広く深く認識されるよう、創設者の経営理念・教育方針や本学の使命・目的を学内外に伝えるため、積極的にニュース記事を公開している。【資料 1-2-5】

## [エビデンス集資料編]

【資料 1-2-3】学生便覧 (p. 8 参照) (【資料 F-5】と同じ)

【資料 1-2-4】大学案内(【資料 F-2】と同じ)

【資料 1-2-5】大学ホームページ

## 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的は、『環太平洋大学 中期計画 令和2年4月1日~令和7年3月31日 (5年)』に於いて「教育の質の向上」「学生支援」「学生確保」「地域連携・社会貢献」「グローバル化の推進」等の名称で反映されている。【資料1-2-6】

「教育の質の向上」としては、使命・目的に則って、「教養科目」「専門基礎科目」「コア科目」においてカリキュラム・マネジメントと授業改善が実施されている。「学生支援」では、進路開発教育の進展や学生による主体的な活動の支援等、「夢・挑戦・達成」の支援が強化されている。「学生確保」では、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を多く養成・輩出するため、これからの時代に即した募集計画が計画されている。「地域連携・社会貢献」「グローバル化の推進」では、地域創生に積極的に参画し、留学生の受け入れや海外留学の推進等、国際人となり得る人材の輩出にむけた計画がなされている。こういった方向性は関係各部署が作成する「事業計画書」「事業報告書」の中に記載されている。【資料1-2-7】

このように、本学の建学の精神や基本理念、使命・目的を踏まえ、「時代の求める教育」 を具現化するため、教育、研究、国際・地域連携、施設・設備等の充実、改善目標の設定 及び実施計画が策定されている。

## [エビデンス集資料編]

【資料 1-2-6】中期計画 令和 2 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日 (5 年)

【資料 1-2-7】事業計画書・事業報告書(【資料 F-6】と同じ)

#### 1-2-4 三つのポリシーへの反映

大学・学部の人材養成上の目的、教育研究上の目的に従って、学部・学科の特色を活か したディプロマ・ポリシーを、それに従って、カリキュラム・ポリシーを、さらにそれら を踏まえてアドミッション・ポリシーを作成している。

(図表 1-1-1) 建学の精神と教育指針とディプロマ・ポリシーの関係

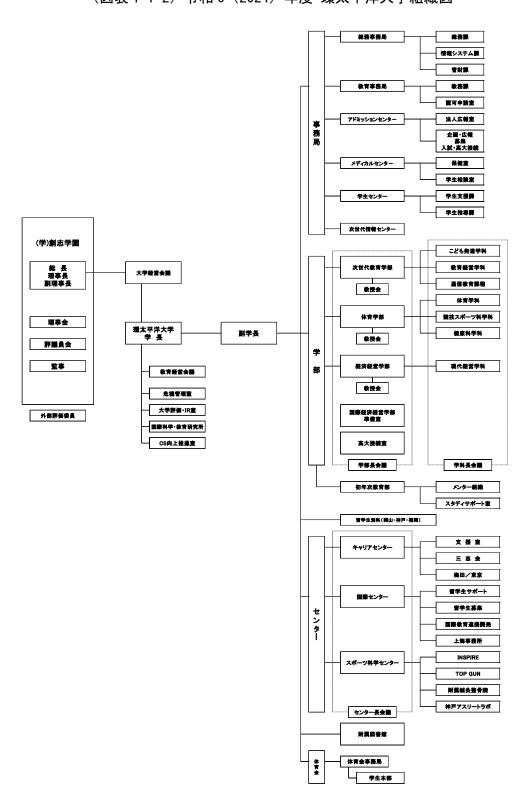
建学の精神	教育指針	ディプロマ・ポリシー
	個性教育	DP1 他者と付き合い、感情を調整し、目標を達
	※非認知能力	成できる。
	実学教育	DP2 専門分野における最先端かつ高度な知識・
	※社会貢献、成長実感	技能を獲得できる。
   挑戦と創造		DP3 課題解決のため、最先端かつ高度な知識・
		技能を活用できる。
		DP4 地域社会や産業界の課題を発見し、協働を
		通して社会変革に参画することができる。
	国際教育	DP5 異なる社会・文化・言語を深く理解し、地
	※グローバルマインド	球市民として広く交流できる。

## [エビデンス集資料編]

【資料 1-2-8】環太平洋大学 三つのポリシー (大学ホームページ)

## 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

図表 1-1-2 は令和 6 (2024) 年度の本学の教育研究組織の全体をまとめたものである。 (図表 1-1-2) 令和 6 (2024) 年度 環太平洋大学組織図



経済経営学部は1学部1学科体制である。現代経営学科に、経営総合コース、グローバルビジネスコース、スポーツビジネスコース、公務員コースの4コースを開設し、時代を担うグローバル企業人、起業家、地域創生人材を育成している。

次世代教育学部はこども発達学科と教育経営学科の2学科を設置している。こども発達学科には、こども心理コース、こども英語コース、こどもスポーツコースを開設し、幼稚園教諭・保育士・こども園保育教諭をはじめ、幼児教育のリーダーとして活躍する人材を育成している。教育経営学科には、小学校教員を育成する初等教育コース、中高の英語・体育の教員を育成する中等教育コース、教育の学びを生かして社会貢献できる人材を育成する教育社会学コースを開設している。

体育学部には、体育学科、健康科学科、競技スポーツ科学科の 3 学科を設置している。体育学科は、優れた指導力を持つ体育指導者や保健体育教員を育成する体育教員コース、スポーツビジネス界のリーダーを育成する企業コース、主に公安系の公務員を育成する公務員コースを開設している。健康科学科には、医療系国家資格「柔道整復師」の資格取得を目指すことを前提として、柔道整復師・メディカルサポートコース、柔道整復師・スポーツサポートコース、柔道整復師・ヘルスサポートコースを開設している。令和 6 (2025) 年 4 月に開設された競技スポーツ科学科には、比類なき記録の更新に挑戦し続けるアスリートコース、データ分析を駆使してアトップアスリートの育成を増進するスポーツサイエンティストコースを開設している。

学生指導の体制としては、それぞれの学部・学科に大学設置基準に規定される教員数を 上回る専任教員が配置されている。これに加えて、監督やコーチ等が併任教員として、学 生の教育、指導、支援にあたっている。

留学支援に関しては、国際センター主導で、ニュージーランド交換留学制度を整備している。一定期間、岡山キャンパスで留学前教育を実施し、1年後期から3年前期までの期間に、五か月、または、1年間にわたってIPUNZでの語学研修を実施している。現代経営学科には200人以上の留学生が在籍しているため、学科と国際センターが連携し、留学生の派遣や受け入れの円滑化・推進、および、学修・生活指導を行っている。

なお、学部・学科に加えて、大学における研究の使命・目的を実現するための附属研究機関として「国際科学・教育研究所」や「スポーツ科学センター」に加え、学生生活を支援するための「学生センター」、就職を支援するための「キャリアセンター」、学生募集や入試制度を担当する「アドミッションセンター」等が設けられている。なお、令和 6 (2024) 年度は、学内のリスクマネジメントを強化するために危機管理監を、学内の教育成果を可視化し教学マネジメントの円滑化を図るために大学評価・IR 室を設置した。

本学では、(図表 1-1-2)「令和 6 (2024)年度環太平洋大学組織図」に示した運営組織の他に、常設の会議や委員会がそれぞれ所掌の事項を協議決定している。これらの中で、大学の運営や教育研究にとりわけ関わりの深い運営組織は次のような会議である。【資料1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】これらの運営組織については、後の基準 3 において詳しく説明する。

《大学全体に関わる会議》

○教育経営会議 : 大学全体の経営・運営・教育等の基本方針や、大学の教学に関する重要事

項を審議する会で、構成メンバーは学長、副学長、学長補佐、学部長、学

科長、事務局長、その他学長が指名する者等である。

○事務局課長会議 : 大学事務における実務面での連絡調整と事前協議を行っている会で、構

成メンバーは、事務局長、事務局次長、総務課長、管財課長、教務課長、

情報システム課長である。

《学部・学科に関する会議》

○学部教授会 : 学部の教学に関する事項を審議する会であり、構成メンバーは学部の教授、

准教授等である。

○学科会議 : 学科の運営に関することを確認、協議、調整する会である。

## [エビデンス集資料編]

【資料 1-2-9】環太平洋大学 教育経営会議規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 1-2-10】環太平洋大学 事務局課長会議規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 1-2-11】環太平洋大学 教授会規則(【資料 F-9】と同じ)

## (3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の建学の精神、使命・目的等に基づく教育は、ここ数年間特に成果が見られるようになった。中でも、「教育とスポーツの融合」は、体育学部と次世代教育学部及び経済経営学部の3学部から成る本学にとって象徴的な方向性であり、就職実績やスポーツの各種大会における戦績等や就職実績において評価すべき成果を上げている。

今後は、競技スポーツ科学科の充実、大学院スポーツ科学研究科の設置を軸に「教育とスポーツの融合」を強化し、ニュージーランドキャンパスを中心とした海外連携を図り、グローバル化の推進に取り組む予定である。

## [基準1の自己評価]

前述のように、本学の建学の精神、使命・目的等は具体的で簡潔な文章で表現されている。法令遵守は当然のこと、本学ならではの独自性・個性に溢れるものであり、本学にとって有効性に富むものと判断される。それらは学則、学生便覧、大学案内、大学ホームページ等への記載や、卒業必須科目、教職員総会、オープンキャンパス等において、理事長、学長、役職者による説明を通して、学内外に周知されている。本学の使命・目的等を踏まえた三つのポリシー等も明文化され、周知が図られている。さらに、本学における教育研究組織は、本学の使命・目的を達成する上で、機能的な構成となっている。

本学は令和 6 (2024) 年度末で開学 18 年を迎え、第 15 期生までを卒業生として社会に送り出すことになった。在籍生の就職実績やスポーツの各種大会等における戦績はもちろんのこと、卒業生の活躍も目覚ましく、所期の成果を上げていると判断している。

以上のことから、総合的に基準1は満たしていると自己評価する。

## 基準 2. 学生

- 2-1. 学生の受け入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持
  - (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

- (2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者受け入れ方針については、学生募集要項に、大学全体のアドミッション・ポリシーと各学科の求める学生像が明記されている。また、大学ホームページには、学部・学科 ごとのアドミッション・ポリシーが以下のように明示され、周知体制がとられている。

## 【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

1) 環太平洋大学のアドミッション・ポリシー

環太平洋大学は、豊かな人間性やコミュニケーション能力を備え、深い専門性と指導力・ 実践力を持った人材の育成を目指している。そのため、各学科の教育目的を理解し、大学 生の本分はまず、学業にあると心得、文化・芸術、スポーツ及びボランティア等、学内外 の様々な活動に進んで参加し、教養を広め、専門的知識・技術を身につけ、社会の発展に 寄与することができる人材を求めている。そこで、環太平洋大学は、建学の精神に則り、 学位授与に要求される能力を身につけた人材を育成するため、以下の資質・能力の獲得に 意欲を持つ様々な学生を広く国内外から受け入れる。

- AP1 本学の建学の精神、教育理念、および、教育指針を理解している。
- AP2 現代社会における課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする 意志を有している。
- AP3 専門分野への知識・技能を有し、それを用いて社会に貢献する意志を持っている。
- AP4 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流したいと考えている。
- AP5 本学が提供する入学前教育に最後まで取り組むことができる。
- 2) 学部・学科のアドミッション・ポリシー
- (1) 体育学部

《体育学科》

体育学部・体育学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、 下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 体育・スポーツに関する専門知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、体育学部・体育学科での学修に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者の選抜を行う。

#### 《健康科学科》

体育学部・健康科学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、 下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 健康科学、柔道整復学、スポーツ医科学の知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、体育学部・健康科学科での学修に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者の選抜を行う。

## 《競技スポーツ科学科》

体育学部・競技スポーツ科学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー を踏まえ、下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 スポーツ科学の知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、体育学部・健康科学科での学修に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者の選抜を行う。

## (2) 次世代教育学部

## 《こども発達学科》

次世代教育学部・こども発達学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 保育者としての専門知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、次世代教育学部・こども発達学科での学修 に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学 者の選抜を行う。

#### 《教育経営学科》

次世代教育学部・教育経営学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー を踏まえ、下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。

AP2 初等・中等教育に関する専門知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。

AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、次世代教育学部・教育経営学科での学修に 必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者 の選抜を行う。

#### (3) 経済経営学部

《現代経営学科》

経済経営学部・現代経営学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを 踏まえ、下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。

AP2 経済・経営に関する専門知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。

AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、経済経営学部・現代経営学科での学修に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者の選抜を行う。

## [エビデンス集資料編]

【資料 2-1-1】学生募集要項 (p. 6 参照) (【資料 F-4】と同じ)

【資料 2-1-2】大学ホームページ

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

#### 1) 入学者選考の実施と検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れについては、本学アドミッションセンターにおいて入学者選抜の概要が策定され、教育経営会議において意見を徴し、学長が決定している。その内容を受け、アドミッションセンターと入試委員会が入学者選抜の計画、入試問題の作問、実施運営にあたっている。なお、本学オープンキャンパスや地方説明会、高等学校教員向け説明会等において、建学の精神やアドミッション・ポリシーに言及し、受験生や保護者、高等学校教員等への周知に努めている。

入試の実施体制については、事前に担当者打ち合わせ会を実施し、実施要領の説明や実施に伴う注意事項の連絡、面接に関する諸注意等、実施についての体制を整えている。総合型選抜入試における課題文の採点や、学校推薦型選抜入試で実施している小論文の採点については、詳細な採点基準を設け採点担当者で共有し正確かつ公平に採点できるようにしている。公正で適正な入試を実施するため、実施面接実施前に面接評価表に基づき、評価の基準や質問内容についての説明を行い、共通理解を図っている。

より良い入学者を確保する観点から、平成 29 (2017) 年度入試では面接の評価項目を検証し、内容の改訂を行った。さらに、高校での探究活動の成果を発揮できるよう、令和 4 (2022) 年度入試の総合型選抜入試の中に「プレゼンテーション方式」を導入し、令和 5 (2023) 年度入試の総合型選抜入試を「自己推薦方式」「探究活動方式」「スポーツ・芸

術方式」の3種に分けることが決定された。令和6 (2024) 年度入試では、総合的多面的評価を促進し、本学の教育方針に合致する学生募集を行うため、総合型選抜と AO 入試を大きく改編した。

## 2) 入学者選抜方法

入学者は、以下の(図表 2-1-1)に示す入試区分と選抜方法に基づいて決定している。【資料 2-1-3】

方式 区分 選抜方法 オープンキャンパス活用型 調査書、ES、体験レポート、個別面接 調査書、ES、プレゼンテーション、個別面接 感動体験アピール型 総合型 グローバル型 調查書、ES、資格証明書、個別面接 探究学習型 調査書、ES、プレゼンテーション、個別面接 選 調查書、ES、小論文、個別面接 小論文型 基礎学力入試(学力重視型) 調查書、ES、教科試験(2科目選択) 基礎学力入試 (面接重視型) 調查書、ES、教科試験(1科目選択)、個別面接 学校前期 調查書、ES、教科試験(2科目選択)、集団面接 調查書、ES、教科試験(2科目選択) 推薦 後期 一般 | A 日程・B 日程 2 科目選択 選抜 最終日程 小論文、集団面接 系列校特別入試 ES、高大接続プログラム、集団面接 スポーツ・音楽芸術入試 調査書、ES、実績アピールシート、集団面接 運動能力特別入試 調査書、ES、運動実技、集団面接 指定校特別入試 調査書、ES、集団面接 莂 スポーツセカンドキャリア入試 調査書、ES、実績アピールシート、個別面接 ES、小論文、個別面接 帰国生特別入試 ES、小論文、個別面接 3年次編入入学試験 外国人留学生入試(入学型) 日本語試験、個別面接 外国人留学生入試(編入型) 日本語試験、小論文、個別面接

(図表 2-1-1) 2024 年度 入学者選抜の方法一覧

#### [エビデンス集資料編]

【資料 2-1-3】学生募集要項(p. 8-22 参照)(【資料 F-4】と同じ)

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

入学定員・入学者数・入学定員充足率等は以下(図表 2-1-2)のとおりである。

本学は、開学以来、学部・学科を増設しながら入学定員を増やし、教育成果を上げながら学生募集に努めてきた。令和2(2020)年度までは、その成果が表れ、大幅な定員超過や定員割れは見られず、適正な学生の受け入れが行われていた。しかし、令和3(2021)年度以降の大学全体の入学定員充足率は、95.4%、92.6%、87.0%、83.6%となった。

体育学部は、収容定員 115%を超えないまま過去 5 年間入学定員を確保しており、教育を行う上で支障はない。健康科学科についても同様である。競技スポーツ科学科も開設初年度にして入学定員を確保した。次世代教育学部については、令和 3 (2021) 年度までは収容定員 115%を超えないまま定員を確保していたが、教育経営学科は令和 4 (2022) 年度以降、こども発達学科は令和 3 (2021) 年度以降、入学定員を確保できていない。経済経営学部現代経営学科は、令和元 (2019) 年度と令和 2 (2020) 年度においては入学定員を確保したが、令和 3 (2021) 年度以降は定員を確保できていない。

(図表 2-1-2) 入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移 (令和 6 年 5 月 1 日現在)

## 〈体育学部〉

学科	項目	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	入学定員	300	300	300	300	200
	入学者数	319	306	346	302	210
体 育	入学定員充足率	106.3	102.0	115.3	100.7	105.0
体   育   学   科	収容定員	1,100	1,200	1,200	1,200	1,100
	在籍者数	1,198	1,252	1,281	1,240	1,113
	収容定員充足率	108.9	104.3	106.8	103.3	101.2
	入学定員	60	60	60	60	60
/z <del>‡</del>	入学者数	66	60	73	63	68
康	入学定員充足率	110.0	100.0	121.7	105.0	113.3
健康科学科	収容定員	240	240	240	240	240
17	在籍者数	237	244	253	239	246
	収容定員充足率	98.8	101.7	105.4	99.6	102.5
音音	入学定員	1				100
競 技 スポ	入学者数	_	_			123
<del>^</del>	入学定員充足率	_	_			123.0
ッ	収容定員	1				100
ツ科学科	在籍者数		1	1	-	123
科	収容定員充足率	_	_	_	_	123.0
学 部	入学定員充足率	106.9	101.7	116.4	101.4	111.39
部	収容定員充足率	107.1	103.9	106.5	102.7	102.9

## 〈次世代教育学部〉

学科	項目	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	入学定員	80	80	80	80	80
_ ئز	入学者数	80	74	64	42	45
ŧ	入学定員充足率	100.0	92.5	80.0	52.5	56.3
こども発達学科	収容定員	320	320	320	320	320
字科	在籍者数	285	287	286	251	220
	収容定員充足率	89.1	89.7	89.4	78.4	68.8
	入学定員	120	120	120	120	120
教	入学者数	150	124	103	120	102
教育経営学科	入学定員充足率	125.0	103.3	85.8	100	85.0
営学	収容定員	480	480	480	480	480
科	在籍者数	565	554	517	490	443
	収容定員充足率	117.7	115.4	107.7	102.1	92.3
学部	入学定員充足率	115.0	99.0	83.5	81.0	73.5
部	収容定員充足率	106.3	105.1	100.4	92.6	82.9

## 〈経済経営学部 (旧経営学部を含む)〉

学科	項目	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	入学定員	200	200	250	250	250
現	入学者数	225	161	165	177	129
現代経営学科	入学定員充足率	112.5	80.5	66.0	70.8	51.6
営	収容定員	900	900	950	950	1,050
科	在籍者数	794	774	768	724	620
	収容定員充足率	88.2	86.0	80.8	76.2	59.1

## (現代経営学科の日本人及び留学生の内訳)

日本人入学者数	157	115	128	147	92
留学生入学者数	68	46	37	30	37
入学者数	225	161	165	177	129

## 〈大学全体〉

	項目	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
全学部	入学定員	760	760	810	810	810
	入学者数	840	725	750	705	677
	入学定員充足率	110.5	95.4	92.6	87.0	83.6
	収容定員	3,040	3,140	3,190	3,240	3,290
	在籍者数	3,079	3,111	3,105	2,944	2,765
	収容定員充足率	101.3	99.1	97.3	90.9	84.0

## (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

建学の精神やアドミッション・ポリシーについては、学生募集要項や本学ホームページ 等で引き続き周知に努める。また、入学試験の内容の適切さや入学者の傾向分析について は、アドミッションセンターを中心に継続的に検討していく。

適正な学生受け入れを具現化するため、近年の少子化、競合大学の増加、高校での探究 学習の影響を鑑み、大学の特色を明確にし、教育内容の改善を図りながら就職実績を高め、 本学の特色の周知を図る。

## 2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② T. A. (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実
  - (1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

## (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学生がディプロマ・ポリシーを実現するため、教員と職員が互いに連携をとりながら様々な学修支援体制を整備している。本学における主な学修支援は以下のとおりである。

## 1) 入学前研修

本学では、平成 26 (2014) 年度以降、入学前に本学の教育理念を理解し、入学後の学生 生活に躓かないよう、以下に述べる方法で、入学前サポートを行っている。【資料 2-2-1】

(1) 時期

入学前の 1~3月

- (2) 対象
  - 1月の時点で入学が確定した高校生及びその保護者
- (3) 内容

本学を含む全国 13 か所で「入学前説明会」を開催している。担当者は、初年次教育部長を中心とするメンター執行部員であり、入学予定者及び保護者に対して、入学前に固めておくべき心構えや基礎学力強化の重要性、入学前課題の進め方、メンター制度(後述)、入学後のキャリア教育の進め方等について説明を行い、チームビルディングを取り入れて、入学前の不安を取り除くよう努めている。令和 2 (2020) 年度以降は、地方会場に加え、オンライン会場を設営し、Web (Google Meet) での対応も行っている。

#### 2) メンター制度による学修支援

本学では、1,2年生の学生生活や学業への不安を取り除くため、メンター制度を導入している。メンターは、履修方法をはじめとして、学業と部活・アルバイト等の両立方法や生活習慣、心身の不調や安否確認に至るまで、助言・指導・支援を行う存在である。各メンターは最大で25人程度の学生を担当し、学生の生活状況を把握し、必要な情報の伝達や学業への動機づけに加え、学生面談や保護者面談を行っている。なお、メンターには、教員以外に、豊かな体験を持つ体育会の監督・コーチ等も加わり、全学的な指導体制を敷

## いている。【資料 2-2-2】

## 3) ゼミ制度による学修支援

3年次と4年次は、少人数によるゼミナール指導を行い、卒業研究(研究倫理を含む) や就職活動の指導に加え、メンターと同様、学生生活に関する助言や支援を行っている。 【資料2-2-3】

#### 4) オフィス・アワー

学生からの質問や学修に対する動機づけ、コミュニケーション等を目的として「オフィス・アワー」を教員ごとに設け、あらかじめ担当教員が示す特定の時間帯(毎週2回、各90分)に研究室等で学生との交流を深めている。【資料2-2-4】

## 5) 基礎学力試験制度による学修支援

本学では、毎年、年度初めに日本人学生全員を対象に基礎学力調査試験(就活学力試験®)を行っている。試験内容は、就職試験(一般教養)を想定し、英語、数学、国語の3科目(各100点)で構成されている。【資料2-2-5】

試験結果については、5~6月に、メンターまたはゼミ担当教員から学生に返却され、進路設定のための面談ツールや保護者会資料として活用されている。

## 6) 学修支援科目・講座による学修支援

本学では、大学教育の質を保証し、維持するために、「学修支援」を目的とした科目及び講座を開設して、学生たちの基礎学力並びに基盤学力の充実を図っている。

入学前研修ののち、初年次教育の一環として、1,2年生に対して「環トレ」講座(一般教養対策)を開講し、担当教員とS.A. (Student Assistant)の協働によって、英・数・国 (高校入試レベル)の学習指導や自律学習の支援を行っている。3年次には、就職支援として、「小論文対策講座」「SPI対策講座」「一般教養対策講座」「教職教養対策講座」を、4年次には直前対策講座をキャリアセンターが開設している。

#### 7) スピーチコンテスト、プレゼンテーションコンテストによる学修支援

本学では、社会人基礎力育成の一環として、1年次にはスピーチコンテストを、2年次にはプレゼンテーションコンテストを実施している。【資料 2-2-6】

スピーチコンテストについては、基礎ゼミナールIの授業を通して、夢・挑戦・達成について考える機会を提供した後、クラス予選で選出された代表者による全学部での本選を開催し、優秀者には理事長賞や学長賞等を授与している。

プレゼンテーションコンテストでは、基礎ゼミナールⅡを通して、将来の進路設定について深掘りする機会を提供し、スライドを作成して、クラス予選で選出された代表者による本選を開催している。優秀者には表彰状が授与されるとともに、オープンキャンパスでのプレゼンテーションの機会が提供される。

## 8) 表彰制度による学修支援

学修意欲の向上や課外活動等への積極的な参加等を奨励するために、学内外の活動において、特に優れた成績や顕著な業績等を上げたと認められる学生等への表彰制度を設けている。対象者には、学年末集会や学位記授与式において「理事長賞」「学部長賞」「副学長賞」「体育会会長賞」「学部長賞」「学科長賞」「皆勤賞」が授与される。【資料 2-2-7】

## 9) 情報システムによる学修支援

環太平洋大学では、学生のキャンパスライフ向上と利便性、迅速な情報の共有化のために、いつでも学内情報にアクセスできる学生用ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT」を導入している。【資料 2-2-8】このシステムを通して得られる情報は、シラバス照会、履修登録、時間割、授業サポート(課題提出、アンケート、Q&A、授業評価、授業資料)、Web 掲示板(休講情報、教室変更連絡等)、学生出欠情報確認、成績照会、安否確認、スマホ出席登録などである。また、情報システム課主導で、Office365、Google Classroom、Dropbox、オンデマンド視聴システム Mediasite、印刷機使用や PC 貸与等の支援を行っている。これらの支援はホームページの「IPU サポートナビ」を通して提供される。【資料 2-2-9】

## 10) 施設・設備による学修支援

本学では、非認知能力を開発するための専用校舎 DISCOVERY を 2019 年に竣工した。 授業研究を可能にする記録設備や観察室を備えた「コーチングラボ」、討論や対話に特化した「ディベートラボ」「ディスカッションラボ」、探究活動に特化した「ラーニングラボ」「プレゼンテーションラボ」などを設置している。他のキャンパスには、より実践に近い模擬保育ができる「保育演習室」、学生が自主的に使用できるトレーニング施設「TOP GUN」、最新鋭の測定機器や設備を備えた「INSPIRE」が設置されている。

平成 26 (2014) 年 4 月には、学生の自立学修を支援するため施設として「創志学館」(2 階建) が建築された。1 階には 70 席の自由席が、2 階には 90 席の指定席が設置されている。指定席は、就活学力試験®で優秀な成績を修めた学生やメンターから推薦された学生に 1 年間の優先使用が認められている。利用時間帯は平日午前 7 時~午後 10 時、土日祝午前 10 時~午後 6 時となっている。DISCOVERY にも自主学習施設として「ラーニング・コモンズ」が設置されている。【資料 2-2-10】

## 11) 社会人学生・編入生・留学生・通信課程の学生に対する学修支援

社会人学生・編入生・留学生の支援は、教員に加え、教務課、各センター等の職員が日常的に行っている。留学生については日本語以外の言語でも対応できる環境を整え、課外活動への参加支援も積極的に行っている。通信課程の在籍生については、通信教育室の職員がLINEや電話を通して、日常的に相談活動の業務にあたっている。

#### 12) 授業評価アンケートによる学修支援体制の検証

本学では、これらの授業改善への学生の意見を汲み上げる仕組みとして、前期・後期末に、学生に対して「授業評価アンケート」を実施している。【資料 2-2-11】

このアンケートは各授業の満足度を 5 件法と自由記述で調査するものであり、平成 27

(2015) 年度以降、経年的に実施されている。満足度の平均は、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年までは 3.5 前後であったが、令和 6 (2024) 年度は 4.40 に達した。回答率も常に高い水準 (95%以上) で維持されている。回答後は、教員がリフレクションペーパーを作成し、授業方法や成績評価の方針、質問への回答、今後の授業改善方針等を学生が閲覧できるよう UNIVERSAL PASSPORT で公開している。

## [エビデンス集資料編]

- 【資料 2-2-1】事業報告書(初年次教育部)
- 【資料 2-2-2】メンター組織図
- 【資料 2-2-3】学生のための研究倫理ガイドライン
- 【資料 2-2-4】オフィスアワーリスト
- 【資料 2-2-5】 就活学力テスト (成績サンプル)
- 【資料 2-2-6】スピーチコンテスト・プレゼンテーションコンテストの実施報告書
- 【資料 2-2-7】環太平洋大学 学生表彰規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-2-8】学生便覧 (UNIVERSAL PASSPORT p.21-22 参照) (【資料 F-5】と同じ)
- 【資料 2-2-9】ホームページ (IPU サポートナビ)
- 【資料 2-2-10】IPU・環太平洋大学設備ガイド(p. 11 参照)
- 【資料 2-2-11】授業評価アンケート概要と手順

## 2-2-② T. A. (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、年度当初に授業担当教員から S.A. (Student Assistant)の配置希望をとり、演習や実習を伴う科目に対し、優先的に S.A.経費を配分している。令和 6 (2024)年度に S.A.に支出した経費は 2,856,283 円 (前年比 86%)であり、1 年間に約 3,148 時間分(前年比 92%)の S.A.による授業補助が行われた。

## (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援に関しては、体育会活動とメンター制度(クラス担任制)による縦と横の人間関係に基づいて、入学前研修、学修支援、学生生活、キャリア支援への相談・助言活動が緻密に行われている。現在は、学生同士によるサポート体制を促進するため、上級生が下級生をサポートする環境を整えているところである。

## 2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
  - (1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) 教育課程内におけるキャリア教育の推進体制

三つのポリシーに基づいたキャリア教育に関する必修授業として、主に1年生対象の「フ

レッシュマンセミナー」、2年生対象の「キャリアディベロップメント」、3年生対象の「キャリアデザイン」、4年生対象の「キャリアサポート」(選択)を開講している。

これらは、社会で求められる人材像やスキルに関する講義、進路選択に向けた情報提供、 進路決定した上級生によるキャリアガイダンス、企業経営者や教職経験者による講話を活 用して展開する授業である。一方的な講話形式ではなく、KJ 法等を活用した作業型の授 業や、企業人・卒業生等ゲストティーチャーの授業による実践的な指導が特色である。講 義内容に基づき学生相互がテーマに沿った話合いを展開し、仕事の意義や公共性を実感で きる授業になるよう、担当教職員間で創意工夫が凝らされている。

## 2) 教育課程外におけるキャリア教育の推進体制(キャリアセンター等の機能)

本学では 1~2 年生に初年次教育、3~4 年生にキャリア教育を実施している。初年次教育部門が入学前研修会と初年次授業を担当し、キャリアセンターがキャリア系授業を学科教員と協働して担当するとともに、進路ガイダンスや進路相談をはじめ、就職先の開拓・情報収集等、多岐にわたって支援している。このように入学前から卒業後までの長期にわたる就職支援を「教職支援室」、「公務員就職支援室」、「企業等就職支援室」の三つの支援室が担当している。【資料 2-3-1】

学生の希望する進路に合わせてきめ細かい対応ができるように、各支援室には専任教職員を配置している。2024年度の宇名英体制は、スタッフ23人(教職支援室:12人(小中高分室10人、幼保施設分室2人)、公務員就職支援室:3人、企業等就職支援室:8人の事務職員)となっている。

## (1) 教職支援室(小中高·幼保施設)

教職支援室では教職を志望する学生に対し、教員としての使命感や責任感の自覚を促す とともに、今日の教員に求められる専門的な知識の修得や指導力の向上を図るため、座学 と実践の両面から丁寧な指導と支援を行っている。

課外講座としては、3年生、4年生を対象に教員採用試験対策講座を行っている。教員志望の学生を対象とした勉強会「大志会」と連携し、3年生の前期には「一般教養」を、後期には「教職教養」を、冬期からは「専門教養」「面接」「模擬授業」「論作文」の対策講座を、4年生の前期には「面接」「模擬授業」「論作文」の対策講座を毎週行っている。4年生には「自治体別対策講座」を、夏季休業以降には、土日を除く毎日、各自治体の二次試験突破のための「夏期対策講座」を実施している。この夏期講座には過年度生も受け入れている。大学推薦候補者については、4月から週2回、個別指導を含む対策講座を行っている。また、教師としての実践力を育成するため、教壇に立つことが決まった学生に対して、4年生の後期に10回以上(1回3時間以上)の教職ボランティアを課している。

こうした取り組みの結果、令和 6 (2024) 年度は、小・中・高の公立学校の教員採用試験において、一次試験では延べ 256 人、2 次試験では延べ 206 人 (いずれも卒業生を含む) の合格者を輩出した。2 次試験の現役合格者の内訳は、小学校 91 名、中高等学校保健体育14 名、中高等学校英語 6 名となっている。また、幼保の合格者は 34 名 (延べ合格者 54 名) となった。【資料 2-3-2】

## (2) 公務員就職支援室

公務員就職支援室では、主に公安系職種(警察官・消防士・海上保安官・刑務官・幹部 自衛官等)を志望する学生を「立志会」として組織し、公務員としての使命感や責任感の 自覚を促し、採用試験最終合格(内定)を目指して、一般知識分野・一般知能分野を中心 に受験指導を行っている。春期・夏期の休暇には「集中講座」を、一次試験後には合格し た自治体の特徴を踏まえた面接指導を行っている。支援室には受験指導一筋のベテラン教 職員が常駐し、採用試験に対するきめ細かい指導やアドバイスを常時個別に行っている。 行政職(国家公務員一般職、国税専門官、地方公務員、独立行政法人職員、国公立大学職 員等)を目指す対策については、大手予備校のWeb 講座と学内公務員講座を組み合わせた ハイブリッド講座を通して最終合格に導いている。また、全国レベルの模擬試験を年間 6 回提供し、学内にいながら予備校と変わらない指導体制を整え、体育会に所属する多くの 学生たちが限られた時間を有効利用して受験対策に取り組むことが可能である。

上記の取り組みの結果、国家公務員一般職・国税専門官・県市町村職員・警察官・消防士・刑務官・幹部自衛官・海上保安官等に合格した卒業生の延べ総数は年々増加し、令和6 (2024) 年度には 293 人 (実数 95 人) となった。【資料 2-3-2】

#### (3) 企業等就職支援室

企業等就職支援室では、企業就職を志望する学生に対して、社会人としての使命感や責任感への自覚を促すとともに、社会人になるための基礎知識やマナー、就職試験に向けた対策(筆記試験対策、エントリーシート・履歴書対策、面接対策、グループディスカッション対策等)の指導・支援を行っている。このような基本的な支援に加え、就活解禁日以降は東京バスツアーを実施し、各種企業説明会への参加、本学学生に向けた個別説明会を実施してくれる企業への団体訪問等を行っている。その他、関西、広島、九州方面への就職希望者に対する合同企業説明会バスツアーを実施している。また、学内での単独企業説明会を年間 150 社以上実施し、確実に内定に繋げる活動を行っている。

学生への支援に力を入れる一方、企業側採用担当者に本学の学生の実態や大学としての教育のあり方や教育環境、また就職支援体制を告知する場として「企業と学生をつなぐシンポジウム」を開催している。基調講演、シンポジウム、学内ツアー、情報交換会といった内容で、平成29(2017)年度からは「企業のためのオープンキャンパス」と名称を改め、平成30(2018)年度は82社、令和元(2019)年度は98社が参加した。コロナ禍のため一旦実施を中止したが、令和5(2023)年度に再開し、令和6(2024)年度に100社の参加となった。【資料2-3-3】

企業就職への意識が高い学生を「翔志会」として組織し、就活集中講座や各種勉強会を 実施し、内定獲得に効果を上げつつある。平成 25 (2013) 年 4 月以降、学生や保護者のニーズに応えるよう東京キャリアセンター、大阪梅田キャリアセンターを置いて、都心部に 本社を持つ企業との関係強化を通して広範な就職支援を行っている。こうした取り組みの 結果、東証上場企業に就職した卒業生の合格実数は、令和 6 (2024) 年度には 73 人 (延べ 83 人) となった。

体育学部健康科学科では就職セミナーを学科独自で開催している。健康科学科学生の就職先は医療機関であり、特に病院・医院、接骨院・整骨院、健康・福祉関連企業に限定さ

れている。関連企業への周知を含めて、健康科学科内就職セミナー開催の知らせを通知し、 平成 26 (2014) 年度以降、学内就職セミナーを開催し、12 月には、セミナー参加学生が 大阪及び東京エリアの企業・整骨院への訪問を行っている。【資料 2-3-4】

以上、学科教育と連携して三つの就職支援室が中心となって牽引した就職支援の結果、 令和 6 (2024) 年度における本学全体の就職率は 100%となった。

## [エビデンス集資料編]

【資料 2-3-1】環太平洋大学 キャリアセンター規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-3-2】卒業後の進路先の状況(前年度実績)(【表 2-6】と同じ)

【資料 2-3-3】事業報告書(キャリアセンター)

【資料 2-3-4】ホームページ記事

## (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

今後の就活状況の環境変化、ルール変更、個々の学生のニーズに応じて、キャリアセンターの計画を柔軟に変えていく必要がある。

在学生はもとより今後入学する学生は、初等・中等教育機関において、従前の進路指導とは一線を画した生き方教育としてのキャリア教育の視点に立ったキャリア教育を経験しているため、高大接続の視点に立ったキャリア支援を強化する必要がある。特に教員採用試験の前倒し(3年生受験)への対応が急務である。今後、キャリアカウンセラーの資格を有する人的枠組みを補充するとともに、メンターやゼミ担当教員、体育会指導者との連携をより綿密化してゆく予定である。

#### 2-4. 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 1) 学生支援組織

学生生活の充実を図る学内組織として「学生センター」が設置されている。本センターは、修学上の問題をはじめ学生生活全般について支援する学生支援課と、学生の問題行動の予防と指導を担う学生指導課の2部署から構成されている。学生生活に関連する事項を審議、調査、処理するための学内組織として「学生センター会議」が毎月1回定例に開催されている。【資料2-4-1】 この会議は、学生センター長、学生支援課長、学生指導課長、各学科代表委員等で構成されており、学生生活上の問題を学生センターと各学科教員組織が共有するとともに、他の部局とも連携をとりながら運営されている。

学生への直接的な指導生活(学修、学生生活、進路等)にはメンターやゼミ担当教員が 当たっているが、学生生活上の大きな問題を抱えた学生に対しては、学生センターと連携 して問題解決に当たっている。

学生の自治組織である「学友会」への支援も学生センターが中心に行っている。学生数の増加に伴い、「学友会」活動の重要性は増し、学生主体の活動はより一層の充実をみせている。【資料 2-4-2】クラブ・サークル活動が盛んになっており、それに伴う大学設備の整備や支援・指導についても学生センターが対応している。【資料 2-4-3】

## 2) 学生の心身に関する支援

メディカルセンターには、保健室及び学生相談室が設置されている。【資料 2-4-4】学生と教職員の定期健康診断等の福利厚生に関する多くの業務を保健室が担っている。学生の学校生活時の体調不良に対応するため、保健室には毎週月~金曜日の 8 時 45 分~16 時に看護師が常駐し、救急処置、健康相談、保健指導等の業務を行っている。【資料 2-4-5】

学生相談室は、保健室と連携し、毎週の月・水・木・金にカウンセラー(公認心理師、TFT 思考場療法上級セラピスト)を配置し、学業の悩み、心身の健康、家庭での心配事、対人関係等の心理カウンセリングを行っており、学内に居場所のない学生にとって憩いの場所となっている。令和 2 (2020) 年度以降は新型コロナウィルス感染症の流行に対応するため、Web 面談や保健室だよりの発行などにも取り組んでいる。【資料 2-4-5】

スポーツが盛んな本学の特徴として、「環太平洋大学附属鍼灸整骨院」が第一キャンパスに設置されている。【資料 2-4-6】この施設は健康科学科学生のための柔道整復学の実習の場であるが、施術所としても開放されている。大学の教職員 5 人(院長を含む、常駐スタッフ 2 名)の柔道整復師が毎週月~金曜日の 10 時~19 時に、鍼灸整骨治療及びコンディショニング指導を行っている。本学では体育会に所属する学生が 6 割以上を占め、クラブやサークルに所属する学生を併せると 7 割程度の学生が日常的にスポーツ活動を実施しているため、スポーツ傷害を治療する場としての利用機会は年々増加しており、令和 6(2024)年度の使用者数は 17,201 人となった。【資料 2-4-7】

ハラスメントに関する事項については、ハラスメント対策委員会を設置し、防止・対応策に加え、合理的配慮の周知に関しては、学生には集会や授業で、教職員には FD/SD 研修会で図っている。【資料 2-4-8】

#### 3) 学生への経済的支援

学生への経済的支援として、学費に関する支援と本学独自の奨学金支援を行っている。 学費を期限までに納入できない学生については、事前に「学費延納許可申請書」を提出す ることにより延納を認めている。【資料 2-4-9】本学の母体である創志学園関係者及びその子 弟等である学生に対しては学費を減免する制度を設けている。【資料 2-4-10】

本学独自の奨学金制度として、以下の制度を設けている。【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】

- ① 体育会スポーツ奨学金は、高等学校時代にスポーツ活動において優れた成績を修め、 入学後は強化クラブに所属して活動している学生に給付される。この奨学金の令和 6 (2024) 年度の給付数は 406 人、給付率は 15.0%となっている。【資料 2-4-13】
- ② 成績優秀者奨学金は、公募制推薦入試及び一般入試において優れた成績を修めた学生に給付される。この奨学金の令和 6 (2024) 年度の給付総数は 47 人、全学的な給付率は 1.7%となっている。
- ③ グローバルチャレンジ奨学金は、外国人留学生入試において優れた成績を修めた学生

に給付される。この奨学金の令和 6 (2024) 年度の給付総数は 114 人、全学的な給付率は 71.3%となっている。

- ④ 資格取得者奨学金は、英語検定、IELTS、TOEFLiBT、TOEIC、日商簿記、応用情報技術者試験等の資格を入学前に取得した学生に給付される。この奨学金の令和 6(2024) 年度の給付総数は 80 人、全学的な給付率は 3.0%となっている。
- ⑤ 令和 6(2024)年度に在籍生や卒業生の兄弟姉妹の学費減額制度を定め、2 人目を 25%、3 人目を 50%、4 人目を 75%減額とし、募集要項やホームページを通して周知している。この奨学金の令和 6(2024)年度の給付総数は 83 人、全学的な給付率は 3.0%となっている。【資料 2-4-14】
- ⑥ 環太平洋大学緊急奨学金規定は、自然災害を起因として家計が急変した学生に適用される。この規定は、平成30(2018)年度の西日本豪雨により被災した学生への支援措置として設けた。【資料2-4-15】
- ⑦ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により就学困難な学生であって、一定の成績基準を満たした学生に貸与もしくは給付される。学生にはポータルサイト等を通して情報提供を行い、説明会を実施し、申請や手続きに関する指導・支援を行っている。この奨学金(第一種、第二種、給付)の延べ利用件数(総数)は、令和6(2024)年度には2,184件となった。【資料2-4-16】
- ⑧ 地方公共団体や民間の諸団体・法人による奨学金制度については、年間を通して大学 宛に募集があるため、速やかに学生への案内・周知を行っている。

#### 4) 学生の課外活動への支援

本学では、競技レベルに応じて三つのカテゴリーの運動部活動が公認されている。最もレベルが高いのは体育会強化部活動である。開学以来、大橋博総長が会長を務め、年々発展し、現在では中四国のトップレベルから、全日本レベル、世界レベルの選手が 18 の団体に所属している。これらの部活動に対して、大学運営予算においては〈スポーツリクルート費〉、〈部活動補助費〉(大会参加費・旅費交通費・宿泊費等)として一定額の予算措置がなされ、さらに、教育・体育振興費から競技用備品・選手移動費等が補助されている。【資料 2-4-17】

次に競技レベルが高いのは、大会やコンクール等に積極的に参加し、優秀な成績を目指す「クラブ」であるが、現在の所属団体は0である。最も競技レベルが低いのは、大会やコンクール等への参加を任意とする「サークル」であり、21の団体がある。これら二つの団体は学友会に所属し、一定額の活動援助金が支給されている。【資料2-4-18】

学生による自主的な学生生活運営のために、学生委員による「学友会」を設置している。 学生委員は、学生センター会議の指導・助言を受けながら、主体となって環太祭(大学祭) や新入生歓迎会等の企画・運営を行っている。【資料 2-4-19】

#### 5) 学生寮、食堂、警備体制

本学では、学生寮として、第一キャンパス近くに尚志館 111 室(岡山県岡山市東区瀬戸 町瀬戸 286・296-5)、第二キャンパス内に優志館 185 室(岡山県岡山市東区矢津 2050-13)、 JR 高島駅から徒歩 5 分の位置にある志高館 172 室(岡山県岡山市中区中井 4-4-23)が

整備されている。また、平成 31 (2019) 年 4 月、友と深くつながる中で志・活力・行動力を育む学生寮「Uni-Village」(5 階建て 288 室 (6,850.36 ㎡)) が第一キャンパス内に竣工した。初めての一人暮らしを行う学生に十分なケアを行うため、各寮に寮監を配置している。【資料 2-4-20】

開学以来、第1食堂と第2食堂を稼働してきたが、平成28 (2016) 年度、"食が感性を磨く"をコンセプトにしたカフェテリア「HARMONY」が竣工された。1階354席、2階220席、合計574席、屋外席は160席を配している。これらの食事処では、全学生の6~7割を占める体育会学生を考慮した食事メニューも用意している。

警備体制については、管財課守衛が午前 6 時から午後 10 時まで常駐し、校内巡視により安全を確保しており、他の時間帯は建物内立入りを原則禁止している。セキュリティ面では、設備警報管理と人感センサーを用いた建物内立入禁止時間帯の違法侵入者管理を外部業者に委託している。

## 6) 通学上の支援とアルバイトの斡旋

本学の周辺には学生寮以外に学生アパートが少なく、 徒歩で通学するには不便であるため、6時35分~23時40分の間、最寄り駅(JR山陽本線、東岡山駅・瀬戸駅)から各キャンパスと各キャンパス間のシャトルバスを運行している。この他、通学方法としては、バイクや自家用車、自転車が多いため、駐輪場及び駐車場を十分確保している。バイク(フルヘルメット必着)、自家用車での通学は許可制にしており、任意保険の加入を条件とし、安全に通学できるよう指導を行っている。

アルバイトについては、学業に支障をきたさないと考えられるものをキャリアセンター において紹介している。

#### [エビデンス集資料編]

- 【資料 2-4-1】学生センター規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-2】学友会会則(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-3】学友会所属団体細則(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-4】メディカルセンター規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-5】事業報告書(メディカルセンター)(【表 2-9】と同じ)
- 【資料 2-4-6】IPU 附属鍼灸整骨院利用規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-7】事業報告書(IPU 附属鍼灸整骨院)
- 【資料 2-4-8】ハラスメント対策委員会規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-9】学納金規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-10】創志学園関係者に対する学納金減免取扱規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-11】奨学金規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-12】大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料免除制度)(【表 2-7】と同じ)
- 【資料 2-4-13】環太平洋大学 体育会特待生規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-14】募集要項(p.36 参照)
- 【資料 2-4-15】緊急奨学金規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-16】日本学生支援機構奨学金給付・貸与状況

【資料 2-4-17】体育会会則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-4-18】学友会所属団体細則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-4-19】学友会会則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-4-20】学生寮のご案内

## (3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、平成30 (2018) 年度から、体育学科の収用定員を800人から1,200人へ増進させた。これに応じて、学内の施設・設備の増設を年次計画に基づいて進めている。この学生数の増加、施設・設備の増設、学生たちのニーズの多様化に対応できるように、今後はさらに学生サービスを行う組織の新設、改組、人員の増員、あるいは配置換え等を実施する。

## 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理
  - (1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

## (2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地·校舎

環太平洋大学の校地は、第一キャンパス (岡山市東区瀬戸町観音寺) と第二キャンパス (同市東区矢津)、グローバルキャンパス (同市北区下石井) で構成されている。平成 22 (2010) 年 5 月の設置計画変更協議に基づいて、大学前用地の 66,842.00 ㎡について加算手続きを進め、令和元 (2019) 年度の校地面積は 221,674.66 ㎡ (体育館・寄宿舎を除く) となり、設置基準 (27,400 ㎡) を上回っている。【資料 2-5-1】

校舎面積は年次整備計画に基づいて増設を進めており、現時点の面積(35,212.85 ㎡)は設置基準上必要な面積(17,881 ㎡)を十分に確保できている。開学 3 年目の平成 21 (2009)年度には、第二キャンパスが稼働し、第一キャンパスにおいても体育実習棟である ATHLETE HALL「TOP GUN」が竣工した。この施設はクラブ活動の拠点として使用されているだけではなく、体育学部の専門科目の授業を中心に活用されている。

また、平成 24 (2012) 年度の学科増設と収容定員増に伴って、平成 25 (2013) 年 3 月 に第一キャンパスに校舎「PHILOSOPHIA」が完成した。さらに、平成 31 (2019) 年 3 月には、プレゼンテーション、ディベート等を実践し、非認知能力を養成する新校舎「DISCOVERY」(4,587.13 ㎡)が竣工した。【資料 2-5-2】

#### 2) 講義室・演習室・学生自習室・競技施設

教育環境の充実を図るための新校舎「DISCOVERY」の建設によって、令和 6 (2024) 年の時点で、第一キャンパスにおいて講義室 52 室、演習室 2 室、実験・実習室 13 室、情 報処理学修施設 1 室、語学学修施設 1 室、第二キャンパスにおいて講義室 5 室、演習室 0 室、実験・実習室 3 室、グローバルキャンパスにおいて講義室 22 室となり、大学設置基準等で定める必要面積を十分に満たしている。【資料 2-5-3】

学生自習室としては、第一キャンパスに「創志学館」(1 階自習席 70 席、2 階指定席 90 席:延床面積 402 ㎡)を、「DISCOVERY」内にラーニング・コモンズを設置した。

開学時から、体育学部の設備として、運動場(2か所)、体育館(2か所)が設置されて いる。これに加えて、平成21(2009)年度には、柔道場(680.4 ㎡)、剣道場(396.9 ㎡)、 ダンス場  $(396.9 \text{ m}^2)$ 、トレーニングセンター  $(567.0 \text{ m}^2)$ 、ストレッチルーム等  $(226.8 \text{ m}^2)$ を備えた、体育実習棟 ATHLETE HALL「TOP GUN」(4,745.1 ㎡) が完成している。こ の「TOPGUN」のトレーニングセンターにはトレーニングマシーン 59 台が設置され、令 和 6 (2024) 年度にはのべ 64,092 人が使用した。フィジカル面での鍛錬とともに、効果的 な筋力増強を測定するためのトレーニング実習室も完備している。平成26(2014)年10 月には第二キャンパス敷地内に「第3体育館及び楽器庫・クラブハウス」(延床面積2,477.4 m) を建設した。平成28 (2016) 年度には、第一キャンパス内に第4体育館が完成した。 鉄骨平屋の約  $2.193 \text{ m}^2 (45.5\text{m} \times 48.2\text{m})$  の面積を有し、バスケットボールコートなら 2面、バレーボールコートは3面、バドミントンコートなら6面とれる広さを確保している。 令和元(2019)年度には、高・低酸素トレーニングシステムや環境制御室等を備え、スポ ーツ科学分野の最先端の研究や競技パフォーマンスの向上を科学的にサポートするスポー ツ科学センター「INSPIRE」(1,181.13 m<sup>2</sup>) が竣工した。監督・コーチ室、更衣室、倉庫、 トレーナールーム等を備え、体育会活動を支えるクラブハウス「VICTORY」(16 室、643.96 m<sup>2</sup>) も完成した。【資料 2-5-4】

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-5-1】校地、校舎等の面積(【共通基礎データ様式 1】と同じ)

【資料 2-5-2】IPU・環太平洋大学設備ガイド(p. 3-4, 7-8)(【資料 2-4-20】と同じ)

【資料 2-5-3】講義室、演習室、学生自習室等の概要(【共通基礎データ様式 1】と同じ)

【資料 2-5-4】IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 9-10, 15-21) (【資料 2-4-20】と同じ)

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

## 1) 情報設備

情報処理技術の修得を目指す授業施設として、令和元(2019)年度までは情報実習室3室(合計383.2㎡)に教員用PC3台と学生用PC140台を設置していた。しかしながら同年、学生のPC必携化を義務付け、令和2(2020)年度、新型コロナウィルス感染症対策としてオンライン・オンデマンド授業を積極的に導入し、学内無線LANの通信速度の測定やアクセスポイントの増設等環境整備を行ったことで、令和3(2021)年度以降は、PC必携による授業を運営できる体制が整い、情報実習室は0室となった。

学内情報共有システムとしては、①「Cybozu Garoon」(グループウエア)による教職員間の情報共有・情報伝達、②「UNIVERSAL PASSPORT」による学生への情報提供、③遠隔教育・遠隔会議システム「View Station」によるキャンパス(ニュージーランド・東京・岡山)の情報伝達、④「Google Classroom」による授業・学務管理を活用している。

こういった管理の推進に関しては、情報センター、および、情報システム課が共同で担っている。【資料 2-5-5】

#### 2) 附属図書館

附属図書館は第一キャンパスに設置され、面積が  $983 \, \text{m}^3$ 、座席数が  $240 \, \text{席を確保してい}$  る。PC コーナー  $(4 \, \text{台})$ 、貸し出し用ノート PC  $(12 \, \text{台})$  等、学生の主体的な学修活動に 応えられる設備も備えるとともに教員の研究支援を行っている。【資料 2-5-6】

図書 92,962 [うち、和書以外 8,682] 冊に加え、学術雑誌 148 [うち、和書以外 8] タイトル、電子ジャーナル 7,076 [うち、和書以外 3,451] 種類、視聴覚資料(マイクロフィルム、CD、DVD、BD 等)1,345 点、といった各種情報源を収集・提供している。契約データベースとしては 2 種類が利用可能である。

通常の開館時間は、月~金 9:00~19:00 である。図書館司書の資格を有する専任職員が附属図書館に3人常駐し、来館者に対応している。また、通信教育課程の学生も通学課程の学生と同様の図書館サービスを受けられるとともに、通信教育課程の開講日には土曜日と日曜日、祝日 8:40~17:15 も開館している。【資料 2-5-7】

附属図書館システムとして、館内フリーWi-Fi を設置し、学術情報ネットワークや電子 資料の利用環境を整備した。電子図書館機能としては、検索機能を有する蔵書管理システム、ディスカバリーサービス、リンクリゾルバを導入し、学生、教員等、来室者の情報収集の利便性を確保している。

本学学生の読書意欲を喚起するために図書館は多くの企画を実施している。中でも本学特有の企画である「My Favorite Book コンテスト」は、平成 22 (2010) 年度より毎年実施されており、1・2 年生を中心に多くの学生が参加している。優秀作品への学長表彰、優秀作品集の刊行、および、全教職員・学生への配布が行われている。【資料 2-5-8】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 2-5-5】環太平洋大学 次世代情報センター規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-5-6】附属図書館規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-5-7】事業報告書(附属図書館)(【表 2-11】と同じ)

【資料 2-5-8】My Favorite Book 2024『私の大好きな1冊』コンテスト 優秀作品集

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーに関連する支援体制については、「環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン」に定めてある。【資料 2-5-9】主要校舎(DISCOVERY とPHILOSOPHIA)の入口にスロープやエレベーターを設置し、車椅子でも利用できる机とトイレが設置されている。スポーツ障害等により松葉杖等での歩行を余儀なくされた学生への配慮として、関係部署で緊密に連携・協力を図り、個別対応を行っている。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 2-5-9】障害のある学生の修学支援に関するガイドライン

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

## 1) ゼミ制度

1年次と2年次の基礎ゼミナールはクラス制をとっている。1クラス25人程度で構成され、授業担当者として教員を配置している。3年次と4年次のゼミナールI(基礎)・II(応用)については、1クラス10人 $\sim$ 20人程度の規模で構成され、専門性の高い教員が研究指導とキャリア支援を行っている。

#### 2) 授業を行う1クラスの規模

1クラスあたりの履修者数が多くなる場合、教育的効果を配慮した人数設定となるよう、 演習科目等は複数クラスに分けて運用している。科目の特性上、大規模にならざるを得な い授業(体育実技、コンピューターリテラシー等)については、複数教員や S.A.学生を配 置し、チーム・ティーチング体制をとっている。【資料 2-5-10】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 2-5-10】授業科目における学生数

## (3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

大学構内のアメニティの整備については、教育環境が改善されるように継続的に整備を 進めてきた。今後、多様な学生への対応のため、自動扉、点状ブロック等、バリアフリー 新法施行令に沿って、随時、整備をしていく予定である。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
  - (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

## (2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援の成果を点検する手段として、授業評価アンケート、学生調査、学生評価委員会の3種を導入している。授業評価アンケートは、前期・後期の最終週に実施している。教務課とIR室による分析結果(履修者の回答)を受け、授業担当教員がリフレクションペーパーを作成し、学内ポータルサイトや図書館をもとに、担当教員の授業哲学、授業評価や成績の評価への所見、学生へのメッセージを公開している。平成30(2018)年度の回答率は69%であったが、令和6(2024)年度には95%に達しており、在籍生の回答の大半を集約できている。【資料2-6-1】【資料2-6-2】【資料2-6-3】

学生調査は、平成30(2018)年度以降、年度末に実施されている。年間の授業満足、教育課程満足、生活満足、学修時間、悩み・不安の相談等について問い、状況を把握し、課

題を改善するツールとして活用している。回答率は常に 90%を超えている。【資料 2-6-4】 学生評価委員会は大学教育や大学生活の改善のための対話集会であるとともに、本学固有の FD/SD 活動でもあり、アセスメントポリシーに定められている。平成 30 (2018) 年度以降、教職員と学生の対話を図り、学修・生活やカリキュラムの改善に役立ててきた。 令和 6 (2024) 年度は、学生が主体的に運営しているオープンキャンパス実行委員会、学友会、共育ラボなどがその役割を担っている。【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

## [エビデンス集資料編]

【資料 2-6-1】前期授業評価アンケート

【資料 2-6-2】リフレクションペーパー

【資料 2-6-3】授業評価アンケート結果

【資料 2-6-4】学生調査の概要

【資料 2-6-5】FD 実施推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-6-6】アセスメントポリシーについて(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-6-7】学生評価委員会活動記録

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は各種アンケート調査に基づいて、健康、就職・進路、学修、性格や能力、経済状況、アルバイト、対人関係、心身の健康等について情報を収集し、メンターやゼミ担当教員が個別相談を行っている。専門性を伴う事案、例えば「怪我や病気・体調不良の治療」や「健康や体調管理に関する相談」に関しては、令和6(2024)年度には延べ894名が保健室を利用し、延べ290名が学生相談室を利用した。【資料2-6-8】

奨学金等の生活支援、寮生活のサポート、厚生指導等に関しては、学生センター内に併設された学生支援課と学生指導課において、対応が行われている。学生支援課は「学友会」と「校友会」を組織し、学生との協議を図り、学園祭や学内イベントの運営を行っている。学生指導課は「爽志会」を組織し、学生との協議を図り、大学周辺の交差点における交通安全啓発活動や岡山市消防応援隊として地域貢献活動に取り組んでいる。【資料 2-6-9】

## [エビデンス集資料編]

【資料 2-6-8】事業報告書(メディカルセンター)

【資料 2-6-9】事業報告書(学生センター)

#### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では授業評価アンケート、学生調査、学生評価委員を通して、学修環境の改善を求める声を集約・分析し、関係各部署と情報を共有し、改善を図ってきた。【資料 2-6-10】その結果、令和 2(2020) 年度から令和 6(2024) 年度にかけて、授業満足度  $(67.7\%\rightarrow 89.5\%)$ 、課程満足度  $(78.4\%\rightarrow 89.2\%)$ 、生活満足度  $(74.4\%\rightarrow 88.1\%)$  は大きく向上した。卒業を控えた 4 年生の数値に関しては 3 項目とも 93%を超えている。この結果や学修行動等についてはホームページ (本学の取組)を通して公開している。【資料 2-6-11】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 2-6-10】学生評価委員会活動記録

【資料 2-6-11】学生調査の概要(ホームページ)

#### (3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を集約するうえで IR 部門の強化とともに組織連携を図る仕組みづくりが不可欠である。情報共有にもとづき、迅速に課題を解決できる体制を整備する。

## [基準2の自己評価]

アドミッション・ポリシーや受け入れ状況の点検については、入学試験の結果を踏まえて「アドミッションセンター会議」で検証され、改善が図れられている。受け入れ体制については、大学案内、学生募集要項、ホームページだけでなく、オープンキャンパス、大学見学会、高等学校教員向け説明会等で周知されている。

学修支援対策としては、IT 推進が実を結びつつある。履修・授業情報や学生生活に関する情報を学内ポータルサイトだけでなく Google Classroom で配信するになってから、情報の伝達漏れが減り、各種アンケートへの回答率が向上した。初年次生の学修支援としては、入学前研修以降、基礎学力を強化する授業「環トレ」を実施し、成績不振者への追試・補習を行っている。自主学習の場としては、図書館、創志学館、ラーニング・コモンズが機能し、学生の個別相談窓口としては、メンター制度(1~2 年次)とゼミ制度(3~4 年次)が機能している。

キャリア支援としては、キャリアセンターと学科教員が協働し、 $3\sim4$ 年生のキャリア教育を図っており、令和 6(2024)年度の就職率は 100%を達成した。

学生生活の支援としては、学生センターとメディカルセンターが中心的な役割を担い、 奨学金やアルバイトの斡旋等経済的支援、心身の健康に関する支援、スポーツ活動に関す る支援、学内の衛生管理、通学上の支援、学生寮の運営等、大学生活を円滑に送るための 支援体制を整えている。

校地・校舎面積は、大学設置基準の数値を上回る面積を有している。西日本最大のトレーニング施設 TOP GUN、非認知能力育成校舎 DISCOVERY、最先端の測定機器を備えた INSPIRE、クラブハウス VICTORY が異彩を放っている。附属図書館では、館内フリー Wi-Fi、図書・資料検索、貸し出し・返却の自動処理システムが整備され、各校舎のバリアフリー化も進んでいる。

学生の意見・要望の把握と対応については、授業評価、学生調査、学生評価委員会の声を集約・分析し、全学的に改善を図る体制が整いつつある。

以上のことから、「基準2 学生」を満たしていると判断する。

#### 基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
  - (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

## (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

環太平洋大学 3 学部 6 学科におけるディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)は、建学の精神を踏まえて設定されている。平成 30 (2018) 年度、役職者(副学長、学長補佐、学部長、学科長)によるワーキンググループを立ち上げ、4 種のディプロマ・ポリシーを 8 種のラーニング・アウトカムズに分類した。令和 4 (2022) 年度、副学長・学部長・学科長によって、教育指針(個性教育、実学教育、国際教育)に合わせて、三つのポリシーの修正が行われた【資料 3-1-1】。学生への周知を図る手段として学生便覧や履修ガイドを、外部に周知を図る手段として学生募集要項や大学ホームページを活用している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

## [エビデンス集資料編]

【資料 3-1-1】環太平洋大学ディプロマ・ポリシー(【資料 F-13】と同じ)

【資料 3-1-2】学生便覧(p. 9-16 参照)(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-1-3】履修ガイド(p. 12-14 参照)(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-1-4】学生募集要項 (p. 6 参照) (【資料 F-4】と同じ)

【資料 3-1-5】大学ホームページ

## 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

単位認定については、学則第 31 条(単位の認定方法)、第 32 条(成績の評価) に規定している。

学則第 31 条において、「科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験、又は論文によるものとする。ただし、実験、実習、実技等は適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を認定することができる」と定めている。試験は学期末に行われる定期試験を指すが、科目によってはレポート等で代替する場合がある。定期試験の詳細(不正行為、再試、追試等)については、学生便覧(第 1 章)(p. 30-31)に定め、新学期ガイダンスで周知を図っている。不正行為への対応には教務委員会があたっている。【資料 3-1-7】成績評価に関しては、学則第 32 条第 1 項において、「授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5 種類の評価をもって表し、C評価以上を合格とする。ただし、必要と認められる場合は、合格及び不合格の評価を用いることができる」と定めている。【資料 3-1-6】不合格に

対しては、D以外に、E (40 点未満の評点により再試験の受験資格がない科目)、F (不受験科目)、G (出席不足により定期試験の受験資格がない科目)といった評価が定められている。現在は、履修放棄を G 評価ではなく E 評価として運用している。成績評価の方法については、科目担当者がシラバスに明記し、学生に周知するようにしている。【資料 3-1-8】なお、シラバスには、ディプロマ・ポリシーに則った到達目標、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業構成、事前学習の方法と時間の目安、評価基準 (出席態度、グループワークへの貢献度、リフレクション、定期試験等)等を明記するとともに、学科のシラバスチェックを受けることになっている。【資料 3-1-9】学生が自身への成績評価に疑義を持つ場合には、学生自らが「成績評価に関する質問書」を使用して、科目担当者に成績の確認を求めることができる。【資料 3-1-10】通信教育課程における試験の種類・成績評価については、本学の学則第 33 条、通信教育規程第 23 条において規定されている。【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

本学では学修状況の客観的指標として、GPA制度を導入・運用し、学生に周知している。 学生便覧には副免許科目や他学科科目の履修条件(要件科目、出席率 85%以上、GPA2.5 以上)が明記され、系統立てて履修できる体制を整えている。【資料 3-1-11】GPA は退学・ 進級・卒業基準としても活用されており、年に1回、学部・学科での学生指導の資料とし て使用されている。【資料 3-1-12】卒業認定に関しては、学則第 36 条(卒業要件)と第 37 条(通信課程の卒業要件)に規定している。【資料 3-1-6】学生への周知を図るために、学 生便覧の第1章(学修・卒業要件)の中に、修業年限、履修科目と単位数(学部・学科別)、 卒業判定について明記し、新年度ガイダンスで周知を図っている。【資料 3-1-7】

## [エビデンス集資料編]

【資料 3-1-6】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

【資料 3-1-7】学生便覧(p. 30-31)(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-1-8】シラバス記入例

【資料 3-1-9】シラバスチェックリスト

【資料 3-1-10】成績質問書

【資料 3-1-11】学生便覧(p. 32-33)(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-1-12】退学・進級・卒業判定基準(【資料 F-9】と同じ)

## 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定については、科目の担当責任者がシラバスに明記した成績評価方法に則って行っている。成績評価を厳正に行うため、「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」を用い、教育経営会議、教授会、学科会議、FD 研修会において、評価の適切性に関する議論を行うとともに、ホームページでの情報公開を行っている。【資料 3-1-13】教務課主導により年に1回、学部・学科で退学・進級判定を実施し、学生や保護者への指導を行っている。卒業認定については、学則第 36条(卒業要件)に従い、科目担当者による評価に基づき、教授会の意見を徴し、学長が決定している。【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 3-1-13】客観的指標に基づく成績の分布状況を示す資料

【資料 3-1-14】退学・進級・卒業判定基準(【資料 F-9】と同じ)

【資料 3-1-15】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

## (3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

「成績評価の平準化」や「客観的指標としての GPA の活用」については年々改善されている。今後は、長期インターンシップやオンデマンド科目の単位認定・成績評価の在り方を検討する予定である。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
  - (1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

#### (2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神、ディプロマ・ポリシー、教育課程との一貫性を図り、学修成果を測るため、カリキュラム・ポリシーを定めている。令和 6 (2024) 年度、教育内容、教育方法、教育評価の 3 項目に分けて整理を行った【資料 3-2-1】。学生への周知の手段としては学生便覧や履修ガイドを、外部への周知の手段としては「学生募集要項」や大学ホームページを活用している。【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 3-2-1】環太平洋大学カリキュラム・ポリシー(【資料 F-13】と同じ)

【資料 3-2-2】学生便覧(p. 9-16 参照)(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-2-3】履修ガイド(p. 5-11 参照)(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-2-4】大学ホームページ

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

建学の精神、教育指針、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの一貫性を図り、科目編成の整合性を図るため、平成30(2018)年度以降、カリキュラム・マネジメントを行っている。ディプロマ・ポリシーに定められた学修成果と各科目の関連性を明示したカリキュラム・マップを作成し、その精度について教務委員会で審議している。

#### 【資料 3-2-5】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 3-2-5】環太平洋大学カリキュラム・マップ

## 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 1) カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マップの策定後、学科別シラバスチェック委員会を開催し、到達目標・評価方法・授業方法の整合性、事前学習の充実、授業計画の精緻化、学位授与方針との整合性について精査している。シラバスの精度を上げるため、シラバスチェックリストと授業ガイドラインを定めている。【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】。また、Google Classroom の活用技術を高めるため、動画マニュアルを作成し、全教職員に公開している。

#### 2) 学科別教育課程の整備

本学の教育指針(個性教育、実学教育、国際教育)のうち、実学教育の充実を図る部署が学部・学科である。「4年後に責任を持つ」方針のもと、キャリア支援のコースを開設し、社会貢献力を育むために、専門基礎科目とコア科目の編成を行っている。【資料 3-2-8】

体育学科には、体育教員コース、企業コース、公務員コースが開設されている。専門基礎科目は「身体文化領域」と「身体機能領域」に分かれ、コア科目は「身体文化領域」「身体機能領域」「身体活動実施領域」「インターンシップ」で編成されている。「体育実技」を体育学科の基幹科目と位置づけ、「実習系科目(スキー・キャンプ・水泳 I)」「個人スポーツ(陸上競技 I・器械体操・ダンス I)」「武道(柔道 I・剣道 I・レスリング I)」「球技(バスケットボール I・バレーボール I・ソフトボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー)」の各領域から、それぞれ I 種目を選択必修化している。

健康科学科には、柔道整復師・メディカルサポートコース、柔道整復師・スポーツサポートコース、柔道整復師・ヘルスサポートコースが開設されている。専門基礎科目は「体育学」と「健康科学」の2領域に分かれ、コア科目は「健康運動分野」「スポーツ医科学分野」「柔道整復分野」「体育実技・柔道整復実技」「インターンシップ」「ゼミナール」の6領域で編成されている。所属学生は、基礎医学系で「人体の構造」、「細胞を最小単位とした各組織・器官・器官系の生命徴候」、「異常な組織病態」「公衆衛生」を学び、基礎柔道整復分野で「骨折、脱臼、捻挫、打撲」といった外傷の基礎を修得した後、臨床医学で「内科疾患」、「外科疾患」、「整形外科疾患」を中心に学修を進め、臨床柔道整復学、整復学実技分野で「骨折、脱臼、捻挫、打撲」についての最新の治療法や柔道整復学の限界について学びを深める。基礎柔道整復分野の修得後に「医療に関する法規の学修」と「臨床実習事前指導」を経由し、本学附属鍼灸整骨院、外部医療機関、外部介護福祉施設等で臨床実習を配当し、実践力の高い柔道整復師の育成を図っている。

競技スポーツ科学科には、アスリートコースとスポーツサイエンティストコースが開設されている。専門基礎科目は「身体文化領域」と「身体機能領域」に分かれ、コア科目は「身体文化領域」「身体機能領域」「身体活動実施領域」「インターンシップ」で編成されている。体育学科同様、「体育実技」を体育学科の基幹科目と位置づけ、各領域からそれぞれ1種目を選択必修化している。また、キャリア形成を高める必修科目として「アスリートキャリア I・II・III・IV」、サイエンティストを育成するための「競技スポーツアナリティ

クス演習  $\mathbf{A} \cdot \mathbf{B} \cdot \mathbf{C} \cdot \mathbf{D}$ 」、競技力の向上を図る科目として、「ハイパフォーマンススポーツ 演習  $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II} \cdot \mathbf{II} \cdot \mathbf{IV}$ 」や「競技スポーツパフォーマンス実習  $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II} \cdot \mathbf{II} \cdot \mathbf{IV}$ 」が配置されている。

こども発達学科の専門基礎科目は「次世代教育学」「保育・幼児教育の基礎理論」「保育・幼児教育の基礎技術」「領域・強化等に関する基礎理解」の 4 領域に分かれ、コア科目は「子どもの発達に関する領域」「保育・幼児教育に関する領域」「保育・幼児教育実践に関する領域」「インターンシップ」で編成されている。保育者(保育士・幼稚園教諭)養成を主目的とした学科であるため、所属学生は、専門基礎科目によって、保育者としての基礎的な資質を形成するとともに指導内容の学問的基盤を培い、コア科目によって、保育の対象となる子どもの発達に関する理論や保育・幼児教育を展開するための指導法を修得する。さらに、保育現場における「保育実習」「教育実習」等を通して、実践力を高め、学内で学んだ理論を検証する。3 年次から、こども心理コース、こども英語コース、こどもスポーツコースの3種類に分かれ、ゼミナール I (基礎) やゼミナール II (応用) と併せ、子どもに関する研究活動を展開し、保育者として必要となる専門性の獲得に努める。

教育経営学科には、初等教育コース、中等教育コース、教育社会学コースが開設されている。専門基礎科目は「次世代教育学」、「教育・指導に関する領域」「教科等に関する理解」、「日本語教育に関する領域」「英語に関する領域」「教育社会学に関する領域」に分かれ、コア科目は「心理・社会の領域」、「教育経営・学級経営に関する領域」、「(英語教育)教育実践の領域」、「特別支援教育の領域」「日本語教育実践の領域」「教育経営・その他の領域」「教育実践」「インターンシップ」「ゼミナール」で編成されている。所属学生は、教科・教職の内容を学び、教科教育法で授業計画や授業実践の基礎を修得した後、「教育実習事前事後指導」と「教育実習」で現場経験を積み、「教職実践演習」で教員免許取得の見極めを行っている。他に、現場体験を積む機会として、「教育実践学 I・Ⅲ・Ⅲ」「理科実験の指導法 I・Ⅲ」「学校支援ボランティア」「キャンプ実習」を 1~3 年に順次開講し、実学を通して、教員としてのキャリア形成を促している。

現代経営学科には、経営総合コース、スポーツビジネスコース、グローバルビジネスコース、公務員コースが設定されている。すべてのコースで、1年次からビジネスプランの立案等、マーケティング等、起業のための基礎体力を身につけていく。グローバルビジネスコースは、海外キャンパスIPUNZに1年次1年間留学し、ビジネスで活用できる英語力を修得し、グローバルな知識と考え方を身につけていくことを目的にしている。専門基礎科目は「経済経営領域」と「国際コミュニケーション領域」に分かれ、コア科目は「総合経営学」、「スポーツビジネス」、「公共経営」、「キャリア形成」で編成されている。学年進行に伴って、専門基礎科目からコア科目へと履修展開し、グローバル企業人、起業家、地域創生人材の育成を進めている。

なお、3 学部 6 学科とも、ゼミナールⅡ (応用) と卒業研究において、4 年間の学修成果として、卒業論文、または、ゼミ論文の指導が行われている。【資料 3-2-9】

#### 3) 履修科目の登録の上限

本学では、教育課程表やカリキュラム・マップに沿った履修指導を行うため、学則第 26 条 (履修科目の登録の上限) において、「卒業の要件として年間に履修登録することができ

る単位数の上限は、複数の免許及び資格科目を取得する場合を除き 40 単位とする」と明記している。編入学生、転学部・転学科生、並びに成績優秀者については、履修登録上限単位数を超えて最大 48 単位まで履修登録できるが、それでもなお、上限を超えて科目を履修する特別な事情がある場合は、教授会の意見を聴き、学長がこれを認めることができる。【資料 3-2-10】また、履修放棄への対策として、平成 30 (2018) 年度から「履修辞退制度」を設け、該当する学生に対して、自律的に辞退申請を行うよう、メンターまたはゼミ担任教員が指導している。【資料 3-2-11】上記の規定については、教務ガイドに明記し、新年度ガイダンスの際に学生に説明している。【資料 3-2-12】

## [エビデンス集資料編]

【資料 3-2-6】シラバス記入例

【資料 3-2-7】シラバスチェックリスト

【資料 3-2-8】履修ガイド (p. 6-11 参照) (【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-2-9】卒業論文指導ガイド

【資料 3-2-10】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

【資料 3-2-11】教務ガイド(p. 7 参照)

【資料 3-2-12】教務ガイド

## 3-2-4 教養教育の実施

本学の教育指針(個性教育、実学教育、国際教育)のうち、教養科目は、主として個性教育と国際教育を強化するための基礎を担っている。人間とそれを取り巻く文化的・自然的環境への理解を深め共感を抱くこと、また、自己啓発意識を育むことを目標として、「語学と基礎技術の理解」「人間の理解」「自然の理解」「社会の理解」「キャリアプランニング」の5領域で構成されている。【資料3-2-13】以下、分野ごとの説明である。

「語学」系の科目としては、「英会話」を必修科目として、「英語 I(基礎)」「英語 II(応用)」を選択科目として開講し、技能統合型の英語指導を行っている。「基礎技術」としては、「体育理論」、「体育実技」(1 単位)と「コンピュータ・リテラシー I(基礎)」「コンピュータ・リテラシー II(応用)」を必修科目として開講し、「コンピュータ・リテラシー II(発展)」「コンピュータ・リテラシー IV(実践)」を選択科目として開講している。リテラシー I では、ネットリテラシー、Word、Excel、Google Workspace 等の活用法を、II では、プレゼンテーションやプログラミングの指導を、III では IT パスポート取得のための演習を行っている。【資料 3-2-14】

入学から卒業までの 4 年間にわたるキャリア形成のため、「フレッシュマンセミナー(1年次)」「キャリアディベロップメント(2年次)」「キャリアデザイン(3年次)」を必修科目として、「キャリアサポート(4年次)」を選択科目として開講している。初年次生のスタディスキルと所属感を高めるため、「基礎ゼミナール I (1年次)」「基礎ゼミナール I (2年次)」を必修科目として開講している。基礎ゼミナールでは少人数編成(1クラス 20 人程度)によるグループワークを通して、学科独自のキャリア形成とともに、スピーチ、プレゼンテーションのスキルを強化し、非認知能力や汎用的技能の向上を図っている。非認知能力の育成に際しては、専用校舎 DISCOVERY の 6 教室を活用して行ってい

#### る。【資料 3-2-15】

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-13】履修ガイド(p. 5 参照)(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-2-14】 コンピュータ・リテラシー Ⅰ・Ⅱシラバス

【資料 3-2-15】IPU・環太平洋設備ガイド (p. 3-4 参照)

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では教務委員会を中心に、授業改善のための PDCA サイクルを回している。授業評価アンケートや学生評価委員会の声を集約し、シラバスチェックを行い、授業改善を図っている。

令和 2(2020)年以降、教職員への IT スキルの研修を強化し、協働学習やグループワークを主としたアクティブ・ラーニングや探究活動型の授業への移行を図っている。教員への啓発のため、カリキュラム・マップにアクティブ・ラーニング対応科目を明示し、シラバスチェックを行っており、令和 6(2024)年の時点で配当科目中のアクティブ・ラーニング科目の比率は 78%となっている。半期に 1 回実施している授業評価アンケートをもとに、リフレクションペーパーの作成・公開を行い、授業評価アンケートの数値が 3.80 未満の教員には、「授業改善報告書」の提出を課し、役職者から指導を加えている。【資料 3-2-16】そういった努力の結果、授業評価アンケート(満足度)の平均値は年々上昇しており、令和 6(2024)年度には 4.40(5 件法)に到達した。年度末に実施している学生調査でも、授業満足度、課程満足度ともに 90%近くまで達した。【資料 3-2-17】

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料 3-2-16】授業改善報告書

【資料 3-2-17】学生調査の概要

## (3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

令和元(2019)年以降、学科教員が自律的にカリキュラム・マネジメントに参画しており、カリキュラム・マップやシラバスの精度は上がっている。今後は本学の教育指針である「個性教育」「実学教育」「国際教育」と密接に結びついたカリキュラム編成を進め、効果の検証を行う予定である。

#### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
  - (1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、平成30 (2018) 年度より、「学修成果」を含めた教育成果に関する点検・評価を、内部質保証委員会、大学評価・IR室、教務課が担っている。【資料3-3-1】大学評価・IR室が提示した資料に基づき、関係各部署間で、三つのポリシーの点検・評価を行い、改善を図っている。【資料3-3-2】なお、学修成果のアセスメント項目と教育方針や学修支援のアセスメント指標は下記の通りである。

(図表 3-3-1) 学修成果のアセスメント項目とアセスメント指標

学修成果のアセ	スメント項目	アセスメント指標		
1) 就職状況		就職率、実数、合格率		
2) 学士力アセスメント		3つの指標(MATCH plus)		
3) 到達度確認テスト		就活学力試験®		
4) 卒業研究		成績評価(学科単位)		
5) 成績評価		GPA 分布		
教育方針や学修支援の	のアセスメント項目	アセスメント指標		
6) 授業評価アンケート		科目別満足度		
7) 学生調査		授業満足、課程満足、生活満足等		
8) 学生評価委員会		活動記録		

以下、点検項目に沿って、順に点検方法をまとめていく。

1) 就職状況 (キャリアセンター)

在籍生全員の進路状況(全体の就職率、学校教員、公務員、一部上場企業の採用実数等)

- 2) 学士力アセスメント (初年次教育部、大学評価・IR 室) 前に踏み出す力 (DP1)、考え抜く力 (DP2,3,4)、チームで働く力 (DP5)
- 3) 到達度確認テスト(初年次教育部、大学評価・IR室) 就活学力試験<sup>®</sup>の結果に基づく第1希望就職の指標、新入学生や在籍生の基礎学力推移
- 4) 卒業研究(学部・学科、教務委員会、大学評価・IR 室) 卒業論文とゼミ論文の成績評価 ※健康科学科生については国家試験の合格率を指定
- 5) 成績評価 (学部・学科、大学評価・IR 室) 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 6) 授業評価アンケート(教務委員会、大学評価・IR 室) 授業評価アンケート結果分析(達成目標 4.20 以上、授業改善対象者の基準を 3.80 未満)
- 7) 学生調査 (大学評価・IR 室) 年度末の満足度調査 (授業、課程、生活、その他)
- 8) 学生評価委員会 学生評価委員会(オープンキャンパス委員会、学友会、共育ラボなど)との協議

[エビデンス集資料編]

【資料 3-3-1】大学評価・IR 室規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 3-3-2】アセスメントポリシーについて(【資料 F-9】と同じ)

# 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

令和6(2024)年度の学修成果のフィードバックの状況は下記のとおりである。

1) 就職狀況

教育経営会議や教職員総会で共有、パンフレットやホームページで公開

2) 学士力アセスメント

グループウエア (Garoon) で公開

3) 到達度確認テスト

グループウエア (Garoon) で公開

4) 卒業研究

学科別成績分布をグループウエア (Garoon) で公開

5) 成績評価 (GPA)

グループウエア (Garoon) とホームページで公開

6) 授業評価アンケート

教員によるリフレクションペーパーをポータルサイトで公開

7) 学生調査

ホームページで公開

8) 学生評価委員会

オープンキャンパス委員会、学友会、共育ラボと協議を実施

[エビデンス集資料編]

【資料 3-3-3】学修成果公開状況

#### (3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学士力と学生評価委員会の点検・公開・フィードバックを図るとともに、外部有識者との連携を強化する予定である。

## [基準3の自己評価]

教職員間の共有は年々捗っている。学生や外部有識者の声を反映しつつ、学修成果の組織的な点検・評価・改善を図る体制が整いつつある。

#### 基準 4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化等による教学マネジメントの機能性
  - (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

- (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は教学部門の代表かつ理事会の構成員であり、大学に関する審議事項を諮問し、各 理事等に対して直接説明を行う等、学校法人と大学との橋渡しをする役割を担っている。

他方で、学長は、理事会の方針や決定事項について全学的組織である教育経営会議の議長を務め、理事会の方針や決定事項をフィードバックするとともに、大学運営や教育研究に関わる事項について方針を説明し、構成員の理解や支持を得ている。【資料 4-1-1】

教育経営会議は、教育課程及び教学運営に関し全学的な方針の策定や改善の推進等の重要事項について協議するとともに学内の必要な調整を行い、学長の適切なリーダーシップを確立・発揮できる体制となっている。【資料 4-1-2】教育経営会議等の議事内容は、各構成員に議事録を配布しており、構成員の業務に反映されている。

教育・研究・募集に関する経常的な事案については、学部教授会、教務委員会、センター等が年間を通して審議を行い、各種会議体が学長との連携を図り、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を強化している。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

## [エビデンス集資料編]

【資料 4-1-1】教育経営会議規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-1-2】教育経営会議議事録

【資料 4-1-3】環太平洋大学組織図(【図表 1-1-2】と同じ)

【資料 4-1-4】2024 年度センター・委員会組織

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、学長の適切なリーダーシップを確立するため、学則の各条において、学部教授会が決定権者である学長に対して意見を述べるとともに、学長から意見を求められる関係にあることを規定し、学長と教授会の役割や両者の関係性を明確にしている。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

大学の教育・研究に関わる意思決定は、学長のリーダーシップのもとで、教育経営会議、学部教授会等を通じて行われている。令和3(2021)年度以降、学部教授会において「学校教育法第93条第2項第3号の規定に基づく学長が教授会の意見を聞く事項」の報告様式を作成し、学長は教授会からの意見を受け、必要に応じて回答している。【資料4-1-7】

教育・研究に関する経常的な事案については、学部教授会、教務委員会、FD/SD 実施推進委員会、学術研究推進委員会、自己点検評価委員会等が年間を通して、教職員の資質能力の向上や適切な現状把握のための情報共有を行っている。センター・委員会を含め、関係各部署は自己点検のための資料として、事業計画書と事業報告書を作成・提出している。

#### 【資料 4-1-8】 【資料 4-1-9】

さらに、教学マネジメントの実質化を図るために、全教職員を対象とした教職員総会を年3回開催し、学長、学部・学科、センター・委員会等の方針や課題を説明することにより、学内PDCAサイクルにおける役割の明確化とその周知を図った。【資料 4-1-9】

## [エビデンス集資料編]

【資料 4-1-5】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

【資料 4-1-6】教授会規則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-1-7】教授会議事録提出フォーム

【資料 4-1-8】事業計画書(【資料 F-6】と同じ)

【資料 4-1-9】事業報告書(【資料 F-7】と同じ)

【資料 4-1-10】教職員総会記録

## 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化等による教学マネジメントの機能性

本学では、「令和 6 (2024) 年度環太平洋大学組織図」に示されているとおり、学長を筆頭に学部組織と事務局組織、研究所、センター組織、体育会が配置され、各部門が縦の連携を図っている。さらに、教学部門とセンター組織、事務部門の役職者が一堂に会する教育経営会議を通じて横の連携を図ることによって、大学の使命・教育目的を達成するための組織編制を行い、教職協働による教学マネジメント機能を構築している。【資料 4-1-11】

大学事務局の専門性を強化するため、令和 4 (2022) 年度より事務局を総務事務局と教育事務局に分け、総務事務局には総務課、管財課、情報システム課を、教育事務局には教務課、通信教育室を配置している。さらに、事務業務の専門性を高めるため、アドミッションセンター、キャリアセンター、学生センター、国際センターなどを組織化している。

その上で、大学事務に関わる専門職としての SD (Staff Development) 研修をはじめ、外部研修にも積極的に参加して資質向上に努めており、業務の効率的な執行体制を確保している。

業務執行の管理体制としては、部局別予算制度に基づいた事業執行のため稟議書(人事・企画行事・広報・設備)及び押印許可申請書、出張申請書等の日常的な業務執行管理を法人管理部で所管し、事業計画や予算執行状況を精査しながら起案段階での事前チェックと改善(再提出や内容修正、追加資料請求)を行うことで、設置校における適正な業務執行を維持している。さらに稟議案件ごとの評価(継続・見直し・廃止)を行い、事後チェック結果や留意事項をフィードバックすることによって業務改善を促し、次年度予算の策定根拠として反映させる仕組みを継続的に整備している。また、稟議書における記載内容の標準化を図るために、人事稟議書、採用稟議書、契約稟議書、企画稟議書、広報稟議書、備品稟議書、施設設備稟議書等について稟議区分に応じた書式の改訂を定期的に実施し、点検機能の充実を図っている。押印許可申請の手続きについても、監督官庁への認可申請

書や届出書をはじめ、諸調査・報告書、公文書、請求書等に至る押印書類を法人管理部で 事前チェックし、提出時期・内容・指定要件を満たしているか確認した上で決裁及び押印 処理を行い、所定の期限内提出を徹底している。【資料 4-1-12】

## [エビデンス集資料編]

【資料 4-1-11】環太平洋大学組織図(【図表 1-1-2】と同じ)

【資料 4-1-12】学校法人創志学園 稟議規程(【資料 F-9】と同じ)

#### (3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

上記記載のとおり、教学マネジメントに関する PDCA サイクルが機能し、各部署間の内部質保証体制は明確になっている。今後、学長が大学方針を決定し、それを全教職員に周知徹底することを促進できるよう、教職員総会や教職員研修会と上記会議の連携と接続を強化する予定である。

さらに、業務執行体制の機能化に向けて、法人管理部との連携に継続的に取り組むとともに、法人側と大学において情報共有できる予算管理システムを整備し、変化する状況に対応可能な体制を継続して構築する予定である。また、法人諸規定類の改訂にも着手し、学園全体として内部統制を図っていく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
  - (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

## (2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教員の任用・昇任

教員の任用・昇任は、「環太平洋大学 教育職員選考規定」に基づき、環太平洋大学の教育目的及び教育課程を踏まえ、人格、学歴及び教育研究上の業績等を総合して実施している。同規定に基づいて、選考委員会によって任用または昇任させる者を審査し、学長に上申するとともに、面接試験等による審査や稟議決裁手続きを経て、理事長がこれを決定・任命する手順となっている。【資料 4-2-1】

環太平洋大学における教員の具体的な募集方法としては、原則として独立行政法人研究者人材データベース(JREC-IN)や求人サイト等における公募形態をとっている。

選考方法としては、個人調書、教育研究業績書をはじめ、社会活動を証するものを中心 とした書類審査を一次選考として、副学長、学部長、学科長等が、選考領域・分野の教育 研究業績、教育指導経験、社会貢献等を審査している。

また、実際の選考においては、副学長・学部長・学科長等による模擬授業評価と面接試験、適性検査を行い、教育力、指導力、実践力、人間力が本学の求める教員像にあってい

るかどうか判定する。その上で、最終選考として理事長・学長等による面接試験を行い、 人物像と本学の建学の精神に適合するか否か等について最終的な判定をしている。

本学の令和 6 (2024) 年度の全教育課程における助教以上の専任教員は 120 人であり、大学設置基準に規定する基準を上回る専任教員を配置している。教授数は、体育学部 17 人、次世代教育学部 26 人、経済経営学部 8 人となっており、各学部とも必要数を満たしている (9 ページ [教員数])。専門分野についても、採用選考時に教育実績・研究業績等を十分に検討しており、概ねバランスがとれている。【共通基礎データ様式 1】。

教員の年齢構成は、体育学部では、60歳以上が31.9%、50歳~59歳までが14.9%、次世代教育学部では、60歳以上が46.2%、50歳~59歳までが25.0%、経済経営学部では60歳以上が38.1%、50歳~59歳までが14.3%である。教員の年齢構成は若干高い状況にあるが、これは、教員養成系大学等で教育歴のある教員と、小・中・高等学校において実務経験のある教員を多く採用しているためである。

採用後は、個人調書や教育研究業績書(researchmap)の更新、「学生による授業評価アンケート」に伴うリフレクションと授業改善報告書の提出、『環太平洋大学研究紀要』の執筆、教育職員評価等を実施し、教員の多くが教育研究の改善に努めている。【資料 4-2-2】

## [エビデンス集資料編]

【資料 4-2-1】教育職員選考規定(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-2-2】教員調書、教育研究業績書

# 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動は、FD 実施推進委員会によって規定・運営されている。【資料 4-2-3】 【資料 4-2-4】。教授方法の改善に限らず、学内の問題や課題、学修成果の点検・評価の結果を共有し、教職協働の場として機能している。なお、令和 6 (2024) 年度の活動内容は下記の(図表 4-2-1) のとおりである。

実施日	内容
5月7日	2024 年度オープンキャンパスと入試説明
7月2日	ハラスメント研修
8月20日	創志学園グループの教育理念
10月22日	大学設置基準の改訂と大学評価について
11月26日	ICT を活用した授業方法の提案
12月17日	米国の学生支援について
2月25日	学生相談室というところ
3月10日	各学科の 2024 年度の授業改善に関する取り組み報告

(図表 4-2-1) 令和 6 (2024) 年度 FD 研修会実施内容

令和6(2024)年度は主として、「教育理念」「学生指導」「授業改善」の3領域に分けて

実施した。「教育理念」としては、「創志学園グループの教育理念」と「大学設置基準の改訂と大学評価について」を開催し、グループの指導理念と自己点検や認証評価との関連付けを行った。「学生指導」としては、「ハラスメント研修」「米国の学生支援について」「学生相談室というところ」を開催し、学生への心身・経済面へのサポート体制の構築を図った。「授業改善」としては、「2024年度オープンキャンパスと入試説明」「ICTを活用した授業方法の提案」「各学科の2024年度の授業改善に関する取り組み報告」を開催し、入学者の受け入れ方針の確認、ICT教育の推進、授業改善報告等を行った。【資料4-2-4】。

## [エビデンス集資料編]

【資料 4-2-3】アセスメントポリシーについて(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-2-4】事業報告書(FD/SD 実施推進委員会)

#### (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の採用・研修は、規定に基づき本学の教育目的及び教育課程を踏まえて実施されている。今後、新学科の設置、再課程認定等への準備を踏まえ、年齢、教歴、研究業績等、バランスよく教員配置を整える予定である。

## 4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み
  - (1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

- (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取り組み

本学の SD 活動は、SD 実施推進委員会によって規定され、事務局の役職者の主導のもとで運営されている【資料 4-3-1】。「Staff」を職員に限定せず、大学組織に関与する全ての教職員を包含するものと捉え、学内の問題や課題、質保証サイクルの点検・評価結果を共有し、教職協働を具現化する場として機能している。令和 6 (2024) 年度は、FD との合同開催を 5 回開催した。【資料 4-3-2】また、オープンキャンパスと入試の全日程において、アドミッションセンターの指揮のもと、職員が一丸となって、その運営を行っている。

(図表 4-3-1) 令和 6 (2024) 年度 SD (FD との合同研修会を含む) 研修会実施内容

実施日	内容
7月2日	ハラスメント研修
8月20日	創志学園グループの教育理念
10月22日	大学設置基準の改訂と大学評価について
12月17日	米国の学生支援について
2月25日	学生相談室というところ

#### [エビデンス集資料編]

【資料 4-3-1】SD 実施推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-3-2】事業報告書(FD/SD 実施推進委員会)

#### (3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教育活動の特徴の一つに、教職協働や学生との協働や情報交換が挙げられる。今後は、「事務職の専門性」「学生との対話」「学生支援」について強化するとともに、令和元(2019)年度に実施した学生 FD/SD、及び、令和 5(2023)年度に実施した職員による授業観察を復活させ、授業改善への職員参画を促す予定である。

## 4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分
  - (1) 4-4の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

## (2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

校地・校舎等の側面からみる研究環境の整備と適切な運営・管理については、基準 2-5-① で既に記述しているとおりである。平成 25 年度に「PHILOSOPHIA」を新築、研究室の増室を行い、研究環境の充実を図ってきた。令和 6 (2024) 年度は、教員(教授 51 人、准教授 36 人、講師 25 人、助教 8 人、助手 0 人)に対し、助教以上の教員に研究室 68 部屋(体育学部 22 室、次世代教育学部 30 室、経済経営学部 16 室)を配置している。講師・助教においては、1 部屋に複数人の配置となるが、パーテーションで分け、視覚的プライバシーに配慮した研究環境を提供している。「PHILOSOPHIA」の研究室ゾーンには、教員間で意見交換が行えるスペースを設置している。研究データの保管やできる限り静かな環境を保つため、学生が通常使用する教室から離れた場所に研究室を設けているが、学生と教員のコミュニケーションが疎かにならないよう、教員ごとにオフィス・アワーの時間を設定し、ポータルサイトを通して学生に告知している。

「PHILOSOPHIA」は教育棟と離れているため、入退管理をICカードで行うこととし、 教職員は教職員カード、学生は学生証の携帯、非常勤講師や外部者はインターフォンの使 用を課し、事務室にてロック解除を行わないと入棟できない構造とした。

研究室には教員ごとのパソコンを配置し、各校舎に印刷室を設置している。研究倫理(機 密保持)に対応できるよう、印刷・コピーには、教職員カードでの認証を求めている。

教員の研究を促進するために、平成 20 (2008) 年度より『環太平洋大学研究紀要』を発行している。平成 30 (2018) 年度からは原則として年 2 回の発行となり、令和 6 (2024) 年度末の時点で 26 号まで発刊している (平成 29 (2017) 年度は、別途『教職研究』を発行)。『環太平洋大学研究紀要』に投稿できるのは、原則として本学の専任教職員(体育会監督・コーチを含む)及び姉妹校の IPUNZ の専任教員としている。学外者は本学専任教

職員と共著の場合のみ投稿可能である。投稿原稿は未発表のものとし、1 執筆者につき単著(または共著の第一執筆者)編、共著(第二執筆者以降の著者)1編、合計 2編までとする。同一内容原稿による、他の学会誌・雑誌・紀要等との二重投稿は認めていない。紀要のカテゴリーは、14 号より論文、総説、実践報告(調査報告を含む)、研究ノート、研究資料に分けている。論文については、研究目的、方法、結果、考察等が明確でなければならず、紀要発行を担当する学術研究推進委員会は、原稿についてカテゴリー変更を含めた助言及び、投稿原稿の掲載の可否及び掲載の順序等について決定を行う。内容・形式上の不備があれば執筆者に修正を求めることがある。

年度	号	論文	総説	実践報告	研究ノート	研究資料	掲載数
2010	15 号	16	0	4	0	1	21
2019	16 号	14	0	13	4	1	32
9090	17 号	15	0	3	2	1	21
2020	18 号	21	0	8	5	4	38
2021	19 号	10	3	1	1	3	18
2021	20 号	8	2	9	1	5	25
2022	21 号	8	0	1	1	0	10
2022	22 号	2	0	1	2	1	6
2023	23 号	4	1	1	2	2	10
2025	24 号	1	0	1	2	3	7
2024	25 号	4	0	6	4	2	16
2024	26 号	1	0	1	2	0	4

(図表 4-4-1) 2019~2024 『環太平洋大学研究紀要』掲載カテゴリー別掲載本数

1年以上の在職者は、通常勤務日に学外(自宅を含む)で教育研究活動を行う「特別研究日」を1年度につき10日以内で申請することができる。「学内特別研究費」を獲得した場合は、学部長を経て学長宛に「研究活動報告書」を提出することが義務付けられている。

学部・学科では、学部長、学科長等、科研費獲得実績のある教員が若手・中堅教員に対し、研究紀要投稿等を含む、研究に関する助言を行う環境が整っている。

## 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

開学以来、本学の教育・研究の運営や方向付けを実施しながら組織的に社会的責務を全 うすべく努力を続けており、学長の指揮のもと、委員長を中心に学科教員と事務局で構成 する「学術研究推進委員会」「研究倫理委員会」を設置している。研究倫理については、「環 太平洋大学 研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫理指針」において学術研究活動 における行動規範を制定し、研究者が遵守すべき行動や姿勢をより明確に示している。【資 料 4-4-1】【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

同時に、「環太平洋大学 研究倫理チェック表」及び「研究倫理審査を要するか否かの判断について」を提示することにより、研究倫理審査委員会の可否の判断を行い、倫理審査

が必要な場合は、「研究倫理委員会提出書類」を研究者が提出することによって、研究倫理 委員会審査が随時、審査を開始する仕組みを構築している。【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】【資 料 4-4-6】

また、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為を防止するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)に基づき、関係諸規程や運営・管理体制を整備し、全教員がアクセスできるよう「個人研究費・学内特別研究費使用ガイドブック」をクラウド上に格納している。【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】同時に、学内の研究実施者(教員・大学生)には、学術研究推進委員会と研究倫理委員会が主催する定期的な研究倫理研修の受講を義務化しており、全学的な意識向上を図るための研修会を行っている。令和 6(2024)年度に関しては、研究 FD を 3 回実施した。

 実施月日
 内容

 11月5日
 研究倫理研修会

 12月3日
 調査・実験研究の深層を学ぶー南風原朝和先生講演「因果関係の理解」

 2月6日
 「見せ方・伝え方」を磨く!FD 研修会で研究・探求心とは

(図表 4-4-2) 令和 6 (2024) 年度 研究 FD 研修会実施内容

#### [エビデンス集資料編]

- 【資料 4·4·1】学術研究推進委員会規程(【資料 F·9】と同じ)
- 【資料 4-4-2】研究倫理委員会規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 4-4-3】研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫理指針(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 4-4-4】研究倫理チェック表
- 【資料 4-4-5】研究倫理審査を要するか否かの判断について
- 【資料 4-4-6】研究倫理委員会提出書類
- 【資料 4-4-7】公的研究費補助金取扱に関する規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 4-4-8】公的研究費の適正管理・監督に関する基本方針(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 4-4-9】研究費の不正使用の防止等に関する規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 4-4-10】公的研究費補助金・研究活動の不正防止に関する運営・管理体制
- 【資料 4-4-11】教育研究費・学内特別研究費使用ガイドブック

## 4-4-③ 研究活動への資源の配分

「教育研究費」と「学内特別研究費」という2種類の経費配分システムに基づき、研究費水準も適正なレベルを維持している。教育・研究費の配分額は、教授30万円、准教授24万円、講師18万円、助教12万円、特任10万円となっており、職位に応じて適切に配分されている。また、申請・採択方式の「学内特別研究費」を活用し、補助金・助成金等外部研究資金の獲得に向けた教員の一層の努力を促している。【資料4-4-12】

本学の「教育・研究費」申請においては、科研費申請と同等レベルの研究計画書を提出

することを求めている。【資料 4-4-13】研究計画書作成の精度を高め、研究の推進や外部資金の獲得を促すよう整備を行っている。申請・採択方式の「学内特別研究費」獲得においては、成果報告会における成果発表及び、本学の紀要をはじめとした学会誌等への論文投稿を行うことを条件としている。【資料 4-4-14】

科研費等の外部資金獲得においては、公募が開始される時期に、FD 研修会において、その年の変更点や注意事項を周知し、申請書の教員間による相互チェックの呼び掛けや、学科長、学部長による指導、サジェスチョン、事務局による確認作業等、獲得への支援を行っている。【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】

科研費獲得については、令和 6 (2024) 年度は新規申請者 22 名に対し 3 人 (スタート支援、学術図書を含む) が採択された (採択率 13.6%)。【資料 4-4-17】【資料 4-4-18】

## [エビデンス集資料編]

【資料 4-4-12】教育研究費規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-13】教育研究費申請者リスト

【資料 4-4-14】学内特別研究費使用状況報告書

【資料 4-4-15】教育研究費規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-16】学内特別研究費規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-17】科研費申請者一覧

【資料 4-4-18】科研費交付内定一覧

#### (3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の研究活動は「教育・研究費」、および、「学内特別研究費」(若手研究奨励費、科研費申請促進費、IPU 特別プロジェクト研究費)により支援されているが、令和 6 (2024) 年度の IPU 特別プロジェクト研究費については該当者がゼロであった。今後、研究費等資源の配分方法に工夫を加え、サポート体制を強化していくとともに、横断的な研究支援体制や研究費枠の検証、及び研究倫理体制の環境整備を進める予定である。とりわけ、中堅・若手教員への研究支援策の拡充を図り、研究活動の更なる活性化を行っていく。

#### 「基準4の自己評価]

本学では、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮を行うため、教育経営会議やセンター・委員会を連携させている。学内教職員に対しては、FD/SD 研修や教職員総会を通じて、教学マネジメントに関する全学的共通認識を図っている。

大学開学以来、快適な研究環境の提供を目指し、順次整備がなされている。研究倫理規程の整備も適切に行われており、研究者が遵守すべき行動や姿勢は明確に示されている。 研究費の分配も適切になされており、研究への支援は十分になされていると判断できる。

## 基準 5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
  - (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

#### (2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

大学の教育目的を達成するために、大学及びその設置者である学校法人は、以下の管理 運営体制のもと、経営の規律と誠実性を持って、相互の意思疎通を図り適切な機能を発揮 している。

本学園の経営は、「学校法人創志学園寄附行為」(以下、「寄附行為」)及び「学校法人創志学園寄附行為施行細則」(以下、「施行細則」)に基づき行われている。また、学校法人として適正かつ円滑な業務と運営を確保するため、寄附行為において、最高意思決定機関としての理事会(第 19 条)、諮問機関としての評議員会(第 22 条)をはじめ、施行細則において、法人代表者としての理事長(細則第 4 条)、理事長を補佐する副理事長(細則第 5 条)、学園の設置する各学校を総督し、執行役員を指揮監督する学園長(細則第 7 条)、学園長の命を受け特定の業務を統括する執行役員(細則第 8 条)等、法人役職者の権限と役割を明確に定めている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

さらに、法人及び設置校の管理及び運営に関して必要な事項は、寄附行為に次ぐ効力を有する施行細則により法人設置校の日常の業務決定体制を明確にし、学園諸規則に則った運営を行っている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

特に、大学運営組織については、学長のリーダーシップのもと、学長の諮問機関として教育経営会議を置き、教育、研究、学生指導等の全体方針を審議し、それに基づき各学部教授会で学部及び学科の具体的事項を審議するという関係性を明確にしている。他方で、法人設置校の管理運営に関する基本方針をはじめ、法人財産、事業計画、財務、人事計画等について管理責任を有する法人部門と、教育研究に関わる意思決定を行う大学部門との役割分担及び連携体制を明確にしながら相互の意思疎通を図ることにより、各部門が適切に機能を果たしている。【資料 5-1-3】

以上、大学の運営は諸規則に則って適切に行われており、組織倫理は保たれ、経営の規律と誠実性は維持されている。

## [エビデンス集資料編]

【資料 5-1-1】学校法人創志学園 寄附行為(【資料 F-1】と同じ)

【資料 5-1-2】学校法人創志学園 寄附行為施行細則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-1-3】環太平洋大学 教育経営会議規程(【資料 F-9】と同じ)

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

私立学校法が規定するとおり、理事会は学校法人の最高意思決定機関であり、各設置校を管理運営する役割を担っている。また、理事長は学校法人を代表して法人の業務を総理している。一方で、副理事長も大学の管理運営業務を分担するとともに、日常の業務執行状況を監督しており、さらに副理事長が大学の副学長及び総務事務局長を兼ねることにより、経営と教学組織を融合させて日常の大学業務を通じたきめ細かい指導を行っている。

併せて、各設置校の業務執行に必要な支援及び指導を行う法人本部の法人管理部では、 法人と大学の連携強化や業務執行管理及びコンプライアンス体制の推進、諸規則類の改定 整備等により内部統制を図り、業務改善及び管理業務等の継続的な取り組みを行っている。

以上、法人管理部が法人役職者の意思決定に必要な情報を集約し、設置校の管理体制及 び運営状況を把握しながら、稟議書の事前審査並びに業務執行計画・予算の進捗管理及び 効果分析といった業務執行管理を行うとともに、現地視察による現状把握にも努め、改善 課題に対する指導・助言等を行う他、高校と専門学校間、高校と大学間、専門学校と大学 間の教育連携促進と組織横断的な活動も支援する等の継続的な取り組みを行っている。

## 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、前述(基準 2-5)のように、第一キャンパス、第二キャンパスともに山間の緑豊かな自然環境と融和したロケーションにあって、新たに校舎や実習棟・体育館・運動場等を建設することによって教育環境の充実を図ってきた。【資料 5-1-4】

一方、個人情報の取扱いについては、「学校法人創志学園個人情報の保護に関する規程」に則って、管理職の職員が個人情報保護管理者として各部署を指導するとともに、個人情報取扱事業者として個人情報保護法に基づく管理の徹底に取り組んでいる。とりわけ、大学における個人情報漏洩防止に対する取り組みとしては、FD/SD(Faculty Development / Staff Development)研修会や教職員総会において周知し、①他者から見られないような書類整理、パソコン画面のパスワードロック等のプロテクト、②過失防止のためのシュレッダーによる書類破棄の徹底、送信前のアドレス・番号確認、施錠、③データの持ち出しを防ぐためのサイトアクセス、ダウンロード制限、ID パスワード管理、私物排除といった組織的な対策を行う他、クラウドファイルサービスを利用する等、安全な業務環境の整備推進に努めている。【資料 5·1-5】

その他、学内サーバーとパソコンの管理運営については、ファイアウォールを施して外部からの不正アクセスをブロックしており、併せて学内 LAN を教員用と学生用に分けてセキュリティを強化している。学内ネットワークにアクセスする場合は、学生・教職員に付与されたユーザーアカウントに限定してシステムの利用管理を行っており、学内の全てのパソコンにウィルス対策ソフトを導入している他、不正ダウンロード等の制限をかける等、専門技術スタッフによる管理を行っている。

本学では全学的な体制として人権教育推進委員会を置き、人権教育の推進に向けて啓発施策や人権侵害問題・人権擁護に関する教育の取り組みを実施するとともに、「人間と法」「人権と教育」といった授業科目を開講する等、人権に配慮した運営を行っている。とりわけ、セクシュアルハラスメント等のハラスメントの対応については、ハラスメント対策委員会を置き、万一、学生・教職員間での各種ハラスメントが生じた際には適切に対処で

きるよう規定化している。学生の倫理については、学則等の学内規則で、本学の入学、転・編入、退学、除籍、教育課程、履修方法、試験、卒業、学位、学納金、賞罰等を定め、これらをまとめた学生便覧を配布するとともに、入学前オリエンテーションや各クラス担任より周知徹底を図っている。【資料 5-1-6】

天災等の非常時における学生・教職員の安全確保については、毎年「防火・防災避難訓練」(令和4(2022)年10月31日、令和5(2023)年度は10月30日、令和6(2024)年度は10月7日)を実施し、学生たちの避難体験、避難場所の確認とともに、教職員による担当施設ごとの通報連絡、初期消火、避難誘導及び避難者確認等の活動訓練を行っている。なお、万一の事態に備えて、緊急時の救命対策として校内にAEDを学内28か所に設置し、キャンパス内における救命措置に対応できるよう防災・避難訓練と併せて対応方法の訓練を行っている。また、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大災害を想定して、学生、教職員が緊急避難場所として対応できるように食材や水を確保し、グラウンドに簡易トイレを設置する等、一時的に避難生活を送ることが可能な体制を整備している。さらに、近年の異常気象等の状況を踏まえて、事務局において危機管理対策マニュアルの見直しや研修の企画・立案を適宜行っている。

この他、大学内だけでなく地域の行政・公共機関とも連携し、交通機関の状況、災害被害状況等の迅速な把握のもとで防災対策に取り組めるように体制整備を行っている。

以上、本学では、学内の教育研究目的を達成するために、教育環境や安全、人権保護に継続的に取り組んでいる。また、多岐にわたる危機管理体制の充実化に向けて、令和 6(2024) 年度に設置された危機管理監の指揮のもと、マニュアルの見直し等の対策が講じられており、その一環として、災害やパンデミック等の際の安否確認ついて、発生直後に 100%近くまで情報を収集できる体制が整えられた。【資料 5-1-7】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 5-1-4】IPU・環太平洋大学設備ガイド(【資料 2-4-20】と同じ)

【資料 5-1-5】学校法人創志学園 個人情報の保護に関する規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-1-6】環太平洋大学 人権教育研究推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-1-7】環太平洋大学組織図

## (3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学園の建学の精神及び教育目的の実現へ向けて、法人と大学が密に連携を図って戦略的に大学の経営課題について協議を行っており、経営の規律と誠実性は十分に保たれ、情報公開も公開項目に従って適切に行われている。

今後も、設置者と大学がその使命を果たしていくために、管理運営状況の把握と情報共有を図り、学園の使命・目的の実現へ継続的に取り組むものとする。特に、危機管理面においては、地震、台風、大雨、洪水等の自然災害に限らず、食中毒、感染症、熱中症、情報漏洩、不審者対応、薬物、学内外での事件・事故、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の人為的災害まで多岐にわたることから、地元の自治体とも連携して、これらの危機の局面に対応できる体制づくりに努めている。

#### 5-2. 理事会の機能

## 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

## (2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人と大学の運営は、私立学校法(以下、「私学法」)及び関係法令を遵守して適切に行われており、学校法人創志学園寄附行為(以下、「寄附行為」)及び寄附行為施行細則、理事会会議規則及び評議員会会議規則に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て、意思決定が行われている。私学法第36条第2項で「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めているとおり、大学の経営責任は理事会が負っている。【資料5-1-1】【資料5-1-2】【資料5-2-1】【資料5-2-2】

本学園では、寄附行為第8条第1項の規定によって、理事会の役員として理事7人と監事2人以上を置くと定めており、現員数はそれぞれ定数を充足している。役員構成として、評議員のうちから評議員会において選任された3人の理事の他、学識経験者として3人の理事がその職務にあたっている。理事総数7人のうち計3人の外部理事を選任し、外部からの意見を踏まえた意思決定を行う体制としている。また、常勤監事1人と非常勤監事3人の計4人体制(関東に3人、関西に1人配置)で、学園全体の監事業務を実施している。なお、役員の任期は、1号理事を除いて3年となっている。【資料5-1-1】

監事は理事や評議員又は法人の職員を兼ねておらず、また私学法第 39 条に定める役員 の兼職禁止条項に違反する事実もなく、適正な構成となっている。

理事会の開催状況は、4月、5月、7月、9月、12月、2月、3月に定例で開催しており、 寄附行為施行細則第3条第1項に定める業務決定等、重要又は異例にわたる事項について の審議を行い、私学法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。【資料 5-1-2】

また、理事会は、寄附行為施行細則第3条第1項に定める理事会の業務決定事項を除いて、学園の業務決定の権限を理事長に委任している。理事長は、学校法人を代表して法人の業務を総理するにあたり、学園の業務決定の権限の一部については学校長へ、法人全体の運営に関する業務分掌及び設置校への指導・助言に関する事項については副理事長にそれぞれ委任して業務を分担する等、高い機能性を有しながら戦略的な意思決定ができる体制となっている。【資料5-1-2】そして、理事会は法人の業務に関する最終的な最高意思決定機関として機能しており、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長を中心とした理事会の法人運営におけるガバナンスは適切に機能している。

以上、理事、監事の構成は適正であり、理事会の管理運営は、それぞれ寄附行為、施行細則、理事会会議規則に基づいて適切に行われている。また、令和 6 (2024) 年度は定例理事会を 5 回、臨時理事会を 4 回の合計 9 回開催し、平均実出席率は 100%という適正な体制のもとで、予算、決算、事業計画及び事業報告等、寄附行為施行細則に記載された事項について審議を行った。なお、監事についても開催された定例理事会及び評議員会に出席し、本学園の業務及び財産状況について適切な指導助言、その他意見陳述を行った他、

## 環太平洋大学

決算に際して業務監査及び会計監査を踏まえた監査報告書を作成し、理事会及び評議員会 にて報告する等、その職責を果たしている。

また、理事長、副理事長が業務を分担しており、さらに総長を加えて毎月開催する常任役員会において、法人として戦略的な意思決定ができる体制を整備している。

加えて、理事長及び副理事長が出席する設置校責任者会議を月例で開催し、各校における募集状況及び進路状況の報告とともに、運営課題への対応状況について組織的に協議を行う体制としている。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 5-2-1】学校法人創志学園 寄附行為(【資料 F-1】と同じ)

【資料 5-2-2】学校法人創志学園 寄附行為施行細則(【資料 F-9】と同じ)

## (3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

理事会の運営は適正であり、大学設置当初より経営と教学の機能分化を図っている。 また、学園の総長をはじめ、理事長及び副理事長が大学の行事及び会議等に出席し、大学 に足を運ぶ機会を週に 2~3 日程度は設けて、直接的に法人と大学間の意思疎通と連携強 化を図り、戦略的な大学経営課題についての協議を行う体制としている。さらに、理事会 は、大学組織をよく理解している学識経験者及び教学関係の理事が多数を占める構成であ ることから、大学の改革や課題に迅速に対応できる体制になっている。

今後においても様々な課題に迅速に対応し、大学改善や教育の質の保証に重点を置いた 審議内容の充実を図ることで、さらなる連携協力体制を構築する。

#### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
  - (1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会を年間5回定例開催するとともに、臨時理事会を4回開催して、本学園及び設置校の管理運営に関する基本方針の他、法人の財産、事業計画、財務計画、人事計画等について審議・決定している。その上で、理事長は学園を代表する責任と権限を有しており、理事長の補佐として副理事長が法人業務を分担して設置校の指導・助言を行っている。

他方、大学の責任者たる学長は、各学部間の調整にあたる他、「教育経営会議」及び「教授会」を諮問機関として大学運営に関する事項の審議及び検討を行い、部門間の連絡調整を行うことによって円滑なコミュニケーションを図っている。

これにより、経営と教学の戦略目標に対する意識の統一を図るだけでなく、円滑でスピーディーな意思決定を実践している。

## 環太平洋大学

法人本部と大学との連携において、設置者である学校法人より、総長や理事長、常勤監事、本部役職者が教育経営会議やその他学内の諸会議に出席したり、個別に教職員と面談を行ったりしながら意見を吸い上げて経営面に反映させている。また、学長や副学長、事務局長等と綿密に打ち合わせる機会を設ける等、相互に意思疎通が図られ、バランスのとれた運営が行われている。

毎年定例で実施する全教職員対象の教職員総会や FD/SD 研修会において、総長及び理事長からの講話が行われ、学園としての教育理念や運営方針、大学の教育指針、将来構想等を教職員に直接説明する機会が設けられている。(図表 5-3-1) 理事長のリーダーシップを示しつつ、教職員の資質向上と自己研鑽を促す等、法人と大学とが一体となった運営体制を実現している。

(図表 5-3-1) 令和 2 (2020) 年度~令和 6 (2024) 年度の総長・理事長講話の実施内容

実施日	行事名称	内 容(テーマ等)
2020年4月1日	第1回教職員総会	IPU の基礎・基本 他
2020年8月28日	夏期教職員総会	開学の理念 他
2021年1月8日	冬期教職員総会	より完成度の高い教育成果 他
2021年3月21日	春期教職員総会	IPU の教育「入学から卒業後まで」
2021年5月29日	春期教職員総会	「新どこにもない大学」「五訓」他
2021年12月25日	SD 研修	どこにもない大学創りは今も続く
2022年1月6日	冬期教職員総会	新型コロナウィルスと IPU 他
2022年3月26日	春期教職員総会	2022 年度の経営方針 他
2022年8月27日	夏期教職員総会	IPU の原点とは
2023年3月23日	春期教職員総会	2023年度学科報告と 2024年度方針
2023年9月1日	秋期教職員総会	教育理念とアドミッション・ポリシー
2024年1月27日	冬期教職員総会	創始者と教育理念
2024年9月13日	秋期教職員総会	新規事業と学科後期目標
2025年1月6日	冬期教職員総会	IPU の挑戦

以上、経営と教学の明確な役割分担により、学長が推進する教学運営を、理事長と副理 事長が経営面から重層的に支えるという体制がとられていることからも、経営の透明性と 意思決定のプロセスにおいて明確化が図られている。

本学の運営については、トップダウンによる伝達や意思疎通の方法と、教職員と対話する機会を設ける等のボトムアップによって、提案や課題内容を大学全体の課題として反映させている。この方法を採ることで情報の収集と共有化が図られる現状にあり、トップのリーダーシップ発揮体制とボトムアップの仕組みは適切に整備され、大学運営の改善に円滑に機能している。

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学間の相互チェックの仕組みとして、新たに設置した監事室が部局責任者や教職員面談等を通じて大学の実態把握に努めたりする等、組織横断的な情報共有と相互チェック機能を高めることで、法人と大学間の適切な業務役割分担等の効果が生まれている。さらに、事業計画や予算をはじめ、大学及び法人本部各課の業務課題と予算執行状況を定期的にチェックし、適宜必要な改善や見直しを行うことで業務達成レベルの向上と事業計画に基づく計画的な執行管理の一翼を担っている。

また、法人管理部では、設置校管理に関わる日常業務を管理するとともに、業務執行管理・法人管理・危機管理という観点から、法人本部と各設置校における業務サポートを行っている。例えば、業務執行計画・予算の進捗管理や稟議書の事前審査及び効果分析といった業務執行管理を行いながら、各設置校の運営・行事スケジュールや現地視察による状況把握に努め、改善課題に対する対策指導等を行っている。さらに、文部科学省への認可申請・届出をはじめ、変更登記手続き、学校法人並びに設置校に関わる諸調査及び報告書等の集約、実地調査及び監査等への対応、事業計画及び事業報告作成支援、理事会及び評議員会の運営、公文書管理や押印手続きに関する業務に加えて、契約書改訂やリーガルチェックによるリスク回避、諸規則の整備又は改定等の法務業務も分担し、ガバナンス強化の一翼を担っている。

一方、法人全体の管理運営状況のチェック機能として、寄附行為第 18 条に定める法人の業務監査と財務監査を行う「監事」と、理事会の諮問機関として理事会に先立って同第 24 条に掲げる事項を審議し、意見を述べる「評議員会」がその役割を担っている。監事の選任にあたっては、寄附行為第 10 条で規定された「この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外のものであって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されているとおり、監事の独立性は確保されている。監事の職務として法人の業務執行状況や財産状況の適正性を監査して監査報告書を作成し、理事会及び評議員会での報告を行う他、役員として理事会に出席して理事の業務執行を把握するとともに、評議員会にも出席して意見陳述を行っている。

監事監査は、「学校法人創志学園監事監査規則」に則り、法人諸規則や事業計画等に基づいて、業務の適正かつ効果的な運営に資するため、大学の経営管理状況、人事管理状況、教育・研究、学生支援の実施状況、常勤理事の業務執行状況、財務会計の項目で実施している。また、会計監査については、監事室による監査報告を受けてその内容を確認するとともに、本年度の中間決算及び決算関係書類を調査して、決算の状況を監査している。さらに、監事監査の充実を図るため、月次で会計監査を担当している公認会計士と監事とが情報交換できる機会を設け、財務面に加え各設置校の業務執行状況や教育活動について報告することにより、学校法人の運営状況について十分に把握し実効性を高めている。【資料5・3・1】

評議員については、寄附行為第22条第2項の規定により、理事定数の2倍を超える15人を置くこととなっており、現員数は定数を充足している。その構成は、法人の職員のうちから理事会において選任された者5人、法人が設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任された者2人、学識経験者のうちから理事会にお

いて選任された者 8 人となっている。15 人の評議員のうち大学、短大の関係者である評議員が 7 人おり、大学の運営や教学面を理解した評議員の構成による体制といえる。評議員の任期は 3 年とし、評議員の欠員に伴う補欠評議員の任期は、前任者の残任期間としている。評議員会は、毎年 5 月、7 月、9 月、12 月、3 月に定例開催し、理事会の諮問機関として、理事会に先立ち寄附行為第 22 条に掲げる事項を審議して意見を述べる役割を担っており、寄附行為、評議員会会議規則等に基づいて適切に職務を遂行している。また、評議員会においては、寄附行為第 24 条に掲げる(1) 予算及び事業計画、(2) 事業に関する中期的な計画、(3) 借入金(当該会計年度内の収入を持って償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(4) 役員に対する報酬等の支給の基準、(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(6) 寄附行為の変更、(7) 会様、(9) 日的なる東ボの式はなりませて事項

(7) 合併、(8) 目的たる事業の成功の不能による解散、(9) 寄附金品の募集に関する事項、(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項について、あらかじめ意見を聞く体制となっており、私立学校法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。また、評議員会について、令和6(2024)年度は定例評議員会5回(平均実出席率は86.67%)を開催し、適正な体制のもとで予算、決算、事業計画及び事業報告等、寄附行為に記載された諮問事項について審議し、意見を述べている。

以上、法人と大学間の相互チェック機能は、監事室と法人管理部の二方向より大学の実態把握に努め、組織横断的に情報共有と相互チェックを行うことでその役割を果たしている。

法人全体の管理運営に関するチェック体制として、理事会の諮問機関である「評議員会」は、寄附行為及び評議員会会議規則等に基づいて適切に行われており適正な体制のもと、運営されている。そして、評議員については大学・短大の関係者が多く、大学の教学や運営の状況を理解できる評議員会の体制のもとで、大学の教学上の課題や質保証を審議するにあたり適切な意見が出され、理事会の諮問機関として十分な機能を果たしている。

また、「監事」は、業務の有効性と効率性について大学の組織運営、大学の内部統制、教育・研究・学生支援、法人としての経営管理項目について監査を実施し、定期的に業務及び財産状況について指導助言を行う等、業務及び財産状況の妥当性をチェックする職責を果たしており、監事室長が監事の監査業務をサポートしている。

## [エビデンス集資料編]

【資料 5-3-1】学校法人創志学園 監事監査規則(【資料 F-9】と同じ)

#### (3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学校法人と教学部門がさらに連携を強化し、今後も様々な課題に迅速に対応できるよう各種会議の構成員及び開催頻度、大学経営や教育支援体制の充実に重点を置いた審議内容について改善を進める。併せて、学校法人と大学事務局との事務的な面での情報共有・意思疎通等の連携を深めることに重点を置き、一層効率的な組織運営体制のあり方を検討する。また、評議員会や監事が法人の管理運営上で適切な機能を果たしており、学校法人と大学の管理運営におけるチェック機能や理事会の諮問機関として、今後も重要な役割を担っていくことになる。

## 環太平洋大学

同時に、学内外の様々な変化・ニーズに対応できるよう組織活動に関わる自己点検評価 方法を改善し、その成果を大学運営や教育研究活動等に反映しながら、大学教育の質の保 証と向上、学生満足度のさらなる向上に向けて、引き続き学生と教職員が一体となって発 展できる大学づくりを目指す。

#### 5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
  - (1) 5-4の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

## (2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、中長期的な観点から目標と計画を策定し、年度ごとに各部署からの目的別予算要求に基づいて事業計画書と収支予算書を作成している。また、年度ごとに決算を分析し、大学予算の見直しを行うことによって財務基盤の安定性を確保してきた。とりわけ、教育研究目的を達成し安定した財政状況を確保するために、人件費比率が著しく悪化しないよう留意している。

財務の最重要基盤である学生生徒等納付金は、収容定員の拡大に沿って令和 4 (2022) 年度まで順調に増加してきたが、令和 5 年度 (2023) は経済経営学部、次世代教育学部の学生募集に苦戦し学生生徒納付金は 3,723 百万円にとどまり、前年に比し減収となり、更に令和 6 年度 (2024) も引続き定員未充足となり、同納付金は 3,608 百万円の減収結果となった。これを踏まえて、令和 7 年度以降の募集広報活動の強化及び入試改革を実行施策として、回復を図ることとする。また、東京キャンパスの開設により国際経済経営学部を立ち上げ、東京地区での募集活動の強化を図る計画である。(図表 5-4-1)【資料 5-4-1】、

## (図表 5-4-2)【資料 5-4-2】

(図表 5-4-1)	学生生徒等納付金の推移	(単位:百万円)
------------	-------------	----------

	·				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学生生徒等納付金	3,716	3,757	3,839	3,723	3,608

#### (図表 5-4-2) 学生生徒等納付金の計画推移

項目	令和7年度計画	令和8年度計画	令和9年度計画
学生生徒等納付金	3,692	3,860	3,920

※東京キャンパス含めず

(単位:百万円)

施設整備については、平成 25 (2013) 年 4 月から新たな学舎「PHILOSOPHIA」の供用を開始し、平成 26 (2014) 年 9 月には第 3 体育館、平成 28 (2016) 年 3 月には新講義棟、第 4 体育館及びカフェテリア「HARMONY」を竣工して、教育施設及び福利厚生施設の充実を行った。また、平成 30 (2018) 年 6 月に岡山駅前「グローバルキャンパス」を取

得、平成 31(2019)年 3 月には実践型非認知能力のトレーニング施設「DISCOVERY」、スポーツ科学センター「INSPIRE」、学生寮「Uni-Village」を竣工し、主たる大学施設設備を着実に整備してきた。

一方、アジア諸国からの留学生受け入れが活発化しており、平成 28 (2016) 年度には留学生数が 200 人を超えた。これら大学全体の学生数増加に対応するため、岡山駅前グローバルキャンパスや「志高館」(高島学生寮)、岡山駅前北・南寮の整備を進め、より良い教育環境の場を提供している。

これらを踏まえた上で、中長期計画を策定し、その達成のために策定した具体的目標(学生数の確保、インフラ整備)を実現するための単年度計画としての予算制度を確立し運営している。

これまで年度ごとの予算計画・目標は達成できており、さらに、学校法人創志学園全体の財務基盤は令和 6 (2024) 年度収支差額 1,867 百万円、純資産 44,074 百万円と安定しており、今後の財務運営に不安要素はない。

## [エビデンス集資料編]

【資料 5-4-1】環太平洋大学 学生生徒等納付金の推移表

【資料 5-4-2】環太平洋大学 学生生徒等納付金の計画表

## 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支バランスを確保するために、安定した納付金収入確保に注力するとともに収入に応 じた支出管理を行っており、令和6年度は学生生徒等納付金が減収となったが、事業活動 収支差額は黒字を確保している。

多額の資金が必要なインフラ面の整備は終了しているが、令和 6 年度(2024)は既設の体育館の空調工事を補助金を活用して実施し、また陸上競技場の改修工事を完了させている。その資金は自己資金と補助金等により賄われており、資金繰りに影響を及ぼすものではない。償却前事業活動収支差額は、安定的・継続的に黒字を確保しており、令和 6 (2024)年度の実績では 800 百万円である。(図表 5-4-3)【資料 5-4-3】

項目	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
事業活動収支差額	315	89	139
減価償却費 (教育)	610	612	501
減価償却費(管理)	190	188	160
償却前事業活動収支差額	1,115	889	800

(図表 5-4-3) 環太平洋大学の事業活動収支差額の実績推移 (単位: 百万円)

以上、経常的経費並びに施設設備投資は、ほぼ大学単体の償却前事業活動収支差額で賄うことが可能な状態である。また万が一、資金調達が必要な場合でも、法人全体の信用力 や資金調達力を有しており、資金繰りを悪化させる要素はない。よって、財務基盤の安定 性とバランスは確保されている。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 5-4-3】環太平洋大学 事業活動収支差額の実績推移表

#### (3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、平成 28 (2016) 年度開設の経営学部の設置、さらに、平成 29 (2017) 年には、体育学科の収容定員を 800 人から 1,200 人へ増員する認可申請を行い、令和 3 (2021) 年における最終的な大学全体の収容定員は 3,140 人となった。安定的な経営基盤を維持していくために、入学定員の確保を最重要課題として取り組むと同時に、学生生徒等納付金収入の確保はもとより、教育研究経費の有効性を高め、管理経費の抑制を図って適正な予算の策定及び予実管理を実行する。

加えて、日々の業務改善に努めながら目的別予算管理を適切に行い、より一層安定した 財務基盤の確立と収支バランスの確保を目指す。

## 5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
  - (1) 5-5の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-5-① 会計処理の適正な実施

業務目的別に執行された本学の予算の会計処理は、学校法人会計基準を遵守して適正に処理されている。また、「学校法人創志学園経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品管理規程」「固定資産及び物品管理規程細則」「予算編成及び施行規程」「資産運用規程」を遵守して、適切に会計処理を行っている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

予算編成については、3 月に当初予算を編成し、必要に応じて補正予算を編成することで、決算との大きな乖離が生じないようにしている。

以上、私立学校振興助成法及び学校法人会計基準等に基づいて、適正に会計処理を実施している。また、学園全体の会計処理は、一元管理できる会計システムが導入されており、各設置校の会計担当者がサーバー上でWeb入力を行っている。そのため、必要な会計帳票について権限所有者が随時取り出すことができる体制となっており、大学と学園間の連携や双方向性は十分に確保されている。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 5-5-1】学校法人創志学園 経理規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-2】学校法人創志学園 経理規程施行細則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-3】学校法人創志学園 固定資産及び物品管理規程(【資料 F-9】と同じ)

## 環太平洋大学

【資料 5-5-4】学校法人創志学園 固定資産及び物品管理規程細則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-5】学校法人創志学園 予算編成及び施行規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-6】学校法人創志学園 資産運用規程(【資料 F-9】と同じ)

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法の定めるところにより、監査法人による会計監査を受けている。各設置校単位の月次決算を監査するとともに、監査証拠の突合やヒアリング、会計処理のモニタリングの他、設置校に赴いての実査・確認も行っている。また、会計監査に際しては、監事並びに監事室との意見交換会を予算時期と決算時期に行うことで、適正な監査証拠の把握に努めている。【資料 5-5-7】

内部監査の実施体制については、「学校法人創志学園内部監査規則」に則って、理事長の指揮命令下に内部監査室を配置し、法人本部及び設置校における業務執行状況や会計の管理運営状況について、適法性及び効率性の観点から、公正かつ独立の立場で検討・評価し、その検討・評価結果に基づく情報の提供並びに改善及び合理化のための助言・提案等を行っている。具体的には、書類監査及び実地監査を通じて内部統制や規則等の妥当性及び諸活動の有効性と予算執行について意見を表明する等、年間を通じて継続的に実施している。特に書類監査では、設置校の学校基本調査における学生情報及び教職員状況、校地校舎の状況、学校法人実態調査、あるいは基礎調査等の諸調査・報告の内容を点検し、経常費補助金に関わる基礎データと照合して、各書類間の整合性を図っている。

以上、会計処理と会計監査については、現在適切かつ適正に行われており、今後も公認 会計士と緊密に連携しながら、適正な運営の継続を図っていく。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 5-5-7】学校法人創志学園 内部監査規則(【資料 F-9】と同じ)

## (3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

会計処理は、公認会計士の指導監督のもとで適正かつ厳正に実施している。今後も、学校法人会計基準の改正内容に沿って、適切に会計処理を実施していく。

また、監査法人及び監事、内部監査室におけるそれぞれの監査機能も有効に機能しているが、さらに連携を密にしながら会計監査の円滑化と充実を図る。今後は、学園全体の運営管理という観点から、常勤監事によって設置校の業務・会計状況のチェック体制を強化する。

#### [基準5の自己評価]

環太平洋大学の経営は諸規則に基づき適切かつ厳格に行われ、経営の規律と誠実性は保たれており、大学の使命・教育目的を実現する継続的な取り組みが行われている。また、大学の設置・運営に関連する法令を遵守して、組織全体のガバナンスの強化に努めている。同時に、教育環境の充実や、人権・安全にも十分配慮されており、教育情報や財務情報の公表も適切に行っている。

さらに、大学の使命・目的を達成するために戦略的意思決定を行うことができる組織体

## 環太平洋大学

制も整備され、学長のリーダーシップが発揮されながら、十分に機能している。また、法人と大学の各部門のコミュニケーションを図る体制が確立され、相互チェックの機能も有効である。法人としてのアクションプランと大学の各部門からのボトムアップによる提案の間を調整する仕組みも整備され、大学運営は円滑に行われている。

一方、財務状況については安定的に黒字を確保しており、教育施設・設備の充実を図る ための投資を継続的に実施している。学校法人創志学園全体として、これらの設備投資計 画を賄える資金、法人全体の信用力や資金調達力を有しており、財務基盤は安定している。

#### 基準 6. 内部質保証

- 6-1. 内部質保証の組織体制
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
  - (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

### (2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、建学の精神(挑戦と創造の教育)を掲げ、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成し、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出するという使命・目的を掲げている。この使命・目的を達成するため、学則第2条に「その教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを定めている。【資料6-1-1】

さらに、「環太平洋大学自己点検評価委員会規程」において、「本学の教育水準の向上と 内部質保証を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため自己点検及び評価を行いそ の結果を公表するとともに、これらを活用して継続的に改善活動を推進すること」と定め、 法人部門の責任ある協力・参加のもと、自己点検評価の体系的な実施と内部質保証の連携 の重要性が記されている。自己点検評価委員会は、委員長、学部長、学科長、事務局長、 教務課長、総務課長、その他、委員長が必要と認める教職員で構成され【資料 6-1-2】、平 成 19 (2007) 年の開学以降、18 年間にわたって、大学の使命・目的に即した自己点検・ 評価が自主的・自律的に実施されている。

自己点検評価委員会規程に「本委員会は自己点検評価の結果を学長に報告する」と明記されていることを受け、令和 2 (2020) 年度までは、学長の諮問機関である「教育経営会議」を内部質保証の点検・評価機関としていた。【資料 6-1-3】教育経営会議は、理事長、副理事長、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長、その他学長が指名する者、法人役員及び法人職員で組織される会議体であるが、質保証の点検・評価、意思決定、関係各部署との連携を図り、教育経営会議での審議の円滑化を図るための会議体として、内部質保証推進委員会を設定した。【資料 6-1-4】さらに、内部質保証を実質化し、そのサイクルを回し、効果を検証する部署として、令和 5 (2023) 年に大学評価・IR 室を設定した。

### 【資料 6-1-5】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 6-1-1】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

【資料 6-1-2】自己点検評価委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-1-3】教育経営会議規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-1-4】内部質保証推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-1-5】大学評価・IR 室規程(【資料 F-9】と同じ)

### (3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

従来、内部質保証に関しては、教育経営会議、自己点検評価委員会、FD 実施推進委員会、教務部等が相互に連携し合っていたが、令和 4 (2022) 年度に内部質保証推進委員会を、令和 6 (2024) 年度に大学評価・IR 室を立ち上げたことによって、自律的に内部質保証を推進することが可能となった。今後は、教育成果の検証、組織へのフィードバック、自己点検評価等を円滑に進めていく予定である。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research) 等を活用した十分な調査・データの収集と分析
  - (1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

### (2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は内部質保証の重点項目を「教育の質保証」に置き、アセスメントポリシーに定められた項目等について、大学評価・IR室と各部署が連携して点検を進め、その成果を内部質保証推進委員会で検証し、教育経営会議や教職員総会で共有している。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】また、学部・学科、事務局、センター、委員会は中期計画・中期目標をベースとして、毎年、事業計画書と事業報告書を作成し、自主的な点検を遂行している。【資料 6-2-4】点検の順序と時期は下記の図表のとおりである。(図表 6-2-1)

			Т
点検項目	担当部署	調査・集約	公開
就職実績	キャリアセンター	4月	5月
卒業研究	教務委員会	4月	5月
就活学力試験	初年次教育部	4月	5月
教育課程	学科	1月	3月
成績評価	教務課	9月、2月	10月、3月
退学・進級・卒業判定	教務課、学科	9月、2月	10月、3月
シラバスチェック	学科	2月	3月
授業評価	教務課、学科	8月、2月	9月、3月
学生評価委員	学生評価委員会	12 月	1月
学生調査	大学評価・IR 室	2月	3月

(図表 6-2-1) 内部質保証のための点検順序と時期について

上記の流れで審議された成果を内部質保証委員会でとりまとめ、著しい学修成果や地域 貢献活動等について自己点検評価報告書に記載するとともに、ホームページを通して、学 外に積極的に公開している。【資料 6-2-5】

### [エビデンス集資料編]

【資料 6-2-1】アセスメントポリシーについて(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-2-2】内部質保証推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-2-3】大学評価・IR 室規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-2-4】ホームページ(本学の取組)

【資料 6-2-5】事業計画書、事業報告書

### 6-2-② IR (Institutional Research) 等を活用した十分な調査・データの収集と分析

平成30 (2018) 年度、教学IR室を立ち上げ、学生に関するデータを集約し、教育活動の改善に繋げる仕組みを構築した。さらに、令和6 (2024) 年に大学評価・IR室に改編し、集約・分析・公開の作業を系統立てて実施し、関係各部署にPDCAサイクルを回すよう働きかけている。【資料6-2-6】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 6-2-6】大学評価・IR 室規程(【資料 F-9】と同じ)

### (3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

これまで以上に、中期計画・中期目標との関連付けを密接に行い、必要なデータを必要な時期に集約できるよう、各部署の事業報告書内への記載を義務付ける予定である。

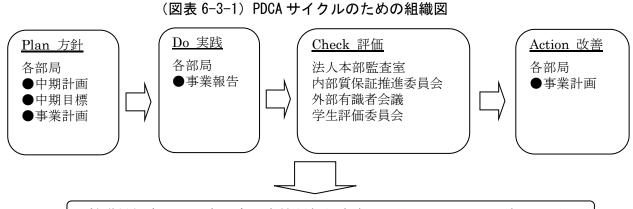
#### 6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性
  - (1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

- (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

下記の図は、本学における内部質保証の PDCA サイクルの概要である。



教職員総会での共有、自己点検評価報告書の公開、ホームページでの公開

教育成果の点検・評価については、学部・学科、委員会、センター、事務組織等による「事業報告」に基づいて検証を行い、法人本部、外部有識者会議、学生評価委員会等でその成果について評価を受け、教職員総会、自己点検評価委員会、ホームページ等で公開した後に、新たな「事業計画」を作成し、改善を図るサイクルを回している。

### (3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

ディプロマ・ポリシーに定められた学修成果の点検・評価・公開を行うにあたり、「中期計画・中期目標」「事業計画」「事業報告」との関連付けを密接に行い、外部有識者や学生評価委員会からの評価を参照して、自律的に点検・評価・改善を行う体制を構築してゆく。

## [基準6の自己評価]

法人本部による年2回の監査、とりわけ、期末監査での事業報告と新年度事業計画を通して、客観的な視点での点検・評価が図られている。また、IR機能を活用した数値目標の設定や追跡調査も進んでおり、エビデンスベースによる検証体制が整いつつある。

### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

本学は、建学の精神「挑戦と創造の教育」のもとに、①教育とスポーツの融合、②時代の求める教育の追求、③教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む〈共育〉という三つの基本理念に基づく教育の実現を目指している。

上に述べた本学の教育の三つの基本理念は、下記の「体育会五訓」にも反映されており、 クラブ活動においても指導者と部員間で、また部員と部員の間で五訓の唱和という行為を 通して本学の教育理念の確認が行われ、学年から学年へと継承されてきている。

### (図表 A-1-1)「体育会五訓」

「五訓」を胸に、己に厳しく、限界に挑む。

# 体育会五訓

一、礼節 礼をもって相手を敬い節度をもって己を磨く事

一、克己 目標達成に向け努力を惜しまず己に克ち続ける事

一、信頼 支え合い競い合い共に学び共に生きる事

一、前進 困難・苦境・失敗を乗り越えあきらめず挑み続ける事

一、感謝 周囲の支えの大切さを知り奉仕の気持ちを忘れない事

本学では、上に述べた三つの基本理念に基づく教育を通して学生たちの学内生活や勉学に対する真摯な姿勢を涵養するだけでなく、クラブ活動において卓越した対外的成果を上げるとともに、社会貢献・教員採用・就職への取り組み等において開学以来着実な成果を上げてきた。

特に本学では、教員の研究や学生の学びの推進及び成果の検証等の観点から社会貢献を 重視してきた。そこで、建学の精神である「挑戦と創造の教育」及び三つの基本理念を基 に、「社会貢献」という視点から、開学以来の本学の活動の自己点検評価を行う。

### 基準 A. 「挑戦と創造の教育」

- A-1.「挑戦と創造の教育」に基づく社会貢献
- A-1-① 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
- A-1-② 大学と地域社会との連携
- A-1-③ スポーツによる社会貢献
- A-1-④ 社会貢献事業の情報発信

#### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

### (2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### A-1-① 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

本学は、次世代教育学部、体育学部、経済経営学部の3学部からなる大学であり、中国・四国地区においては唯一となる体育学部を設置した大学として、開学以来、大学が有する物的・人的資源の社会への提供に努めてきた。本学の社会貢献活動の特徴は、3学部6学科の教員と学生が一体となって、それぞれの学部・学科の持ち味を発揮し、異なる社会貢献活動を展開している点である。【資料 A-1-1】

### 1) 体育学部における取り組み

ア) 障害(児)者サポートプロジェクト

令和3 (2021) 年度から取り組みを開始し、令和6 (2024) 年には、岡山市新規採用職員 福祉体験講習会講師、岡山県障害者スポーツ大会(陸上競技)運営補助(選手誘導補助)、岡山県障害者スポーツ大会(ボッチャ競技)競技補助員(審判補助)、ライオンズクラブ主催全国特別支援学校フットサル大会(中国・四国地方大会)(救護、運営補助)、障がい者児童施設訪問(運動療育指導)、岡山県サッカー協会主催の障がい者サッカーイベント(救護、運営補助)、吉備高原車いすふれあいロードレース大会のボランティア活動(選手誘導、会場運営補助)、鳥取アルティメット&キャンプ大会(救護ボランティア)、岡山マラソン救護活動(フィニッシュ AED、待機 AED、自転車 AED)に学生スタッフを派遣し、岡山県民パラスポーツ大会、岡山県障害者スポーツ指導者協議会主催のパラスポーツ指導員養成講習会、倉敷南公民館人権教育講習会、訪問型スポーツレクリエーション指導(岡山県立岡山豊学校)、NSCA ジャパンコーチコース講座に委員・講師を派遣した。

#### イ) 健康維持増進プロジェクト

このプロジェクトでは、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、健康の維持増進に向けた姿勢教育、健康教室の開催、講演、測定データのフィードバック等を行っている。令和元(2019)年度に取り組みを開始し、令和6(2024)年度には、赤磐市の公共施設(山陽老人福祉センターならびに赤磐市律中央図書館)にて、地域の方々を対象とした健康運動教室を学生主体で全6回実施した。

#### ウ)スポーツ振興

令和3 (2021) 年度に実施した産学連携事業は、企業からの受託研究が2件、岡山県地域へ飛び出せ大学生事業1件、令和4 (2022) 年度の受託件数は2件、活動回数は4件、令和5 (2023) 年度の受託件数は1件であった。

令和 4 (2022) 年度には、IPU スポーツアカデミーとの連携によるスポーツドックとして、岡山イオンで体力測定会を開催し、大人を含め 859 名を集めた。5 月には、岡山青年会議所 JC との共同で「キッズスポーツパーク」を開催し、106 名の子どもの体力測定を行った。令和 5 (2023) 年度には、「岡山ハレマチチャレンジスタジアム」の一環として、イオンモール岡山 1 F 未来スクエアにおいて、地域の子どもと保護者を対象とした体力測定とフィードバックを実施した。また、パラ陸上育成選手の科学的サポートとして、パラ陸上育成強化指定選手を対象とした運動能力調査を本学校舎インスパイアで実施し、トレーニング方法の指導や結果のフィードバックを行った。この岡山ハレマチチャレンジスタジアムは令和 6 (2024) 年も継続しており、800 人の参加者を集めた。

令和 6 (2024) 年はフライングディスクの講習会指導や大会運営への参画に力を入れ、 OUO 岡山アルティメットオープン企画の運営をはじめ、フライングディスク体験教室を 美作大学、岡山総合グラウンド、ZIP アリーナ、高梁市民体育館で実施し、講師と学生ボ ランティアを派遣した。

### 2) 次世代教育学部における取り組み

教育経営学科では、令和3 (2021) 年度以降、包括連携協定(後述)を結んだ和気町の廃校を舞台に、備前県民局地域づくり支援事業として、1年生が主体となって、「IPUスクールフェス」(10月)を開催している。令和4 (2022)年度には、地元の小学生178名に対し、大学生が企画した「児童に受けてもらいたい授業」を開講した。令和5 (2023)年度は、和気閑谷高校・探求授業教育ゼミ生と協働し、和気町立佐伯小学校、和気小学校、本荘小学校の3,4年生を対象に、教育経営学科の学生が24講座を開講した。令和6(2024)年には、岡山県和気町旧和気小学校でのスクールフェス (10月)に加え、本学第1キャンパスでもスクールフェス 2ndを実施し、広島県尾道市立西藤小学校の全校児童が大学1年生の授業を受けた。また、9月には島根県松江市立出雲郷小学校と島根県鹿足郡吉賀町立六日市小学校において表現教育アウトリーチ教育実習を3日間実施した。

こども発達学科では、子育て支援プロジェクトとして、令和3 (2021) 年に取り組みを開始した。令和6 (2024) 年には、「IPU キッズフェスタ」(2回) と「環太祭」を開催し、オペレッタ、歌、手遊び、ダンス、読み聞かせなどの活動を行った。「財田ふれあい夏祭り」でも同様の形態で参画し、「日ようび子ども大学」では体力測定を実施した。運営の主体は学生であり、平素のゼミ活動や吹奏楽サークルの成果発表の場となっている。いずれも地域の多くの保護者や幼児にご来場いただいた。

#### 3) 経済経営学部における取り組み

国際交流としては、令和 4 (2022) 年以降、取り組みを開始し、令和 6 (2024) 年には、岡山後楽館高校とのオンライン国際交流会(3日)、地元の幡多小学校での国際交流(2日)、赤磐グローバルキャンプ (2日)、玉島高校・IPU 英語交流会、総社南高校 English Day を開催し、留学生や日本人学生が講師を務めた。その他、倉敷国際ふれあい広場 2023 の展示ワークショップへの出展、倉敷市民講座や早島町英語暗証大会への講師派遣、JICA 岡山デスク橋本氏&コスタリカ現地協力隊員 (IPU 卒業生) との対談、JICA 研修員との国際交流企画を実施した。

ビジネス交流については令和 4(2022)年度以降、食品ロス対策事業や子ども食堂を運営し、キッズビジネスパークや IPU フェスタ(防災)を実施した。令和 6(2024)年には、産学官の交流を礎に商品開発に力を入れ、「湯郷温泉水配合バスソルト」「きゅうりのバスソルト」「ハイスクールマフィン」「ジビエカレーパン」「オリジナル珈琲」「ドリップパック」「桃ソーダ」「桃パフェ」「甘酒プリン」「ビックスマイル弁当」等を開発し、キッチンカーやカフェで提供を行った。なお、商品開発を含め、キッチンカー事業やカフェ事業の運営は学生が主体的に行っている。

#### 4) 学校支援ボランティア

本学では、平成 25 (2013) 年度から毎年、学校支援ボランティアとして岡山市及び赤磐市の小・中学校に派遣しており、平成 27 (2015) 年度は年間を通して 26 校に 144 名、平成 28 (2016) 年度は 38 校に 207 名、平成 29 (2017) 年度は 38 校に 194 名、平成 30 (2018) 年度は 37 校に 203 名、令和元 (2019) 年度は 40 校に 189 名の本学学生を派遣したが、令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度は新型コロナウィルス感染症の影響で派遣できなかった。令和 4 (2022) 年度に再開し、59 校 (岡山市小学校 19 校・中学校 9 校、赤磐市小学校 5 校、倉敷市他小学校 17 校・中学校 8 校、県立特別支援 1 校)に対し、158 名(4 年生 118 名、3 年生 32 名、2 年生 8 名)を派遣、令和 5 (2023) 年度には、59 校 (岡山市小学校 20 校・中学校 5 校、赤磐市小学校 7 校、倉敷市他小学校 12 校・中学校 1 校、県立特別支援 1 校)に対し、157 名(4 年生 122 名、3 年生 31 名、2 年生 4 名)を派遣、令和 6 (2024) 年度には、46 校 (岡山市小学校 20 校・中学校 5 校、赤磐市小学校 7 校、倉敷市他小学校 12 校・中学校 1 校、県立特別支援 1 校)に対し、150 名(4 年生 111 名、3 年生 31 名、2 年生 8 名)を派遣、することができた。

### [エビデンス集資料編]

【資料 A-1-1】地域貢献活動報告書

### A-1-② 大学と地域社会との連携

1) スポーツの振興及びスポーツを含む包括連携を目的とした協定

平成 21 (2009) 年 6 月に、赤磐市の市民等の教育・文化・スポーツ活動の充実と活力ある地域社会の形成・発展を目的として「赤磐市と環太平洋大学との連携・協力に関する協定書」を締結した。これと同様の趣旨の協定が、平成 27 (2015) 年に岡山県との間で、また平成 28 (2016) 年 3 月には備前市との間で締結された。赤磐市との連携を通して、岡山市立江西小学校の新体力テスト測定、財田小学校の運動会、赤磐市陸上運動教室(本学で開催)等で、本学の学生が運営補助を行った。

民間企業との間では、平成 29 (2017) 年に、スポーツ産業、教育・学術振興及び地域の健康増進に関する協定が株式会社コナミスポーツクラブ及び株式会社ルネサンスとの間で締結された。同年、科学的根拠に基づくスポーツ活動時の熱中症対策、水分・栄養摂取、「食育」を通じた健康づくり、女性アスリートのパフォーマンス・健康、等を目的に大塚製薬株式会社との間で協定が締結された。平成 30 (2018) 年 3 月には株式会社学研ホールディングスとの間で協定を締結した。

2020 東京オリンピック・パラリンピックとの関連では、平成25 (2013) 年5月に招致を目的に東京2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会との間で、平成26 (2014) 年6月には人的分野及び教育的分野での連携を目的に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間で協定が締結された。平成31 (2019) 年3月にはスポーツの振興並びに口腔健康増進を目的に岡山県歯科医師会との間で協定が締結されている。【資料A-1-2】

### 2) 教育、文化、学術の分野での連携を目的とした協定

地方自治体との間では、教育、文化、学術、まちづくり等の分野での連携を目的とした包括連携協定を締結している。平成23(2011)年4月に加西市との間で、平成28(2016)年6月に総社市との間で、令和3(2021)年度に和気町との間で、令和5(2023)年度には島根県教育委員会との間で連携協定を締結した。この協定に基づき、島根県の小学校での表現教育アウトリーチ実習が開始された。また、安来高校男子バレーボール部、松江工業高校バレー部、横田高校ホッケー部、安来高校女子バレーボール部、平田高校駅伝部に対し、各種目に応じた運動能力測定を実施し、その結果に合わせたトレーニング指導等を行った。これらの活動は令和6(2024)年も継続実施された。

文化面での包括連携協定の締結も増えている。令和 6 (2024) 年度は、学生の長期インターンシップ先として、両備ホールディングス オーキドホテルや両備ホールディングス 両備経営サポートカンパニーとの協定を締結し、学生を派遣した。また、AMDA との包括連携協定を締結し、AMDA 備蓄米を留学生やフリースクールに配布し、能登半島地震災害復興支援にサッカー部を派遣した。

### 3) 高大連携を目的とした協定

平成 25 (2013) 年以降、創志学園高等学校、山陽高等学校、岡山東支援学校との間で協定が締結された。令和 5 (2023) 年度には、岡山市立岡山後楽館高等学校、岡山県立玉野光南高等学校、如水館高等学校、開星中学校・高等学校と、令和 6 (2024) 年には和気閑谷高等学校との間で教育連携協定を締結し、出前授業、連携授業、講演会等で連携を図っている。系列高校には、高大接続単位認定科目「地域課題研究」を提供し、探究活動の強化を支援している。また、高校生のキャリア形成を促進するための「大学見学会」を開始し、令和 5 (2023) 年度以降、毎年 20 校、1,000 人程度の高校生を受け入れている。

#### 4) コンソーシアム岡山

岡山県内の4年制大学及び短期大学等の21の高等教育機関、岡山県、岡山県経済同友会等からなる産官学の連携組織として「大学コンソーシアム岡山」が設立されたのは平成18(2006)年4月であった。本学は、平成19(2007)年の開学以来これに加入し、また岡山県と大学コンソーシアム岡山との包括連携協定を平成27(2015)年に締結した。

### (1) 遠隔教育事業

平成 24 (2012) 年度から平成 27 (2015) 年度まで、単位互換授業として、双方向ライブ型遠隔科目の「スポーツ栄養学」、VOD 型遠隔科目の「レクリエーション論」を開設したが、平成 28 (2016) 年度からは「スポーツ栄養学」の1科目を提供している。令和3 (2021) 年度は2名の履修学生を受け入れた。令和4 (2022) 年度には、公開ウェブ授業を4回、対面での公開授業を1回、令和5 (2023) 年度には、公開ウェブ授業を4回、対面での公開授業を5回実施した。令和6 (2024) 年度はスポーツ科学系の公開ウェブ授業を4回実施した。

### (2) 吉備創生カレッジ

大学コンソーシアム岡山と山陽新聞社が平成 19(2007) 年4月から共催方式で開催してい

る生涯学習講座であり、本学は平成 20 (2008) 年度以降、ほぼ毎年、数講座を提供している。令和 3 (2021) 年度の前期は新型コロナウィルス感染症の影響で中止せざるを得なかったが、後期は「貨幣の使い方、使われ方」、「コツコツと骨を鍛えて健康に」「ニュージーランド保育学」の 3 講座を提供した。令和 4 (2022) 年度には、「コツコツと骨を鍛えて健康に、骨粗鬆症予防と健康づくり」、「ニュージーランド保育学:テ・ファーリキによる保育を学ぶ」、「地域通貨をどう使うか、貨幣の役割」、「公民館と連携した教員養成:地域と連携した教員養成」の 4 科目を提供した。令和 5 (2023) 年度には、「社会科教育における防災学習:東日本大震災派遣教諭の経験と社会科教育」、「貨幣の使い方、使われ方:私たちは貨幣をどう捉えてきたのか」、「足から健康を知る:足の形状変化から自分の健康を知ろう」、「スポーツから見る共生社会:障碍者スポーツの魅力を知ろう」の 4 科目を提供した。令和 6 (2024) 年には、「転倒・寝たきり予防の筋トレ」講座を提供した。

#### 5) 大規模災害に関する協定

平成 19 (2007) 年 11 月に岡山市との間で大規模災害時における避難所の指定に関する協定が締結された。平成 25 (2013) 年には、岡山県との間で、岡山県内で大規模な災害が発生した際の被災者支援ボランティアに関する協定が、平成 30 (2018) 年には、和気町との間で災害時の避難所開設及びその他応急処置の協力に関する協定が締結された。

警察署、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、自治会等が地域の教育問題等に連携して 対応する「二水会」の活動、そして本学が通学区域にあたっている古都学区体育祭への運 営協力等、地元との連携協力活動を積極的に行っている。

さらに、赤磐警察署、赤磐市・瀬戸町の協力により「IPU 交通安全連絡会」を組織し、本学の学生を対象とした交通安全講習会を開催した。春と秋の交通安全週間には、本学の学生がボランティアとして種々の関連活動に参加している。さらに、「学生消防応援隊」を組織し、地域の防災活動への協力を行っている。

### [エビデンス集資料編]

【資料 A-1-2】他組織との連携・協力に関する協定書集

#### A-1-③ スポーツによる社会貢献

令和元(2019)年度以降、本学体育会は積極的に地域貢献活動を推進している。体育会に所属する 19 のクラブによる練習試合や合宿、審判も含めた大会運営協力、各種スポーツの技術指導、IPU 杯の開催、清掃等のボランティア活動等の様々な地域及び社会に対する貢献活動を通してスポーツ活動の振興に寄与し、体育学部を有する大学としての社会的責務を十分に果たしている。【資料 A-1-3】

令和 2(2020)年と令和 3(2021)年はコロナ禍の影響をうけ、活動を停止せざるを得なかったが、令和 4(2022)年の夏場以降、活動を再開した。令和 5(2023)年度については、学生による地域貢献活動は合計 23 件(剣道部 1、硬式野球部 4、マーチング部 11、女子バスケットボール部 1、女子ソフトボール部 1、陸上競技部・サッカー部 1、男子ハンドボール部 2、女子ハンドボール部 2、)、監督・コーチによる地域貢献活動(資格取得のため講習、技術指導、普及活動、大会運営、出前授業等)は 28 件(女子バスケットボール部

4、男子ハンドボール部 11、陸上競技部 9、女子ソフトボール部 1、マーチング部 3)であった。令和 6(2024)年度については、学生による地域貢献活動は合計 52 件(女子バスケットボール部 1、女子ソフトボール部 4、陸上競技部 7、サッカー部 37、男子バスケットボール部 2、女子硬式野球部 1)、監督・コーチによる地域貢献活動(資格取得のため講習、技術指導、普及活動、大会運営、出前授業等)は 18 件(男子剣道部 1、ダンス部 4、女子バスケットボール部 1、男子バスケットボール部 2、陸上競技部 3、女子ソフトボール部 3、女子硬式野球部 1、サッカー部 3)であった。

### [エビデンス集資料編]

【資料 A-1-3】環太平洋大学・体育会 社会連携活動報告書(2024年度)

### A-1-④ 社会貢献事業の情報発信

令和 5 (2023) 年度以降、情報発信に力を入れており、ホームページ記事の更新数は令和 4 (2022) 年度の 150 本から 247 本に増えた。これは、執筆・校正・掲示のシステム化を行い、学科やセンターからの情報提供が増えたためである。10 月以降、外部のネットニュースのメディアを介し、積極的に情報発信(19本)を行った。発信と同時に学内のグループウエアに記事内容とリンクを掲示し、教職員や学生にも周知を図っている。令和 6 (2024) 年については、ホームページ記事 250 本、ネットプレスリリース 52 本となった。

### [エビデンス集資料編]

【資料 A-1-4】プレスリリース実績

#### (3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

これまで本学の物的・人的資源を活用した社会貢献は、学科や個人、もしくは部局単位 で行われてきた。今後は、集約の窓口を一元化し、社会貢献の成果をより広く発信してい く必要がある。

#### A-2. スポーツと教育の融合による次世代を担う人材の育成

- A-2-① 体育会各部の活躍
- A-2-② 次世代の教育を担う人材の育成
- A-2-③ 次世代を担う国際人の育成
- (1) A-2の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

### (2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### A-2-① 体育会各部の活躍

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウィルス感染症の影響により、前半シーズンは体育会活動の制限や公式戦のほとんどが中止もしくは延期となった。令和 4 (2022) 年度以降、新型コロナウィルス感染症による制限が徐々に緩和され、ほとんどの競技で大会が開催されるようになり、本学体育会発足以来、最高の戦績を残すことができた。以下に令和 6 (2024)

# 年度戦績の一部(※インカレ関係)を示す。【資料 A-2-1】

(1) 女子柔道部			
全日本学生柔道優勝大	会 5 人制	優勝	
全日本学生柔道体重別	団体優勝大会7人制	準優勝	
全日本選抜柔道体重別	選手権大会 78kg 級	優勝	椋木美希
全日本女子ジュニア体	重別選手権大会 70kg 級	優勝	前田凛
(2) サッカー部			
総理大臣杯全日本大学	サッカートーナメント	1 回戦	
(3) 陸上競技部			
天皇賜杯日本学生陸上	競技対校選手権大会		
女子 100mH 7位	男子走幅跳 5 位	男子 80	0m 7位
女子 800m 3 位	女子 1500m5 位	女子 15	00m7位
女子 3000mSC 6 位	女子 3000mSC 8 位	男子ハ	ンマー投7位
日本 GP 静岡国際陸上	競技大会 男子 800m	2位	前田陽向
全日本大学女子駅伝対	校選手権大会	22 位	
(4) 男子ソフトボール部			
	大学男子ソフトボール選手権大会	1回戦	
(5) 女子ソフトボール部			
	女子ソフトボール選手権大会	ベスト	16
(6) 男子硬式野球部			
明治神宮大会		ベスト	4
(7) 女子硬式野球部			
全国大学女子硬式野球		優勝	
全国大学女子硬式野球	選手権大会春季大会	ベスト	4
(8) ラグビー部			
全国大学ラグビー選手	権大会	ベスト	16
(9) 男子バスケットボール部			
全日本大学バスケット	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ベスト	24
(10) 女子バスケットボール音		s 1	2.4
全日本大学バスケット	ホール選手権大会	ベスト	24
(11) 男子ハンドボール部	. >= - T/r	Wh	
全日本学生ハンドボー	ル選手権	1回戦	
(12) 女子ハンドボール部	. >= - T/r	s 1	1.0
全日本学生ハンドボー	ル選手権	ベスト	16
(13) 女子バレーボール部	<b>学上フ電工体</b>	N 1	20
全日本バレーボール大	子女丁迭于惟	ベスト	<b>3</b> Z
(14) 男子剣道部	<b>△</b>	ベット	20
全日本学生剣道優勝大	五	ベスト	<b>∂</b> ∠

(15) 女子剣道部

全日本学生女子剣道優勝大会

ベスト 32

(16) マーチングバンド部

第52回マーチングバンド全国大会 一般大編成部門

金賞受賞 第4位

(17) ダンス部

JAPANCUP 日本選手権大会

チアダンス団体、ダブルス、 アーバンダブルス

1 位

(18) チアリーディング部

JAPAN CUP 日本選手権大会

4位

[エビデンス集資料編]

【資料 A-2-1】環太平洋大学·体育会戦績報告書

### A-2-② 次世代の教育を担う人材の育成

本学は平成 19(2007) 年 4 月に開学し、令和 6(2024) 年度までに合計 15 期の卒業生を送り出してきた。

このうち保育士・幼稚園教諭として就職した者は、平成 22(2010)年度から令和 5(2023)年度までの累積で 315 人、令和 6(2024)年度の 34 人を合わせると 349 人となった。小学校教諭として就職した者は、同上年度までの累積で 927 人、令和 6(2024)年度の 91 人を合わせると 1,018 人となった。中学校・高等学校教諭として就職した者は、同上年度までの累積で 210 人、令和 6(2024)年度の 20 人を合わせると 230 人となった。特別支援学校教諭として就職した者は、平成 30(2018)年度に 1 人、令和 5(2023)年度に 2 人合格している。

本学の卒業生で教職に就いた者のうち、多くの学生が在学中の4年間、各種目の運動部に所属して専門種目の技能を高め、レギュラーや主将等として全国大会に出場して活躍してきた。それゆえ、本学卒業生で中学・高校の保健体育教員となった者は言うに及ばず、小学校教員となった者の多くも、就職したそれぞれの教育機関において放課後の部活動において各自の専門スポーツ種目の指導を行うことができる。その礼儀正しさと活力は、児童・生徒に範を示すに相応しい態度であることから、学校現場や当該保護者の評価は高く、学校現場において「教育とスポーツの融合」を実践している。

以上、本学は開学以降 17 年で多くの卒業生を教育職員として輩出し、15 期生となった令和 6 (2024) 年度の卒業生においても、小学校教諭と中学校・高等学校教諭への安定的な就職を確保することができた。本学における人材養成のうちで他大学にはない特徴は、スポーツの専門的な指導ができる教育職員を養成しようとするところにある。教育職員として社会に巣立っていった卒業生の 7 割近くは、在学中の 4 年間運動部において活躍してきた選手経験を持ち、当該競技の専門性について高度な実践知を有している。よって、この目的を達成するために本学の教育は有効に機能していると言える。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 A-2-2】就職の状況(過去3年間)(【表 2-5】と同じ)

### A-2-③ 次世代を担う国際人の育成

本学は、「教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次世代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献すること」を目的に掲げている。ディプロマ・ポリシーの中にも「グローバルマインドの涵養」という目標が掲げられている。この目的を達成するために、平成19(2007)年4月の開学以来、ニュージーランド・パーマストーンノースの本学姉妹校 IPUNZ への短期海外研修制度を、そして平成21(2009)年度以降は長期海外研修制度を立ち上げ、本学在校生に留学の機会を提供している。

#### 1) 環太平洋大学短期海外研修

現地の英語に触れ、異文化コミュニケーションの実践を通じて他国の文化・習慣等を学び、国際的視野を広めることを目的に、海外研修を希望する本学在校生が、2月中旬から3月末まで、IPUNZでの語学研修を体験できる制度を実施してきた。この制度では、IPUNZで修得した科目のうち2単位を本学のキャリア形成科目に読み替えることができる。

平成 19 (2007) 年の開学から令和元 (2019) 年度までに、本学の短期海外研修に参加した学生数は合計 62 人 (体育学科 19、乳幼児学科 4、学級経営学科 20、教育経営学科 15、こども発達学科 3 人、現代経営学科 1 人)となっている。令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度に関しては、新型コロナウィルス感染症による入国制限措置により短期海外研修の実施を延期した。また、より高い語学力の習得のため、令和 4 (2022) 年度以降、5 週間程度の短期研修制度を廃止した。

#### 2) 環太平洋大学長期海外研修(5カ月留学)

本学では、IPUNZにおける授業や実習及び様々な活動を通じて、豊かな国際感覚と確かな英語力を身につけ、国際的な視野とコミュニケーション能力を持つ有能な人材を育成することを目的に、長期海外研修制度を導入している。5 カ月留学の審査に際しては、所定の科目の履修、論作文(海外研修を希望する理由)、前学期までの成績及び出席率、面接を課している。IPUNZで取得した単位のうち、最大16単位までが本学指定の科目に読み替えられる。

平成 19 (2007) 年の開学から令和元 (2019) 年までに、長期海外研修 (5カ月) に参加した学生数は合計 112名 (体育学科 30、教育経営学科 66、国際教育学科 1、こども発達学科 8、現代経営学科 7)である。令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度に関しては、新型コロナウィルス感染症による入国制限措置によりこの制度を中止した。令和 4 (2022) 年に試行した 10 週間留学に合計 9 名が参加したことを受け、令和 5 (2023) 年度には 5 か月留学制度を再開し、合計 18 人がこの制度を利用し、令和 6 (2024) 年度には合計 16 人がこの制度を利用した。

#### 3) 環太平洋大学長期海外研修(12カ月)

上記の海外研修制度に加えて、本学では、1 年次に 1 年間のニュージーランド留学を必須とする学科・コースを設置している。平成 24 (2012) 年 4 月、次世代教育学部・国際教育学科を新設し、入学生 30 人が IPUNZ へ留学した。この留学期間において、TOEIC ス

コアの平均点が 260 点上昇した(1/3 の学生が 300 点以上上昇)。平成 25(2013)年度は 41 名、平成 26(2014)年度は 46 名、平成 27(2015)年度は 35 名の新入生が IPUNZ での 1 年留学に参加した。

平成 28 (2016) 年度以降、国際教育学科の留学の流れを受け、経済経営学部・現代経営学科に「グローバル・マネジメントコース」を開設、平成 29 (2017) 年度には次世代教育学部・教育経営学科に「国際教育コース」を開設し、どちらも 1 年次 1 年間のニュージーランド留学制度を設置した。12 カ月留学の場合、IPUNZで取得した単位のうち、最大 34単位までが本学指定の科目に読み替えられる。この制度に参加した学生は合計 119 人(グローバルビジネスコース 84、国際教育コース 35)である。

令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度については、新型コロナウィルス感染症による入国制限措置により 1 年留学制度を中止した。令和 4 (2022) 年度の 10 週間留学の成功を受け、令和 5 (2023) 年には、全学部・全学科の学生に対し、1 年留学制度を再開し、合計 24 人がこの制度を利用し、令和 6 (2024) 年度には合計 5 人がこの制度を利用した。

以上、本学では、真に「次世代を担う国際人の育成」をするために、開学以来今日まで、 姉妹校である IPUNZ への海外研修制度を立ち上げ、本学学生に留学の機会を提供し、英 語力のアップと国際感覚の涵養に努めてきた。

留学前教育の充実、本学との単位互換制度、帰国生用の英語授業の開設、教職課程との両立、4年間での卒業といった点が本学の留学制度の特徴であり、グローバル企業人や英語教員として活躍する卒業生が年々増えていることから、本学の目指す国際人の育成は、その目的を十分に達成している。

### (3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

スポーツ振興や海外留学推進を通して、次世代を担う若者の教育を担うことのできる人材を養成するという本学の教育目的は、平成22(2010)年度の完成年度からわずか10年で、公立・私立を含めて多くの教育職員を世に送り出し、そのうちの6割が運動部で中心的な活躍をしてきた学生であったという事実から、ほぼ達成されたと考えている。

今後は、この成果を継続し、拡大していく体制づくりが求められる。それには、本学において、教員採用試験の合格者数と採用実数を増加させるために、学生たちの基礎学力と専門的知識・技能の向上を図るための汎用的なプログラムを組織的に構築していくことが必要である。

#### [基準 A の自己評価]

環太平洋大学は、平成 19 (2007) 年度の開学以来、大学の物的・人的資源を地域社会に 提供し、スポーツ振興を核とした地域社会との連携事業を体育学部と体育会が一体となっ て推し進め、体育学部を有する大学の社会的責務を十分に果たしてきた。

また、開学以来、多数の卒業生を学校教員として地域社会に輩出しており、保育施設・ 公務員・企業等に就職した卒業生を含め、地域社会において高く評価されている。本学の 教育目的である次世代の教育を担う人材の養成は、概ね達成されたと評価できる。

さらに、コロナ禍を経て再開した、姉妹校 IPUNZ での海外研修制度を通して、「真に次世代を担う国際人」の育成という目的を達成していると評価できる。同時に、在学中4年

間体育会に所属し、当該競技について高度で専門的な実践知を有する卒業生が、教育職員として社会に巣立っているという実績から、総合的にみて、基準 $\mathbf A$ を満たしていると評価される。

### V. 特記事項

#### 1. 礼法の指導と実践

学校法人創志学園創始者である大橋博は、開学以来今日まで一貫して「どこにもない大学を創る」という強い意思を表明し、その具現化の第一段階に挨拶励行を置き、「礼法の指導と実践」を重視している。挨拶は人として社会で生活し、仕事をしていく上で不可欠であり、その指導は発声の仕方や言語の明確さはもとより、相手に正対し、かつ静止して視線を合わせるという所作からはじまり、適切な服装に及んでいる。また、大橋は、本学の入学式・学位記授与式・学内セミナー・研修会・教職員総会等の場で、常日頃から学生・教職員・保護者・地域社会に対して礼法指導の意義と必要性を訴えている。これを踏まえ、本学では毎朝登校時に、理事長・学長・副学長・学部長・学科長をはじめとして、多くの教職員が門に立ち、登校する学生と挨拶を交わしている。授業でも、開始と終了時に、全ての教員が学生と視線を合わせて礼を行い、「三ない運動」(居眠りをしない、私語をしない、スマホを触らない)」を推進することにより、集中力の高い授業が展開されている。この点は学生便覧にも記載されている。【資料特・2・1】

### 2. 保護者面談

学生、保護者、教員の3者が、大学生活における学修状況や種々の取り組み等の情報を共有し、共育を推進することを目的として、毎年8月下旬から9月までの期間に保護者面談を実施している。1・2年生ではメンターが、3・4年生ではゼミ担当教員が対面・オンライン・電話の3種で面談を行う。直接面談を希望される場合は本学ないし地方会場(福岡市、広島市)を保護者に選択して頂いている。面談の実施率は90.1%(対面362件、オンライン・電話1992件)であり、保護者面談の満足度は非常に高い(97.5%)。このように、教職員と保護者が一体となった学生指導が、本学の教育効果を高める要因となっている。【資料特-2-2】

### 3. 4年後に責任を持つ大学

創始者の大橋博は「4 年後に責任を持つ大学」をスローガンに掲げ、学内における全ての教育活動に収斂させている。まず、入学前教育とこれに続く 1・2 年次の初年次教育における「環トレ」によって基礎学力を高め、さらに、スピーチ(プレゼン)・コンテストによって社会人としての実践力をメンターが指導する。これに続く 3・4 年次のキャリア教育においては、キャリアセンター及び教職支援室がキャリア系授業をゼミ担当教員と協働して提供するとともに、三志会活動を通して就職試験への支援を行う。近年、さまざまな授業にアクティブ・ラーニングや ICT 教育を導入し、専門知識だけでなく非認知能力の育成を図っている。体育会活動では、競技力に加え、体育会五訓で謳われる人間力を育成していることが、教育界や官界・実業界で高く評価されている。このように、本学の特徴は、初年次教育、キャリア教育、体育会活動による専門教育の補強であり、令和元(2019)年度の就職実績(就職率 99.3%、教員延べ 128 人、公務員延べ 252 人、東証一部上場企業 88人)、令和 2(2020)年度の就職実績(就職率 99.4%、教員延べ 128 人、公務員延べ 282人、東証一部上場企業 83人)、令和 3(2021)年度の就職実績(就職率 99.2%、教員延べ 137人、公務員延べ 340人、東証一部上場企業 109人)、令和 4(2022)年度の就職実績

(就職率 100%、教員延べ 246 人、公務員延べ 317 人、上場企業 101 人)、令和 5 (2023) 年度の就職実績 (就職率 99.9%、教員延べ 209 人、公務員延べ 340 人、上場企業 106 人)、令和 6 (2024) 年度の就職実績 (就職率 100%、教員延べ 206 人、公務員延べ 293 人、上場企業 83 人) に反映されている。【資料特-2-3】

### [エビデンス集資料編]

【資料特-2-1】学生便覧

【資料特-2-2】保護者面談実施報告書

【資料特-2-3】大学案内

# VI. 法令等の遵守状況一覧

# 学校教育法

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	度り仏がの記め	基準項目
		本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学	
		校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で	
第 83 条	$\circ$	豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門	1-1
		性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を	
		輩出することで社会に貢献することを目的とする。(学則第1条)	
hts or A		本学に設置する学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員は、	0.1
第 85 条	O	次のとおりとする。(学則第4条)	2-1
<b>学</b> 0月 夕		体育学部、次世代教育学部、経済経営学部の修業年限は、4年とす	0.1
第 87 条	0	る。(学則第9条)	3-1
		第2年次に編入学または転入学した者は1年の課程を修了し、第	
		3 年次に編入学または転入学した者は 2 年の課程を修了したもの	
		とみなす。本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が	
第 88 条	$\circ$	第 1 年次に入学する場合において、当該単位の修得により本学の	3-1
		教育課程の一部を履修したと認められるときは、2 年を超えない	
		範囲で学部が定める期間を修業年限に通算することができる。(学	
		則第5条、第12条)	
		本学に3年以上在学した者が、別に定めるところにより、卒業要	
第 89 条	$\cap$	件として学部の定める単位を優秀な成績で修得した者について	3-1
分 63 未		は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定することができる。	5 1
		(学則第 36 条)	
		本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者と	
		する。	
		(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者	
		(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者	
		(5) 文部科学大臣の指定した者	
第 90 条	$\circ$	(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学	2-1
		資格検定に合格した者	
		(7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う	
		高等学校卒業認定試験に合格した者	
		(9) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学	
		力があると本学において認めた者(学則第10条)	
		本学では教授(学長、学部長を含む)、准教授、講師、助教、助手	3-2
第 92 条	$\circ$	及び事務職員を配置している。	4-1
		ACC TO MACHINE C C C C C	4-2
第 93 条	$\circ$	学部教授会を置いている。	4-1

		I
$\circ$	学部にあって卒業を認定された者には、体育学・健康科学・次世代	3-1
	教育字・経営字の字工を授与している。(字則第 40 条)	
	該当しない	3-1
_	該当しない	2-1
	教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成す	
	るため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び	
	評価を行い、その結果を公表するものとし、自己点検評価委員会及	
O	び認証評価委員会がその責任を負っている。(学則第2条)	6-2
	また、文部科学大臣の認証を受けた者(日本高等教育評価機構)に	
	よる評価を受審している。(平成24年度受審)	
	学則第2条に則って、自己点検評価会と認証評価委員会の協働に	
$\circ$	より、自己点検評価報告書を出版し、教育成果をホームページ等で	6-1, 6-2
	公表している。	
	大学は東攻聯号も新聞している	4-1
	平子は事物職員を配置している。	4-3
	3 3年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当	
$\bigcirc$	する者とする。	2-1
	(3)高等専門学校を卒業した者(学則第 12 条)	
	3 3年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当	
す	する者とする。	
	(6) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上で、課程修了に	2-1
	必要な総授業時間数が 1700 時間以上であること及びその他の文	<u>4</u> -1
	部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学則	
	第 12 条)	
		<ul> <li>教育学・経営学の学士を授与している。(学則第40条)</li> <li>該当しない</li> <li>教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、自己点検評価委員会及び認証評価委員会がその責任を負っている。(学則第2条)また、文部科学大臣の認証を受けた者(日本高等教育評価機構)による評価を受審している。(平成24年度受審)学則第2条に則って、自己点検評価会と認証評価委員会の協働により、自己点検評価報告書を出版し、教育成果をホームページ等で公表している。</li> <li>本学は事務職員を配置している。</li> <li>本学は事務職員を配置している。</li> <li>3 3年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。         <ul> <li>(3)高等専門学校を卒業した者(学則第12条)</li> </ul> </li> <li>3 3年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。         <ul> <li>(6)専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、課程修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であること及びその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学則</li> </ul> </li> </ul>

### 学校教育法施行規則

于汉教自/A.旭门成则 				
	遵守	 	該当	
	状況	受り (人がの) 武功	基準項目	
		修業年限(学則第5条)		
		学年(学則第6条)		
		学期(学則第7条)		
	34条) 収容定員及び職員組織に関する事項(学則第4,53,54条)	授業を行わない日 (学則第8条)		
		部科及び課程の組織に関する事項(学則第4条)	0.1	
第4条		教育課程及び授業日時数に関する事項(学則第6,7,21条)	3-1	
		学修の評価及び課程修了の認定に関する事項(学則第 31, 32, 33,	3-2	
		34条)		
		収容定員及び職員組織に関する事項(学則第4,53,54条)		
		入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項(学則第 9~20,30		
		条)		

		授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項(学則第41~47条)	
		   賞罰に関する事項(学則第 18, 56, 57 条)	
		   寄宿舎に関する事項(学則第 66 条)	
第 24 条	0	成績原簿(成績証明書)を作成している。	3-2
第 26 条		学則第 18 条 (除籍)、第 57 条 (懲戒) に処分の手続きを記載して	
第5項	$\circ$	いる。	4-1
第 28 条	$\circ$	「文書保存規程」に基づいて保存している。	3-2
第 143 条	_	該当しない	4-1
		本学で開講する授業科目のうち、一または複数の授業科目の一部	
第 146 条		を履修し、単位を修得しようと希望する者に対しては、本学の教育	0.1
<b>第 146 采</b>	$\bigcirc$	研究に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可	3-1
		することができる。(学則第 48 条)	
		本学に 3 年以上在籍した者が、別に定めるところにより、卒業要	
第 147 条		件として学部の定める単位を優秀な成績で取得した者について	3-1
第 147 未 		は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定できる。(学則第36	9-1
		条の 2)	
第 148 条		該当しない	3-1
第 149 条		該当しない	3-1
		本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。	
		(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者	
第 150 条		またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者	2-1
37 100 X		(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するも	2 1
		のとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者	
		(8) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者	
		(学則第 10 条)	
第 151 条		該当しない	2-1
第 152 条	_	該当しない	2-1
第 153 条		該当しない	2-1
第 154 条		該当しない	2-1
		3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当す	
第 161 条	$\circ$	る者とする。	2-1
		(2)短期大学を卒業した者(学則第 12 条)	
		3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当す	
第 162 条	○ る者とする。 (5) 外国の	る者とする。	2-1
N/ 102 W		(5) 外国の大学・短期大学等を卒業また2年以上在籍し、62単	<u> </u>
		位以上を修得した者	
第 163 条	$\circ$	学年の始期及び終期は学則で定めている。なお、経済経営学部と次	3-1
匆 100 木		世代教育学部教育経営学科(通信課程)においては、前期・後期を	0.1

		春学期・秋学期と読み替えている。(学則第6,7条)	
第 163 条の 2		該当しない	3-1
第 164 条	_	該当しない	3-1
第 165 条の 2	0	大学、学部、学科ごとに、教育上の目的を踏まえて、「卒業の認定 に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の 受け入れに関する方針」を定め、ホームページ等に公開をしてい る。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	0	自己点検・評価委員会を設定し、教育経営会議や大学連携会議において、認証評価委員会、教務委員会、FD実施推進委員会等との連携を図っている。	6-1 6-2 6-3
第 172 条の 2	0	該当項目に関してはホームページ等で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	0	学則に基づき学長が卒業証書・学位記を授与している。(学則第 36 ~40条)	3-1
第 178 条	0	3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (3) 高等専門学校を卒業した者(学則第12条)	2-1
第 186 条	0	3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、課程修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であること及びその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学則第12条)	2-1

## 大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
	1770	教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成する	<u> </u>
第1条	0	ため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価	6-2
		を行い、その結果を公表するものとし、自己点検評価委員会及び認	6-3
		証評価委員会がその責任を負っている。(学則第2条)	
第2条		学則の第4条の2に、学部及び学科の人材の養成に関する目的が示	1-1
<b>第</b> 2 宋	)	されている。	1-2
第2条の2		入学者の選抜は、「入学者選抜実施要項」に基づき、公正かつ妥当な	2-1
		方法により、適切な体制を整えて行っている。(入学者選抜実施要	2-1

		項)	
第2条の3		環太平洋大学組織図に基づき、教員と事務職員等との適切な役割分	
	$\circ$	担のもとで、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協	2-2
		働によりその職務が行われている。(環太平洋大学組織図)	
		各学部は、教育研究の必要に応じ組織されており、教育研究上適当	
第3条	$\circ$	な規模内容を有し、教員組織、教員数等も学部として適切に配置さ	1-2
		れている。	
第4条	$\bigcirc$	学則の第4条に、本学に設置する学部・学科、並びに各々の入学定	1-2
70		員・収容定員等が示されている。	
第5条	$\bigcirc$	次世代教育学部教育経営学科に、通信教育課程が設置されている。	1-2
214 2 314		(学則第4条)	-
		大学の教育研究上の目的を達成するための学部以外の基本組織と	1-2
第6条	$\circ$	して、次世代教育開発センター、国際科学・教育研究所、現代経営	3-2
		研究所がある。(総則第62条、64条)	4-2
	_	本学の教員組織は、教授 48人、准教授 25人、講師 37人、助教 17	
第7条	0	人、合計 127 人で構成しており、設置基準に定める教員数を満たし	4-2
		ている。また、年齢構成も適正な構成となっている。	
第 10 条	0	主要授業科目については専任の教員が担当している。	4-2
	_	本学では、5年以上の実務経験を有する実務家教員が多数在籍し、	
第 10 条の 2	0	役職者として教務委員会や教職課程委員会等において教育課程編	3-2
		成に参画している。	
第 11 条	$\circ$	│ │附属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。	3-2
			4-2
第 12 条	$\circ$	他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。	3-2
			4-2
第 13 条	$\circ$	令和2年5月現在の専任教員数は127人(教授48人)であり、設置は対けた。	3-2
		置基準を満たしている。	4-2
烘10月页0		環太平洋大学学長任用規則第2条において「学長は、人格高潔にして学説に定え、」と思うと「学長は異規則には基づいたではない」	4.1
第 13 条の 2	0	て学識に富み…」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きによりは実している。	4-1
		り決定している。	0.0
第 14 条	$\circ$	「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 10 条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。	3-2
		「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 11 条に大学設置基	3-2
第 15 条	0	「泉太十什八子教育職員選考別だ」を定め、第 11 宋に八子設直送 準を踏まえた准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
		「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 12 条に大学設置基	3-2
第 16 条	0	「塚太十千八子教育職員医与院定」を定め、第 12 末に八子故直室   準を踏まえた講師の資格を定めている。	3-2 4-2
		「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基	3-2
第 16 条の 2	0	準を踏まえた助教の資格を定めている。	3 2 4-2
第 17 条	$\cap$	「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 14 条に大学設置基	3-2
N 11 /\	$\cup$	シルハ・ロハ・から呼吸をつかれ」とため、カロネト八十以巨色	3 2

		準を踏まえた助手の資格を定めている。	4-2
<u> </u>		学則第4条に、「本学に設置する学部・学科、並びに各々の入学定	
第 18 条	$\circ$	員・収容定員は、次のとおりとする。とし、学部・学科ごとの収容	2-1
		定員を、編入学定員を示している。	
		教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に	
第 19 条		教育課程を編成している。また、学部等の専門に関わる学芸だけで	3-2
<del>加 19 末</del>		なく、幅広く深い教養及び総合的な判断を養い、豊かな人間性を涵	3 2
		養し得る教養科目を配当している。	
<b>学 20 冬</b>		開設科目を必修・選択・自由科目に区分し、各科目に配当年次を定	9.0
第 20 条	0	めて編成している。	3-2
		1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成	
tete and te		することを標準とし、講義、演習、及び講義・演習については15時	
第 21 条		間の授業をもって、実験、実習、及び実技については 30 時間の授	3-1
		業をもって1単位としている。(学則第24条)	
第 22 条	0	学生便覧に定めている。	3-1
第 23 条	0	学生便覧に定めている。	3-1
		ゼミや実習、演習を伴う科目は小規模のクラス編成をし、履修人数	
第 24 条	$\circ$	   が多い必修科目や教職に関わる科目等は可能な限り複数クラスに	2-5
		分けて運用し、教育的効果を配慮した人数設定を行っている。	
		授業は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、ま	
第 25 条	$\bigcirc$	たはこれらの併用で実施し、各科目のシラバスに授業区分を明示し	2-2
		している。 (学則第 22 条)	3-2
		   学修評価、成績評価、卒業認定については「履修ガイド」に明記・	
		   配布の上、学生に説明している。シラバスには、授業概要、到達目	
第 25 条の 2		│ │標、授業方法、評価基準、授業予定を掲載し、学生に説明している。	3-1
		(学則第 31~35, 37 条)	
			3-2
第 25 条の 3	$\bigcirc$	本学ではFD実施推進委員会を設置し、教職員を対象とした研修会、	3-3
		学生との対話、総会を定期的に行っている。	4-2
		単位の認定は試験によるものとし、試験は原則として学期末あるい	
		は学年末に、その履修した授業科目について筆記・口述、レポート、	
第 26 条	$\circ$	実技等適切な方法によって行う。その他、出席状況への考慮、試験	3-2
		に合格しなかった者への再試験が規定されている。(学則第34条)	
		授業科目の単位数は、1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要と	
		する内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当	
第 27 条	0	該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単	
		位数を計算するものとする。(学則第24条)	3-1
		空業の要件として年間に履修登録することができる単位数の上限	
		は、複数の免許及び資格科目を取得する場合を除き40単位とする。	

		前項の規定に関わらず、4年生以上、編入学生、転学部・転学科を	
		した学生、並びに成績優秀者については、履修登録上限単位数を超	
		えて最大 48 単位まで履修登録できる。(学則第 26 条)	
		卒業要件として年間に履修登録することができる単位数の上限は、	
第 27 条の 2	0	複数の免許及び資格科目を取得する場合を除き 40 単位と規定して	3-2
		いる。(学則第 26 条)	
		教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学等との協議に	
		基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業料目について	
第 28 条	$\circ$	修得した単位を、卒業に必要な単位として 60 単位を超えない範囲	3-1
		で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすこと	
		ができる。(学則第 27 条)	
		教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学	
		校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を	
第 29 条	0	本学における授業科目の履修とみなし、60単位を超えない範囲で、	3-1
		学長の定めるところにより単位を与えることができる。(学則第 28	
		条)	
		教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等(外	
		国の大学等を含む)において履修した授業科目について修得した単	
第 30 条	$\circ$	位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した	3-1
		後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすこ	
		とができる。(学則第 29 条)	
第 30 条の 2	_	該当しない	3-2
<b>竺</b> 91 夕		到口燃屋佐井制庫ナポルマンフ (芦川盛 40 久)	3-1
第 31 条	0	科目等履修生制度を設けている。(学則第48条)	3-2
## 90 A		本学の卒業要件は、学部に 4 年以上在籍し、必修科目を含む 124 単	0.1
第 32 条		位以上単位取得を条件としている。(学則第36条)	3-1
第 33 条	_	該当しない	3-1
第 34 条	0	本学は空地を有する。	2-5
		本学第一キャンパスには校舎と同一敷地内に運動場(3か所:陸上	
		競技場、サッカー・ラグビー場、ハンドボール場)、体育館(2か	
第 35 条	$\circ$	所)、及び体育実習棟(柔道場、剣道場、ダンス場、トレーニング	2-5
		センター、ストレッチルーム)を有する。本学第二キャンパスには	
		校舎と同一敷地内に体育館(2か所)を有する。	
		本学は、学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、	
第 36 条	0	実験・実習室)・図書館、医務室、学生自習室、学生控室、コンピ	2-5
		ュータ実習室等を有する。	
Mr of M		本学の校地面積は 221,674.66 ㎡であり、設置基準 27,400 ㎡を上回	2.5
第 37 条		<b>ప</b> ం	2-5
I	i	I .	1

第 37 条の 2	0	本学の校舎面積は 35,212.85 ㎡であり、設置基準 17,881 ㎡を上回る。	2-5
第 38 条	0	本学には図書館を設置し教育研究上必要な資料を備えている。また、専門の司書を配置し、ラーニングコモンズ機能、閲覧室、 個別学修室、書庫等を有し、十分な座席数 (280 席)を備えている。 更に岡山県内の大学に属する教職員・学生の図書館相互利用を認め、また他大学図書館間において図書の相互貸借を実施している。	2-5
第 39 条	_	第39条の学部学科の設置はないため、法令対象外。	2-5
第 39 条の 2	_	該当しない	2-5
第 40 条	0	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2		該当しない	2-5
第 40 条の 3	0	新校舎(DISCOVERY)、スポーツ科学研究センター(INSPIRE)、 クラブハウス(VICTORY)、学生宿舎(Uni-Village)の着工、グローバルキャンパスの改修等、必要な経費を確保し環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	0	大学の名称は、教育理念等をもとに定められている。各学部及び学 科の名称についても、教育研究上の目的にふさわしいものになって いる。(学則第4条)	1-1
第 41 条	0	本学は専任の事務職員を89人配置している。	4-1 4-3
第 42 条	0	本学は厚生補導の組織として学生サポートセンター(教員・事務職員)、保健室(看護師)、学生支援課(事務職員)、学生指導課(事務職員)等を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	0	卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図る上で必要な能力を培うため、教育課程の実施に関しては教務委員会及びメンター会議、厚生補導に関しては学生サポートセンター会議及び学生支援課が中心となり、また全教職員間で情報共有、連携を図るために教授会、学科連絡会、FD・SD等において各種報告を行っている。	2-3
第 42 条の 3	0	本学は FD 実施推進委員会及び SD 実施推進委員会を設置し、SD に関しても必要な研修会を実施するとともに、学外における研修会の参加等を行っている。	4-3
第42条の3の 2	_	該当しない	3-2
第 43 条		該当しない	3-2
第 44 条		該当しない	3-1
第 45 条		該当しない	3-1
第 46 条	—	該当しない	3-2 4-2

第 47 条	_	該当しない	2-5
第 48 条		該当しない	2-5
第 49 条		該当しない	2-5
第 49 条の 2		該当しない	3-2
第 49 条の 3		該当しない	4-2
第 49 条の 4		該当しない	4-2
第 57 条		該当しない	1-2
第 58 条		該当しない	2-5
			2-5
第 60 条		該当しない	3-2
			4-2

# 学位規則

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	<b>遠寸仏がの説明</b>	基準項目
笠 0 冬		本学を卒業した者に対し学士(体育学・健康科学・次世代教育学・	0.1
第2条		経営学)の学位を授与している。(学則第40条)	3-1
		各学科(体育学科、健康科学科、競技スポーツ科学科、現代経営学	
第 10 条	$\bigcirc$	科、こども発達学科、教育経営学科)として適切な学士の名称とし	3-1
		ている。	
第 13 条	0	大学設置以降、本条に関する変更は行っていない。	3-1

# 私立学校法

	遵守	**ウルソスのギロ	該当
	状況	遵守状況の説明 	基準項目
竺 0.4 久	$\bigcirc$	理事会のガバナンスの強化や財務状況等、運営基盤の強化を図ると	5-1
第 24 条		ともに、設置校の教育の質の向上や積極的な情報公開を行っている。	9-1
<b>第90条页</b> 9	$\bigcirc$	役職員に対する特別の利益供与が発生しないよう、未然に防止する	5-1
第 26 条の 2	O	体制としている。	9-1
第 33 条の 2	0	寄附行為を各事務所に備えており、請求があった場合には閲覧に供	5-1
<b>第 33 米</b> の Z		するとともに、大学のホームページ上で情報公開している。	9-1
		役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置き、うち1人は理	5-2
第 35 条	$\circ$	事長である。現在の理事総数7人、監事総数3人であり、遵守され	5-3
		ている。	<b>∂</b> -5
笠の8条の9	0	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2
第 35 条の 2		子仅伝入と収負との関係は、安正に関する処定に促りている。	5-3
第 36 条	$\circ$	理事会は、寄附行為に基づき適正に開催されている。	5-2
第 37 条	$\bigcirc$	理事長、理事、監事の職務は適正に遂行されており、遵守されてい	5-2
分 31 宋		る。	5-3

第 38 条	$\cap$	理事の選任及び欠格事項等に問題なく、適正に遵守されている。	5-2
第 39 条	0	監事は、理事、評議員または学校法人の職員と兼ねていない。	5-2
第 40 条	0	法令及び寄附行為を遵守し運用されている。	5-2
第 41 条	-		
男 41 宋 ————————————————————————————————————	0	評議員会は、法令を遵守して運営されている。	5-3
第 42 条	$\circ$	理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければなら	5-3
		ない事項は、法令を遵守して評議員会に諮問されている。	
form a de		法令に基づいて、評議員会は、学校法人の業務等について役員に対	
第 43 条		して意見を述べるとともに、その諮問に答え、または役員からの報	5-3
	_	告を徴している。	
第 44 条	0	評議員の選任については法令を遵守し行われている。	5-3
第 44 条の 2	$\cap$	役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し損害賠償責任を	5-2
>\v + + >\v -> =		負っており、役員に周知されているが、該当はしていない。	5-3
		役員がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったとき	5-2
第 44 条の 3	$\circ$	は、当該役員は第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを役	5-3
		員は理解しており、現状、該当はしていない。	9-3
		役員が学校法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場	<b>F</b> 0
第 44 条の 4	$\circ$	合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、連	5-2
		帯債務者となることが理解されている。	5-3
第 45 条	$\circ$	寄附行為の変更については所定の手続きを経ている。	5-1
			1-2
第 45 条の 2	$\circ$	予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画を作成している。	5-4
			6-3
		理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評	
第 46 条		   議員会に報告し、その意見を求めている。	5-3
		毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及	
		び事業報告書を作成し、監査報告書等を各事務所に備え置き、設置	
第 47 条	0	する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場	5-1
		合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供している。	
		役員に対する報酬等について、高額でない水準で規程を定めており、	5-2
第 48 条	0	役員報酬等規程は大学のホームページで情報公開している。	5-3
		会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし	0.0
第 49 条	0		5-1
		ている。	
第 63 条の 2	$\circ$	寄附行為の内容、監査報告書、役員報酬の支給の基準等、定められ	5-1
		た書類を大学ホームページ上で情報公開している。	

# 学校教育法 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	_	該当しない	1-1

第 100 条	該当しない	1-2
第 102 条	該当しない	2-1

## 学校教育法施行規則 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条		該当しない	2-1
第 156 条	_	該当しない	2-1
第 157 条	_	該当しない	2-1
第 158 条	_	該当しない	2-1
第 159 条	_	該当しない	2-1
第 160 条	_	該当しない	2-1

# 大学院設置基準

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	度り仏がの説明	基準項目
第1条		該当しない	6-2
分 1 木		以当しなく・	6-3
第1条の2	_	該当しない	1-1
<b>新</b> 1未ジ2		N I D G V V	1-2
第1条の3	_	該当しない	2-1
第1条の4	—	該当しない	2-2
第2条	_	該当しない	1-2
第2条の2	_	該当しない	1-2
第3条	_	該当しない	1-2
第4条	_	該当しない	1-2
第5条		該当しない	1-2
第6条	_	該当しない	1-2
第7条	_	該当しない	1-2
			1-2
第7条の2	_	該当しない	3-2
			4-2
			1-2
第7条の3	_	該当しない	3-2
			4-2
第8条		該当しない	3-2
カロ木		IXコ U/& V :	4-2
第9条		該当しない	3-2
知り本		以口 U d v ·	4-2

forter at the first		adole y 2 .	
第 10 条		該当しない	2-1
第 11 条	_	該当しない	3-2
第 12 条		該当しない	2-2
717 II 71C			3-2
第 13 条		該当しない	2-2
37 10 X		N 1 0 3 4	3-2
第 14 条	—	該当しない	3-2
第 14 条の 2	—	該当しない	3-1
第 14 条の 3		該当しない	3-3
37 14 76 9			4-2
			2-2
第 15 条		該当しない	2-5
37 10 X			3-1
			3-2
第 16 条		該当しない	3-1
第 17 条	—	該当しない	3-1
第 19 条		該当しない	2-5
第 20 条		該当しない	2-5
第 21 条		該当しない	2-5
第 22 条		該当しない	2-5
第 22 条の 2		該当しない	2-5
第 22 条の 3		該当しない	2-5
		該国 しない	4-4
第 22 条の 4		該当しない	1-1
<b>第 99 夕</b>		<b>オルトやい</b>	1-1
第 23 条		該当しない	1-2
第 24 条	_	該当しない	2-5
第 25 条	_	該当しない	3-2
第 26 条	_	該当しない	3-2
第 07 冬			3-2
第 27 条		該当しない	4-2
			2-2
第 28 条	_	該当しない	3-1
			3-2
第 29 条		該当しない	2-5
<b>学 90 夕</b>		************************************	2-2
第 30 条		該当しない	3-2
第 30 条の 2		該当しない	3-2
第 31 条	_	該当しない	3-2
I.	1	·	1

第 32 条	_	該当しない	3-1
第 33 条	_	該当しない	3-1
第 34 条	_	該当しない	2-5
第 34 条の 2	_	該当しない	3-2
第 34 条の 3	_	該当しない	4-2
第 42 条		該当しない	4-1
另 42 未		以当しない	4-3
第 43 条		該当しない	4-3
第 45 条		該当しない	1-2
第 46 条		該当しない	2-5
<b> </b>			4-2

# 専門職大学院設置基準

	遵守	**ウルフの光田	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
第1条	_	該当しない	6-2
<b>第</b> 1米			6-3
第2条		該当しない	1-2
第3条		該当しない	3-1
第4条		該当しない	3-2
<b>分</b> 4 木		以当しない	4-2
第5条	_	該当しない	3-2
労り木		以当しない	4-2
第6条		該当しない	3-2
第6条の2		該当しない	3-2
第7条	_	該当しない	2-5
第8条		該当しない	2-2
<b>第 0</b> 米			3-2
第9条	_	該当しない	2-2
労り木		以当しない	3-2
第 10 条		該当しない	3-1
			3-2
第 11 条	_	該当しない	3-3
			4-2
第 12 条		該当しない	3-2
第 13 条		該当しない	3-1
第 14 条		該当しない	3-1
第 15 条		該当しない	3-1
第 16 条		該当しない	3-1

		1-2
		2-2
第 17 条	 該当しない	2-5
州17末	以当しない	3-2
		4-2
		4-3
		1-2
第 18 条	 該当しない	3-1
		3-2
第 19 条	 該当しない	2-1
第 20 条	 該当しない	2-1
第 21 条	 該当しない	3-1
第 22 条	 該当しない	3-1
第 23 条	 該当しない	3-1
第 24 条	 該当しない	3-1
第 25 条	 該当しない	3-1
		1-2
第 26 条	 該当しない	3-1
		3-2
第 27 条	 該当しない	3-1
第 28 条	 該当しない	3-1
第 29 条	 該当しない	3-1
第 30 条	 該当しない	3-1
第 31 条	 該当しない	3-2
第 32 条	 該当しない	3-2
第 33 条	 該当しない	3-1
第 34 条	 該当しない	3-1
第 42 条	該当しない	6-2
<i>知 44 本</i>		6-3

# 学位規則 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	_	該当しない	3-1
第4条		該当しない	3-1
第5条		該当しない	3-1
第 12 条	_	該当しない	3-1

## 大学通信教育設置基準

	遵守	att deally an extend	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
		教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成する	
foto a for		ため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価	6-2
第1条	O	を行い、その結果を公表するものとし、自己点検評価委員会及び認	6-3
		証評価委員会がその責任を負っている。(学則第2条)	
		次世代教育学部教育経営学科に、通信教育課程が設置されており、	
第2条	$\circ$	学則第4条に、学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員等が	3-2
		示されている。(学則第4条1項、通信教育課程規程第第3条)	
		通信教育課程の授業は、印刷教材等による授業、面接授業もしくは	0.0
第3条	$\circ$	メディアを利用して行う授業のいずれか、またはこれらの併用によ	2-2
		り行うこととしている。(学則第23条、通信教育課程規程第21条)	3-2
<b>年</b> 4 冬		通信教育課程の試験等の方法は、科目修得試験、面接授業試験等と	9.0
第4条	0	定めている。(学則第33条、通信教育課程規程第22条)	3-2
		通信教育課程の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の	
第5条	$\circ$	学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方	3-1
		法に応じて定めている。(学則第24条、通信教育課程規程第20条)	
	0	通信教育課程の卒業要件は、学部に4年以上在籍し、必修科目を含	
第6条		む 124 単位以上単位取得を条件としている。(学則第 37 条、通信	3-1
		教育課程規程第33条)	
		教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学	
		校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を	
第7条	$\circ$	本学における授業科目の履修とみなし、60単位を超えない範囲で、	3-1
		学長の定めるところにより単位を与えることができる。	
		(学則第28条、通信教育課程規程第27条)	
第9条		令和 2 年 5 月現在の次世代教育学部教育経営学科の専任教員数は	3-2
	0	40 人 (教授 22 人) であり、設置基準第9条第2項を満たしてい	3 2 4-2
		る。	T 4
第 10 条	0	本学の校舎面積は 35,212.85 ㎡であり、設置基準 17,881 ㎡を上回	2-5
另 IU 栄 		るため、設置基準第10条第3項を満たしている。	4 U

第 11 条	0	本学の校地面積は 221,674.66 ㎡であり、設置基準 27,400 ㎡を上	0.5
		回るため、設置基準第 11 条を満たしている。	2-5
第 12 条	0	通信教育課程専門部署として、教務課通信教育室を設置し、専任の	2-2
		事務職員を配置している。	3-2
第 13 条	0	次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕、通信教育課程専門	6-2
		部署として、教務課通信教育室を設置している。	6-3

<sup>※「</sup>遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「〇」「×」で記載し、該当しない場合は「一」で記載すること。

<sup>※「</sup>遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

<sup>※</sup>大学院等を設置していない等、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

# Ⅷ. エビデンス集一覧

# エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去5年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去3年間)	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去3年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要 (図書館除く)	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表 (前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率 (大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去5年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

# エビデンス集(資料編)一覧

# 基礎資料

全班貝/ff	タイトル	
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人創志学園 寄附行為	
	大学案内	
【資料 F-2】	環太平洋大学 大学案内 2024	
【資料 F-3】	大学学則	
【貝がチーン】	環太平洋大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要項	
【貝科「一4】	IPU・環太平洋大学 令和 6 (2024) 年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
【貝科 [一0]	学生便覧 2024	
   【資料 F-6】	事業計画書	
【貝科1 -0】	令和 6(2024)年度 環太平洋大学 事業計画書	
   【資料 F-7】	事業報告書	
【具作1 /】	令和 6(2024)年度 環太平洋大学 事業報告書	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-8】	アクセスマップ	
	大学構内案内図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	
	学校法人創志学園規程集、環太平洋大学 規程集	
 【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会 状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	、 計
	役員名簿、理事会、評議員会の前年度開催状況	
	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 、監事監査報告書 (過去 5 年間	])
【資料 F-11】	決算書(平成29年度~令和6年度)、監事監査報告書	··
	履修要項、シラバス (電子データ)	
【資料 F-12】	IPU 履修ガイド〈令和 6(2024)年度入学生〉	
	シラバス (電子データ)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
L Q 47 1 10 Z	環太平洋大学三つのポリシー	
   【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
L SATI IT	設置に係る設置計画履行状況報告書	
 【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
▲只介1 IU』	認証評価結果の条件に対する改善報告書	

# 基準 1. 使命•目的等

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
1-1. 使命•目的及	なび教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	環太平洋大学 学則	【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-1-2】	学生便覧 (p. 8 参照)	【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-1-3】	大学案内	【資料 F-2】と同じ	
【資料 1-1-4】	大学ホームページ		
【資料 1-1-5】	共通基礎データ 様式 2		
1-2. 使命·目的及	なび教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	教職員総会記録		
【資料 1-2-2】	事業報告書(FD/SD 実施推進委員会)		
【資料 1-2-3】	学生便覧 (p. 8 参照)	【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-2-4】	大学案内	【資料 F-2】と同じ	
【資料 1-2-5】	大学ホームページ		
【資料 1-2-6】	中期計画 令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年)		
【資料 1-2-7】	事業計画書・事業報告書	【資料 F-6】と同じ	
【資料 1-2-8】	環太平洋大学 三つのポリシー (大学ホームページ)	【資料 F-13】と同じ	
【資料 1-2-9】	環太平洋大学 教育経営会議規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 1-2-10】	環太平洋大学 事務局課長会議規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 1-2-11】	環太平洋大学 教授会規則	【資料 F-9】と同じ	

# 基準 2. 学生

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
2-1. 学生の受け入	sh .		
【資料 2-1-1】	学生募集要項(p. 6 参照)	【資料 F-4】と同じ	
【資料 2-1-2】	大学ホームページ		
【資料 2-1-3】	学生募集要項(p. 8-22 参照)	【資料 F-4】と同じ	
2-2. 学修支援			
【資料 2-2-1】	事業報告書 (初年次教育部)		
【資料 2-2-2】	メンター組織図		
【資料 2-2-3】	学生のための研究倫理ガイドライン		
【資料 2-2-4】	オフィスアワーリスト		
【資料 2-2-5】	就活学力テスト(成績サンプル)		
【資料 2-2-6】	スピーチコンテスト・プレゼンテーションコンテストの実施報告書		
【資料 2-2-7】	環太平洋大学 学生表彰規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 2-2-8】	学生便覧(UNIVERSAL PASSPORT p.21-22 参照)	【資料 F-5】と同じ	
【資料 2-2-9】	ホームページ(IPU サポートナビ)		
【資料 2-2-10】	IPU・環太平洋大学設備ガイド(p. 11 参照)		
【資料 2-2-11】	授業評価アンケート概要と手順		
2-3. キャリア支援	<u> </u>		
【資料 2-3-1】	環太平洋大学 キャリアセンター規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 2-3-2】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	【表 2-6】と同じ	
【資料 2-3-3】	事業報告書 (キャリアセンター)		
【資料 2-3-4】	ホームページ記事		
2-4. 学生サービス			
【資料 2-4-1】	学生センター規程	【資料 F-9】と同じ	

【資料 2-4-2】	学友会会則	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-3】	学友会所属団体細則	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-4】	メディカルセンター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-5】	事業報告書 (メディカルセンター)	【表 2-9】と同じ
【資料 2-4-6】	IPU 附属鍼灸整骨院利用規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-7】	事業報告書(IPU 附属鍼灸整骨院)	【東作 F O】 C PO C
【資料 2-4-8】	ハラスメント対策委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-9】	学納金規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-10】	創志学園関係者に対する学納金減免取扱規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-11】	學学会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-12】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)	【表 2-7】と同じ
【資料 2-4-13】	環太平洋大学 体育会特待生規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-14】	募集要項(p.36 参照)	【東作 I O】 C PO C
【資料 2-4-15】	緊急奨学金規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-16】	日本学生支援機構奨学金給付・貸与状況	TRATE OF CINE
【資料 2-4-17】	体育会会則	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-18】	学友会所属団体細則	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-19】	学友会会則	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-20】	学生寮のご案内	TRATE OF CINE
2-5. 学修環境の割		
【資料 2-5-1】	校地、校舎等の面積	【共通基礎データ
12011 = 3 12		様式1】と同じ
【資料 2-5-2】	IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3-4、7-8)	【資料 2-4-20】と同じ
【資料 2-5-3】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	【共通基礎データ 様式1】と同じ
【資料 2-5-4】	IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 9-10、15-21)	【資料 2-4-20】と同じ
【資料 2-5-5】	環太平洋大学 次世代情報センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-6】	附属図書館規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-7】	事業報告書(附属図書館)	【表 2-11】と同じ
【資料 2-5-8】	My Favorite Book 2024『私の大好きな 1 冊』コンテスト 優 秀作品集	
【資料 2-5-9】	障害のある学生の修学支援に関するガイドライン	
【資料 2-5-10】	授業科目における学生数	
2-6. 学生の意見・	・要望への対応	
【資料 2-6-1】	前期授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	リフレクションペーパー	
【資料 2-6-3】	授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-4】	学生調査の概要	
【資料 2-6-5】	FD 実施推進委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-6-6】	アセスメントポリシーについて	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-6-7】	学生評価委員会活動記録	
【資料 2-6-8】	事業報告書 (メディカルセンター)	
【資料 2-6-9】	事業報告書 (学生センター)	
【資料 2-6-10】	学生評価委員会活動記録	
【資料 2-6-11】	学生調査の概要 (ホームページ)	

## 基準 3. 教育課程

を作り、 役 月 味 住 基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
3-1. 単位認定、4	· 卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	環太平洋大学ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同じ	
【資料 3-1-2】	学生便覧(p. 9-16 参照)	【資料 F-5】と同じ	
【資料 3-1-3】	履修ガイド(p. 12-14 参照)	【資料 F-12】と同じ	
【資料 3-1-4】	学生募集要項(p. 6 参照)	【資料 F-4】と同じ	
【資料 3-1-5】	大学ホームページ		
【資料 3-1-6】	環太平洋大学 学則	【資料 F-3】と同じ	
【資料 3-1-7】	学生便覧(p. 30-31 参照)	【資料 F-5】と同じ	
【資料 3-1-8】	シラバス記入例		
【資料 3-1-9】	シラバスチェックリスト		
【資料 3-1-10】	成績質問書		
【資料 3-1-11】	学生便覧(p. 32-33 参照)	【資料 F-5】と同じ	
【資料 3-1-12】	退学・進級・卒業判定基準	【資料 F-9】と同じ	
【資料 3-1-13】	客観的指標に基づく成績の分布状況を示す資料		
【資料 3-1-14】	退学・進級・卒業判定基準	【資料 F-9】と同じ	
【資料 3-1-15】	環太平洋大学 学則	【資料 F-3】と同じ	
3-2. 教育課程及び	<b>が</b> 教授方法		
【資料 3-2-1】	環太平洋大学カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同じ	
【資料 3-2-2】	学生便覧(p. 9-16 参照)	【資料 F-5】と同じ	
【資料 3-2-3】	履修ガイド (p. 5-11 参照)	【資料 F-12】と同じ	
【資料 3-2-4】	大学ホームページ		
【資料 3-2-5】	環太平洋大学カリキュラム・マップ		
【資料 3-2-6】	シラバス記入例		
【資料 3-2-7】	シラバスチェックリスト		
【資料 3-2-8】	履修ガイド(p. 6-11 参照)	【資料 F-12】と同じ	
【資料 3-2-9】	卒業論文指導ガイド		
【資料 3-2-10】	環太平洋大学 学則	【資料 F-3】と同じ	
【資料 3-2-11】	教務ガイド (p. 7 参照)		
【資料 3-2-12】	教務ガイド		
【資料 3-2-13】	履修ガイド (p. 5 参照)	【資料 F-12】と同じ	
【資料 3-2-14】	コンピュータ・リテラシーⅠ・Ⅱシラバス		
【資料 3-2-15】	IPU・環太平洋大学設備ガイド(p. 3-4 参照)		
【資料 3-2-16】	授業改善報告書		
【資料 3-2-17】	学生調査の概要		
3-3. 学修成果の点検・評価			
【資料 3-3-1】	大学評価・IR 室規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 3-3-2】	アセスメントポリシーについて	【資料 F-9】と同じ	
【資料 3-3-3】	学修成果公開状況		

# 基準 4. 教員・職員

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
4-1. 教学マネジメントの機能性			
【資料 4-1-1】	教育経営会議規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 4-1-2】	教育経営会議議事録		

【資料 4-1-3】	環太平洋大学組織図	【図表 1-1-2】と同じ
【資料 4-1-4】	2024 年度センター・委員会組織	-
【資料 4-1-5】	環太平洋大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-6】	教授会規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-7】	教授会議事録提出フォーム	
【資料 4-1-8】	事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-1-9】	事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 4-1-10】	教職員総会記録	
【資料 4-1-11】	環太平洋大学組織図	【図表 1-1-2】と同じ
【資料 4-1-12】	学校法人創志学園 稟議規程	【資料 F-9】と同じ
4-2. 教員の配置・	職能開発等	
【資料 4-2-1】	教育職員選考規定	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-2】	教員調書、教育研究業績書	
【資料 4-2-3】	アセスメントポリシーについて	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-4】	事業報告書(FD/SD 実施推進委員会)	
4-3. 職員の研修	,	
【資料 4-3-1】	SD 実施推進委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-2】	事業報告書(FD/SD 実施推進委員会)	
4-4. 研究支援	,	
【資料 4-4-1】	学術研究推進委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-2】	研究倫理委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-3】	研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫理指針	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-4】	研究倫理チェック表	
【資料 4-4-5】	研究倫理審査を要するか否かの判断について	
【資料 4-4-6】	研究倫理委員会提出書類	
【資料 4-4-7】	公的研究費補助金取扱に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-8】	公的研究費の適正管理・監督に関する基本方針	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-9】	研究費の不正使用の防止等に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-10】	公的研究費補助金・研究活動の不正防止に関する運営・管理体制	
【資料 4-4-11】	教育研究費・学内特別研究費使用ガイドブック	
【資料 4-4-12】	教育研究費規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-13】	教育研究費申請者リスト	
【資料 4-4-14】	学内特別研究費使用状況報告書	
【資料 4-4-15】	教育研究費規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-16】	学内特別研究費規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-17】	科研費申請者一覧	
【資料 4-4-18】	科研費交付内定一覧	

# 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目					
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考			
5-1. 経営の規律と	5-1. 経営の規律と誠実性				
【資料 5-1-1】	学校法人創志学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ			
【資料 5-1-2】	学校法人創志学園 寄附行為施行細則	【資料 F-9】と同じ			
【資料 5-1-3】	環太平洋大学 教育経営会議規程	【資料 F-9】と同じ			
【資料 5-1-4】	IPU・環太平洋大学設備ガイド	【資料 2-4-20】と同じ			
【資料 5-1-5】	学校法人創志学園 個人情報の保護に関する規程	【資料 F-9】と同じ			

【資料 5-1-6】	環太平洋大学 人権教育研究推進委員会規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 5-1-7】	環太平洋大学組織図	【図表 1-1-2】と同じ	
5-2. 理事会の機能			
【資料 5-2-1】	学校法人創志学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ	
【資料 5-2-2】	学校法人創志学園 寄附行為施行細則	【資料 F-9】と同じ	
5-3. 管理運営の円	5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人創志学園 監事監査規則	【資料 F-9】と同じ	
5-4. 財務基盤と収支			
【資料 5-4-1】	環太平洋大学 学生生徒等納付金の推移表		
【資料 5-4-2】	環太平洋大学 学生生徒等納付金の計画表		
【資料 5-4-3】	環太平洋大学 事業活動収支差額の実績推移表		
5-5. 会計			
【資料 5-5-1】	学校法人創志学園 経理規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 5-5-2】	学校法人創志学園 経理規程施行細則	【資料 F-9】と同じ	
【資料 5-5-3】	学校法人創志学園 固定資産及び物品管理規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 5-5-4】	学校法人創志学園 固定資産及び物品管理規程細則	【資料 F-9】と同じ	
【資料 5-5-5】	学校法人創志学園 予算編成及び施行規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 5-5-6】	学校法人創志学園 資産運用規程	【資料 F-9】と同じ	
【資料 5-5-7】	学校法人創志学園 内部監査規則	【資料 F-9】と同じ	

# 基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	環太平洋大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-3】	教育経営会議規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-4】	内部質保証推進委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-5】	大学評価・IR 室規程	【資料 F-9】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	アセスメントポリシーについて	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-2】	内部質保証推進委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-3】	大学評価・IR 室規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-4】	ホームページ (本学の取組)	
【資料 6-2-5】	事業計画書、事業報告書	
【資料 6-2-6】	大学評価・IR 室規程	【資料 F-9】と同じ

# 基準 A. 「挑戦と創造の教育」

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
A-1. 「挑戦と創造の教育」に基づく社会貢献			
【資料 A-1-1】	地域貢献活動報告書		
【資料 A-1-2】	他組織との連携・協力に関する協定書集		
【資料 A-1-3】	環太平洋大学・体育会 社会連携活動報告書(2024年度)		
【資料 A-1-4】	プレスリリース実績		
A-2. スポーツと教育の融合による次世代を担う人材の育成			
【資料 A-2-1】	環太平洋大学・体育会戦績報告書		

【資料 A-2-2】	就職の状況(過去3年間)	【表 2-5】と同じ
------------	--------------	------------

## 特記事項

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
特-1. 礼法の指導と実践			
【資料特-2-1】	学生便覧		
特-2. 保護者面談			
【資料特-2-2】	保護者面談実施報告書		
特-3. 4年後に責任を持つ大学			
【資料特-2-3】	大学案内		

## 環太平洋大学 令和6年度 自己点検評価書

編 集 環太平洋大学 令和6年度 自己点検・評価委員会

発 行 日 令和7年(2025年) 11月

発 行 所 IPU・環太平洋大学

晒709-0863 岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721

Tel. ( 086 ) 908-0200∰ Fax. ( 086 ) 908-0280

印刷製本 友野印刷株式会社

☞700-0035 岡山県岡山市北区高柳西町 1-23

Tel. ( 086 ) 255-1101∰ Fax. ( 086 ) 253-2965

